

原子力事業者防災業務計画作成(修正)届出書

運総発官27第232号

平成27年 8月 1日

原子力規制委員会 殿

届出者

住所 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

氏名 東京電力株式会社

代表執行役社長 廣 瀬 直 司

担当者

所 属 福島第一原子力発電所防災安全部

原子力防災グループマネージャー

電 話 0240-30-9301 (代表)

別添のとおり、原子力事業者防災業務計画を作成(修正)したので、原子力
災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所	東京電力株式会社 福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	原子炉設置許可 昭和41年12月 1日
原子力事業者防災業務計画作成(修正)年月日	平成27年8月1日
協議した都道府県知事及び市町村長	福島県知事 内堀 雅雄 福島県双葉郡大熊町長 渡辺 利綱 福島県双葉郡双葉町長 伊澤 史朗
予定される要旨の公表の方法	報道機関への公表 本店原子力情報コーナーでの閲覧 インターネットでの公開

福島第一原子力発電所
原子力事業者防災業務計画

平成27年8月

東京電力株式会社

改 定 来 歴

項目 回	年 月 日	改 定 内 容	備 考
0	平成12年6月16日 (原管発官12第147号)	新規制定	
1	平成13年8月1日 (原管発官13第217号)	ICRP Pub. 60 法令化, 中央省庁再編, フィルムバッジ廃止, オフサイトセンター運営要領との整合及び表現の適正化等に伴う一部改定	
2	平成14年8月1日 (原管発官14第200号)	「防災基本計画」修正並びに「原子炉施設等の防災対策について」改訂の取り入れ, 福島県組織改編及び表現の適正化等に伴う一部改定	
3	平成15年8月1日 (原管発官15第168号)	国, 自治体及び社内組織改編, 「原子炉施設等の防災対策について」改訂, 緊急被ばく医療活動の充実強化及び表現の適正化等に伴う一部改定	
4	平成16年8月6日 (原管発官16第228号)	「原子力災害対策特別措置法施行規則」改正, 省庁, 自治体及び社内組織改編, オフサイトセンター派遣要員及び貸与資機材の福島第一, 福島第二原子力発電所間協力の実施の取り入れ等に伴う一部改定	
5	平成17年8月5日 (原管発官17第200号)	各経済産業局等の組織改編及び表現の適正化等に伴う一部改定	
6	平成18年8月8日 (原管発官18第179号)	内閣府告示による指定地方行政機関の変更及び表現の適正化等に伴う一部改定	
7	平成19年8月10日 (原管発官19第254号)	内閣府告示による指定地方行政機関の変更, 表現の適正化及び副原子力防災管理者の代行順位見直し等に伴う一部改定	
8	平成20年8月8日 (原管発官20第230号)	内閣府告示による指定地方行政機関の変更, 自治体及び社内組織改編並びに原子力災害対策特別措置法施行規則一部改正等に伴う一部改定	

項目 回	年 月 日	改 定 内 容	備 考
9	平成21年8月7日 (原管発官21第166号)	火災発生時の対応の明確化及び発電所周辺監視柵の移設による周辺監視区域の変更に伴う一部改定	
10	平成22年8月9日 (原管発官22第210号)	内閣府告示による指定行政機関の変更及びSPDS常時伝送運用等に伴う一部改定	
11	平成23年12月22日 (原管発官23第544号)	省庁組織改編に伴う名称変更及びJ E A G改定に伴う通報並びに報告様式の一部改定	
12	平成25年3月12日 (原管発官24第647号) ※1 (原管発官24第648号) ※2	原子力災害対策特別措置法等の改正, 福島県地域防災計画の修正, 発電所の現状等反映に伴う改定	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出
13	平成25年6月19日 (原管発官25第174号) ※1 (原管発官25第175号) ※2	社内組織改編, 社内防災体制の見直し, 通報先の追加に伴う一部改定	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出
14	平成25年12月2日 (原管発官25第553号) ※1 (原管発官25第554号) ※2	原子力災害対策指針の改正, 原子力災害対策特別措置法関連法令の改正, 発電所防災体制の見直し, 発電所入退域管理棟運用開始, 特定原子力施設に係る実施計画の施行に伴う一部改定	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出
15	平成27年3月25日 (運総発官26第811号) ※1 (運総発官26第812号) ※2	社内防災組織の変更, 省庁組織改編に伴う名称変更及びE A L事業者解釈追加に伴う改訂	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出
16	平成27年8月1日 (運総発官27第231号) ※1 (運総発官27第232号) ※2	原子力災害対策指針の改正, 原子力災害対策特別措置法関連法令の改正, E A L事業者解釈追加に伴う改定及び組織改編に伴う改定	※1 内閣総理大臣へ提出 ※2 原子力規制委員会へ提出

目 次

第1章 総則	1
第1節 原子力事業者防災業務計画の目的	1
第2節 定義	1
第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想	6
第4節 原子力事業者防災業務計画の運用	7
第5節 原子力事業者防災業務計画の修正	7
第2章 原子力災害予防対策の実施	8
第1節 防災体制	8
1. 態勢の区分	8
2. 原子力防災組織等	9
3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務	10
第2節 原子力防災組織の運営	11
1. 通報連絡体制及び情報連絡体制	11
2. 原子力警戒態勢の発令及び解除	12
3. 緊急時態勢の発令及び解除	14
4. 権限の行使	16
第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備	17
1. 敷地境界付近の放射線測定設備の設置及び検査等	17
2. 原子力防災資機材の整備	18
3. 原子力防災資機材以外の資機材の整備	18
4. 遠隔操作が可能な装置等の整備	18
第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備	19
1. オフサイトセンターに備え付ける資料	19
2. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料	19
3. 発電所及び本社等に備え付ける資料	19
第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検	20
1. 緊急時対策所	20
2. 原子力事業所災害対策支援拠点	20

3. 本社非常災害対策室	2 0
4. 退避場所の指定及び避難集合場所	2 1
5. 救急医療施設	2 1
6. 気象観測設備	2 1
7. S P D S	2 2
8. 緊急時サイレン及び所内放送装置	2 2
第6節 防災教育の実施	2 2
第7節 訓練の実施	2 3
1. 社内における訓練	2 3
2. 国又は地方公共団体が主催する訓練	2 3
第8節 関係機関との連携	2 4
1. 国との連携	2 4
2. 地方公共団体との連携	2 4
3. 地元防災関係機関等との連携	2 5
第9節 発電所周辺及び一般の方々を対象とした広報活動	2 5
第3章 警戒事象発生時における対応	2 6
第1節 通報及び連絡	2 6
1. 通報の実施	2 6
2. 原子力警戒態勢発令時の対応	2 6
3. 情報の収集と提供	2 7
4. 社外関係機関との連絡方法	2 7
第2節 応急措置の実施	2 7
第4章 緊急事態応急対策等の実施	2 8
第1節 通報及び連絡	2 8
1. 通報の実施	2 8
2. 緊急事態態勢発令時の対応	2 9
3. 情報の収集と提供	2 9
4. 社外関係機関との連絡方法	3 0
5. 通話制限	3 0
第2節 応急措置の実施	3 0

1. 避難誘導及び警備	3 0
2. 放射能影響範囲の推定及び防護措置	3 1
3. 医療活動	3 1
4. 消火活動	3 3
5. 汚染拡大の防止	3 3
6. 線量評価	3 3
7. 広報活動	3 4
8. 応急復旧	3 4
9. 原子力災害の発生又は防止を図るための措置	3 4
1 0. 資機材の調達及び輸送	3 5
1 1. 事業所外運搬に係る事象発生における措置	3 5
1 2. 応急措置の実施報告	3 6
1 3. 原子力防災要員等の派遣等	3 6
第3節 緊急事態応急対策	3 8
1. 第2次緊急事態勢の発令	3 8
2. 原子力災害合同対策協議会等との連絡報告	3 8
3. 応急措置の継続実施	3 9
4. 事業所外運搬事故における対策	3 9
第5章 原子力災害事後対策	4 0
第1節 発電所の対策	4 0
1. 復旧対策	4 0
2. 被災者の相談窓口の設置	4 1
3. 緊急時対策要員の健康管理等	4 1
4. 緊急事態勢の解除	4 1
5. 原因究明と再発防止対策の実施	4 1
第2節 原子力防災要員等の派遣等	4 1
第6章 その他	4 3
第1節 他の原子力事業者への協力	4 3

第1章 総則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の規定並びに原子力災害対策指針に基づき、福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

第2節 定義

この計画において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

1. 原子力災害

原子力緊急事態により公衆の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

2. 警戒事態（AL ; Alert）

原子力災害対策指針にて定められている、原災法第10条に基づく通報事象（特定事象）には至っていないが、その可能性のある事故・故障もしくはそれに準ずる事故・故障であって原子力規制庁が警戒事態と判断する事象。

3. 施設敷地緊急事態（SE ; Site area Emergency）

原子力災害対策指針にて定められている、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じ、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要となる事態。：原災法第10条に基づく通報事象（特定事象）相当。

4. 全面緊急事態（GE ; General Emergency）

原子力災害対策指針にて定められている、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じ、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低

減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある事態。：原災法第 15 条に基づく通報事象（原子力緊急事態）相当。

5. 原子力緊急事態

発電所施設の保安及び維持管理等において放射性物質又は放射線が異常な水準で発電所の敷地外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

6. 原子力災害予防対策

緊急事態応急対策等及び原子力災害事後対策の実施に必要となる防災体制及び資機材の整備等の対策をいう。

7. 緊急事態応急対策

原子力災害対策特別措置法第 15 条第 2 項の規定に基づく原子力緊急事態宣言があった時から同法第 15 条第 4 項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

8. 原子力災害事後対策

原子力災害対策特別措置法第 15 条第 4 項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第 2 条第 2 項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

9. 原子力事業者

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく原子炉の設置の許可を受けた者、その他原子力災害対策特別措置法第 2 条第 3 号に規定する者をいう。

10. 原子力事業所

原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。

11. 指定行政機関

国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する国の行政機関及び同法第 8 条から第 8 条の 3 までに規定する機関で、内閣総理大臣が指定するものを

いう。(内閣府，国家公安委員会，警察庁，金融庁，消費者庁，総務省，消防庁，法務省，外務省，財務省，文部科学省，文化庁，厚生労働省，農林水産省，経済産業省，資源エネルギー庁，原子力規制委員会，中小企業庁，国土交通省，国土地理院，気象庁，海上保安庁，環境省及び防衛省)

1 2．指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局（国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で，内閣総理大臣が指定するものをいう。（沖縄総合事務局，管区警察局，総合通信局，沖縄総合通信事務所，財務局，水戸原子力事務所，地方厚生局，都道府県労働局，地方農政局，北海道農政事務所，森林管理局，経済産業局，産業保安監督部，那覇産業保安監督事務所，地方整備局，北海道開発局，地方運輸局，地方航空局，管区气象台，沖縄气象台，管区海上保安本部，地方環境事務所及び地方防衛局）

1 3．核燃料物質等

核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）をいう。

1 4．原子炉の運転等

原子力損害の賠償に関する法律施行令（昭和37年政令第44号）第1条に基づく原子炉の運転及び核燃料物質の使用並びにこれらに付随してする核燃料物質等の運搬又は貯蔵をいう。

1 5．原子力警戒態勢

原子力災害対策指針にて定められている警戒事態に対処するための態勢をいう。

1 6．緊急時態勢

原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合であって，発電所の平常組織をもってしては，事故原因の除去，原子力災害の拡大防止等のための活動を迅速かつ円滑に行うことが困難な事態に対処するための態勢をいう。

1 7．原子力災害対策活動

緊急時態勢発令時に原子力災害の発生及び拡大を防止し，並びに原子力災害の復旧を図るために実施する活動をいう。

1 8．発電所原子力警戒組織

発電所に置かれる原子力災害対策指針にて定められている警戒事態に対処するための

組織。

19. 本社原子力警戒組織

本社に置かれる原子力災害対策指針にて定められている警戒事態に対処するための組織。

20. 原子力防災組織

原子力災害対策特別措置法第8条第1項の規定に基づき発電所に設置され、原子力災害対策活動を行う組織をいう。

21. 本社原子力防災組織

本社に設置される原子力災害対策活動を行う組織をいう。

22. 原子力防災要員

原子力災害対策特別措置法第8条第3項の規定に基づき原子力防災組織に置かれ、原子力災害対策活動を行う要員（ただし、同法第8条第4項の規定に基づき原子力規制委員会等に届け出ている要員に限る。）をいう。

23. 緊急時対策要員

原子力防災要員、原子力防災要員の補佐・交替を行う要員及び原子力防災組織を統括管理する要員をいう。

24. 本社緊急時対策要員

本社原子力防災組織に置かれ、原子力災害対策活動を行う要員をいう。

25. 原子力防災管理者

原子力災害対策特別措置法第9条第1項の規定に基づき選任され、発電所においてその事業の実施を統括管理する者をいう。なお、緊急事態発令中は、発電所対策本部長という。

26. 副原子力防災管理者

原子力災害対策特別措置法第9条第3項の規定に基づき選任され、原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐する者をいう。

27. 緊急時対策所

原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令第二条第二項第一号に規定する、原子力発電所の敷地内にあり、原子力防災組織の活動拠点となる対策所として、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施を統括管理するための施設

をいう。

28． 本社非常災害対策室

原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令第二条第二項第三号に規定する，原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意志決定を行い，かつ，緊急時対策所において行う原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための施設をいう。

29． 緊急時対応情報表示システム（以下「SPDS」という。）

原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令第二条第二項第四号に規定する，原子力事業所内の状況に関する情報その他の情報を伝送する福島第一原子力発電所5，6号機の原子力事業所内情報等伝送設備をいう。

30． 統合原子力防災ネットワーク

緊急時における情報連絡を確保するため，国が整備を行う，総理大臣官邸，原子力規制庁，緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）を接続する情報通信ネットワーク（地上系及び衛星系ネットワーク）をいう。

31． 原子力事業所災害対策支援拠点

原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令第二条第二項第二号に規定する，原子力事業所災害対策の実施を支援するための原子力事業所の周辺の拠点をいう。なお，周辺地域において，必要な機能をすべて満たすことができる施設が存在しない場合は，複数の施設を選定し対処する。

32． 特定原子力施設

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第64条の2第1項の規定に基づき指定する施設。福島第一原子力発電所は平成24年11月7日，特定原子力施設の指定を受けている。

第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想

発電所施設に関する保安及び維持管理等に関する事項については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」に基づき、活動を行う。

従って、この計画では、原子力災害対策の遂行に資するため、次に掲げる各段階における諸施策について定めるものとする。

1. 原子力災害予防対策の実施

迅速かつ円滑な応急対策を行うための、緊急事態応急対策等及び原子力災害事後対策の実施に必要となる防災体制の整備及び防災資機材の整備、防災教育並びに防災訓練の実施等。

2. 緊急事態応急対策等の実施

迅速かつ円滑な応急対策を行うための、特定の事象発生時の通報、緊急時態勢の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施、緊急事態応急対策の実施及び関係機関への原子力防災要員等の派遣等。

3. 原子力災害事後対策の実施

適切かつ速やかな災害復旧対策を行うための、原子力災害事後対策の実施及び関係機関への原子力防災要員等の派遣による原子力災害地域復旧等。

第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

原子力防災管理者、副原子力防災管理者並びに発電所及び本社の緊急時対策要員は、平素から、原子力災害対策活動等について理解しておくとともに、緊急時には、この計画に従い、円滑かつ適切な原子力災害対策活動を遂行するものとする。

第5節 原子力事業者防災業務計画の修正

原子力防災管理者は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。なお、原子力防災管理者は、検討の結果、修正の必要がない場合であってもその旨を原子力防災専門官、福島県知事、大熊町長、双葉町長に報告する。また、この計画を修正する場合には、次のとおりとする。

1. 原子力防災管理者は、この計画を修正しようとするときは、福島県地域防災計画、大熊町地域防災計画及び双葉町地域防災計画に抵触するものでないことを確認し、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。
2. この計画を修正しようとするときは、あらかじめ福島県知事、大熊町長及び双葉町長に協議しなければならない。この協議は、この計画を修正しようとする日の60日前までに、社長より福島県知事、大熊町長及び双葉町長にこの計画の案を提出して行うものとする。この場合において、この計画を修正しようとする日を明らかにするものとする。
3. この計画を修正した場合、社長より内閣総理大臣及び原子力規制委員会に速やかに様式1に定める届出書により届け出るとともに、その要旨を公表する。
4. 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、福島県知事、大熊町長及び双葉町長から、この計画の作成又は修正に関する事項について報告を求められたときに報告できるよう、作成及び修正の履歴を保存しておく。

第2章 原子力災害予防対策の実施

第1節 防災体制

1. 態勢の区分

別表2－1及び別表2－2並びに別表2－3の事象が発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、次表に定める原子力災害の情勢に応じて態勢を区分する。

表 態勢の区分

発生事象の情勢	態勢の区分
別表2－1の事象が発生したときから、第1次緊急時態勢が発令されるまでの間、又は別表2－1の事象に該当しない状態となり、事象が収束し原子力警戒態勢を取る必要が無くなったときまでの間	原子力警戒態勢
別表2－2の事象が発生し、原子力防災管理者が原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行ったときから、第2次緊急時態勢を発令するまでの間、又は別表2－2の事象に該当しない状態となり、事象が収束し第1次緊急時態勢を取る必要が無くなったときまでの間	第1次緊急時態勢
別表2－3の事象が発生し、その旨を関係箇所に報告したとき、又は内閣総理大臣による原子力災害対策特別措置法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言が行われたときから、内閣総理大臣による原子力災害対策特別措置法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われ、かつ別表2－2及び別表2－3の事象に該当しない状態となり、事象が収束し緊急時態勢を取る必要が無くなったときまでの間	第2次緊急時態勢

注）原子力災害対策特別措置法第15条第4項の原子力緊急事態解除宣言が行われた後においても、発電所対策本部長の判断により緊急時態勢を継続することができる。

なお、平成23年3月11日、発電所において別表2－3の事象が発生したことから第2次緊急時態勢の発令を行い、現在、原子力災害対策活動を実施している。

2. 原子力防災組織等

社長は、発電所に原子力警戒組織及び原子力防災組織を、本社に本社原子力警戒組織及び本社原子力防災組織を設置する。

(1) 発電所

- ① 原子力警戒組織及び原子力防災組織は、別図 2－1 に定める業務分掌に基づき、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な活動を行う。
- ② 原子力防災管理者は、原子力防災組織に原子力災害が発生した場合に別表 2－4 に定める業務を直ちに行える原子力防災要員を置く。
- ③ 原子力防災管理者は、原子力防災要員を置いた場合又は変更した場合、社長より原子力規制委員会、福島県知事、大熊町長及び双葉町長に様式 2 の届出書により原子力防災要員を置いた日又は変更した日から 7 日以内に届け出る。
- ④ 原子力防災管理者は、原子力防災要員のうち、発電所からの派遣要員をあらかじめ定めておく。

派遣要員は、次に掲げる職務を実施する。

- a. 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策への協力
 - b. 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策への協力
- ⑤ 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、福島県知事、大熊町長及び双葉町長から、原子力防災組織及び原子力防災要員の状況について報告を求められたときはこれを行う。
 - ⑥ 原子力防災管理者は、原子力防災組織に原子力防災要員の補佐・交替要員を置く。

(2) 本社

- ① 本社原子力警戒組織及び本社原子力防災組織は、別図 2－2 に定める業務分掌に基づき、本社における原子力災害対策活動を実施し、発電所において実施される対策活動を支援する。
- ② 本社原子力防災組織は本社緊急時対策要員で構成する。
- ③ 第 2 次緊急事態勢が発令された場合には、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）等の関係機関と連携し、全社的に緊急事態応急対策及

び原子力災害事後対策に取り組むものとする。

- ④ 社長は、本社からの派遣要員をあらかじめ定めておく。

3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務

(1) 原子力防災管理者の職務

原子力防災管理者は、発電所長とし、原子力防災組織を統括管理するとともに、次に掲げる職務を行う。

- ① 別表 2－1，別表 2－2 又は別表 2－3 の事象の発生について連絡を受け，又は自ら発見したときは，直ちに別図 2－3 別図 2－4 に示す箇所へ通報し，原子力警戒態勢又は緊急時態勢を発令する。
- ② 原子力警戒態勢又は緊急時態勢を発令した場合，直ちに緊急時対策要員を召集し，原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるとともに，その概要を別図 2－3 又は別図 2－5 に示す箇所へ報告する。
- ③ 原子力災害対策特別措置法第 11 条第 1 項に定められた放射線測定設備を設置し，及び維持し，同条第 2 項に定められた放射線障害防護用器具，非常用通信機器その他の資材又は機材を備え付け，随時，保守点検する。
- ④ 内閣総理大臣，原子力規制委員会，国土交通大臣，福島県知事，大熊町長及び双葉町長から，原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の状況について報告を求められたときはこれを行う。
- ⑤ 緊急時対策要員に対し定期的に原子力緊急事態に対処するための防災訓練（緊急時演習）及び防災教育を実施する。
- ⑥ 旅行又は疾病その他の事故のため長期に亘り不在となり，その職務を遂行できない場合，副原子力防災管理者である副所長，ユニット所長，防災安全部長，技術・品質安全部長，1～4 号設備運転管理部長，5・6 号運転管理部長，原子力防災担当，5・6 号保全部長及び原子力防災グループマネージャーの中から，この順位により代行者を指定する。

(2) 副原子力防災管理者の職務

副原子力防災管理者は，次に掲げる職務を行う。

- ① 原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐する。

② 原子力防災管理者が不在の時には、その職務を代行する。

(3) 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の選任及び解任

原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任した場合、社長より原子力規制委員会、福島県知事、大熊町長及び双葉町長に7日以内に様式3の届出書により届け出る。

第2節 原子力防災組織の運営

1. 通報連絡体制及び情報連絡体制

(1) 警戒事象発生に基づく通報連絡体制

原子力防災管理者は、別表2-1に該当する事象の発生について連絡を受けたとき、自ら発見したとき又は国が警戒事態を判断した場合に際し、別図2-3に定める通報連絡体制を連絡責任者、通信手段を含めて整備しておくものとする。

また、原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、福島県知事、大熊町長及び双葉町長から、警戒事象発生に基づく通報について報告を求められたときに、報告できるようにしておくものとする。

(2) 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報連絡体制

原子力防災管理者は、別表2-2又は別表2-3に該当する事象の発生について連絡を受けたとき、又は自ら発見したときに際し、別図2-4に定める通報連絡体制を連絡責任者、通信手段等を含めて整備しておくものとする。

また、原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、福島県知事、大熊町長及び双葉町長から、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報について報告を求められたときに、報告できるようにしておくものとする。

(3) 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の情報連絡体制

① 発電所対策本部と社外関係機関との連絡体制

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行った後の社外関係機関への報告及び連絡について別図2-5に定める連絡体制を整備しておくものとする。

② 社内の情報連絡体制

社内の情報連絡体制は、別図 2－6 又は別図 2－7 に定めるとおりとする。

2. 原子力警戒態勢の発令及び解除

(1) 原子力警戒態勢の発令

① 発電所

原子力防災管理者は、原子力災害対策指針に基づく警戒事象発生 of 通報を行った場合、もしくは地震の発生等により国が警戒事態を判断した場合、別図 2－8 に定める連絡経路により原子力警戒態勢を発令する。

原子力防災管理者は、原子力警戒態勢を発令した場合、直ちに本社原子力運営管理部長に連絡する。

② 本社

本社原子力運営管理部長は、原子力防災管理者から発電所における原子力警戒態勢発令の連絡を受けた場合、別図 2－9 に定める連絡経路により、社長及び原子力・立地本部長に連絡し、社長は、本社における原子力警戒態勢を発令する。

(2) 原子力警戒本部の設置

① 発電所

a. 原子力防災管理者は、原子力警戒態勢を発令した場合、速やかに発電所の緊急時対策室に原子力警戒本部（以下「発電所警戒本部」という。）を設置する。

b. 発電所警戒本部は、別図 2－1 に示す組織で構成する。

c. 原子力防災管理者は、発電所警戒本部長としてその職務を遂行する。

② 本社

a. 社長は、本社に原子力警戒態勢を発令した場合、速やかに本社の非常災害対策室に原子力警戒本部（以下「本社警戒本部」という。）を設置する。

b. 本社警戒本部は、別図 2－2 に示す組織で構成する。

c. 本社警戒本部長は、社長とする。また、社長が不在の場合には副社長又は常務執行役の中から選任する。

(3) 緊急時対策要員の非常召集

① 発電所

原子力防災管理者は、発電所における原子力警戒態勢発令時（原子力警戒態勢発

令が予想される場合を含む。)に所内放送、緊急時サイレン又は緊急時対策要員緊急連絡網等を使用し、別図2-8に定める連絡経路により、緊急時対策要員を発電所の緊急時対策室に非常召集する。なお、原子力防災管理者は、あらかじめ緊急時対策要員の連絡先を記載した名簿を作成・整備しておく。

② 本社

本社総務部長は、本社における原子力警戒態勢発令時（原子力警戒態勢発令が予想される場合を含む。）に社内放送又は緊急時対策要員緊急連絡網等を使用し、別図2-9に定める連絡経路により、本社の緊急時対策要員を非常災害対策室に非常召集する。なお、本社原子力運営管理部長は、あらかじめ緊急時対策要員の連絡先を記載した名簿を作成・整備しておく。

(4) 原子力警戒態勢の解除

① 発電所

発電所警戒本部長は、次に掲げる状態となった場合、原子力警戒態勢を解除する。

- a. 原子力警戒態勢発令後、別表2-1の事象に該当しない状態となり、事象が収束し原子力警戒態勢を取る必要が無くなったとき。

発電所警戒本部長は、発電所の原子力警戒態勢を解除した場合、本社警戒本部長に報告する。

② 本社

本社警戒本部長は、発電所の原子力警戒態勢が解除された場合、本社における原子力警戒態勢を解除する。

発電所警戒本部長及び本社警戒本部長は、原子力警戒態勢を解除したときは、原子力警戒本部を廃止し、要員を解散する。

(5) 原子力事業所災害対策支援拠点の設置及び廃止

- a. 本社警戒本部長は、事態に応じ原子力事業所災害対策支援拠点を設置し、復旧作業における放射線管理の実施、復旧資機材の受入れ等、事故復旧作業の支援を行う。
- b. 本社警戒本部長は、事態に応じ、原子力事業所災害対策支援拠点を廃止することができる。

3. 緊急時態勢の発令及び解除

(1) 緊急時態勢の発令

① 発電所

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行った場合、別図2-8に定める連絡経路により緊急時態勢を発令する。

原子力防災管理者は、緊急時態勢を発令した場合、直ちに本社原子力運営管理部長に連絡する。

② 本社

本社原子力運営管理部長は、原子力防災管理者から発電所における緊急時態勢発令の連絡を受けた場合、別図2-9に定める連絡経路により、社長及び原子力・立地本部長に連絡し、社長は、本社における緊急時態勢を発令する。この際、発電所において発令した緊急時態勢の区分を本社においても適用することとする。

(2) 緊急時対策本部の設置

① 発電所

- a. 原子力防災管理者は、緊急時態勢を発令した場合、速やかに発電所の緊急時対策室に緊急時対策本部（以下「発電所対策本部」という。）を設置する。
- b. 発電所対策本部は、別図2-1に示す組織で構成する。
- c. 原子力防災管理者は、発電所対策本部長としてその職務を遂行する。

② 本社

- a. 社長は、本社に緊急時態勢を発令した場合、速やかに本社の非常災害対策室に緊急時対策本部（以下「本社対策本部」という。）を設置する。
- b. 本社対策本部は、別図2-2に示す組織で構成する。
- c. 本社対策本部長は、社長とする。また、社長が不在の場合には副社長又は常務執行役の中から選任する。
- d. 本社対策本部長は、原子力規制庁より原子力規制委員又は緊急事態対策監が派遣された以降は、原子力規制委員又は緊急事態対策監と綿密に連絡を取り、発電所関連情報を共有するとともに、総理大臣官邸及び原子力規制庁等の関係機関からの指示受領は原子力規制委員又は緊急事態対策監を通じて行う。

(3) 緊急時対策要員の非常召集

① 発電所

原子力防災管理者は、発電所における緊急時態勢発令時（緊急時態勢発令が予想される場合を含む。）に所内放送、緊急時サイレン又は緊急時対策要員緊急連絡網等を使用し、別図 2－8 に定める連絡経路により、緊急時対策要員を発電所の緊急時対策室に非常召集する。なお、原子力防災管理者は、あらかじめ緊急時対策要員を非常召集するための連絡手段を整備しておく。

② 本社

本社総務部長は、本社における緊急時態勢発令時（緊急時態勢発令が予想される場合を含む）に社内放送又は緊急時対策要員緊急連絡網等を使用し、別図 2－9 に定める連絡経路により、本社の緊急時対策要員を非常災害対策室に非常召集する。なお、本社原子力運営管理部長は、あらかじめ緊急時対策要員の連絡先を記載した名簿を作成・整備しておく。

（４）緊急時態勢の区分の変更

① 発電所

発電所対策本部長は、緊急時態勢の区分を変更したときは、本社対策本部長にその旨を報告する。

② 本社

本社対策本部長は、発電所対策本部長から緊急時態勢の区分の変更の報告を受けたときは、本社の緊急時態勢の区分も変更する。

（５）緊急時態勢の解除

① 発電所

発電所対策本部長は、次に掲げる状態となった場合、関係機関と協議し緊急時態勢を解除する。

- a. 第 1 次緊急時態勢発令後、別表 2－2 の事象に該当しない状態となり、事象が収束し第 1 次緊急時態勢を取る必要が無くなったとき。
- b. 第 2 次緊急時態勢発令後、内閣総理大臣による原子力災害対策特別措置法第 15 条第 4 項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われ、かつ別表 2－2 及び別表 2－3 の事象に該当しない状態となり、事象が収束し緊急時態勢を取る必要が無くなったとき。ただし、発電所対策本部長の判断により緊急時態勢を継続することができ

る。

発電所対策本部長は、発電所の緊急時態勢を解除した場合、本社対策本部長に報告する。

② 本社

本社対策本部長は、発電所の緊急時態勢が解除された場合、本社における緊急時態勢を解除する。ただし、本社対策本部長は、原子力災害対策特別措置法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われた場合、本社における緊急時態勢を解除することができる。この場合、本社対策本部長は発電所対策本部長にその旨を報告する。

発電所対策本部長及び本社対策本部長は、緊急時態勢を解除したときは、緊急時対策本部を廃止し、緊急時対策要員を解散する。

(6) 原子力事業所災害対策支援拠点の設置及び廃止

- a. 本社対策本部長は、事態に応じ原子力事業所災害対策支援拠点を設置し、復旧作業における放射線管理の実施、復旧資機材の受入れ等、事故復旧作業の支援を行う。
- b. 本社対策本部長は、緊急時態勢を解除した場合、原子力事業所災害対策支援拠点を廃止することができる。

4. 権限の行使

- (1) 発電所及び本社の対策活動に関する一切の業務は、それぞれの対策本部のもとで互いに綿密な連絡をとり行う。また、本社対策本部は発電所対策本部に対し、最優先で支援を行う。
- (2) 発電所対策本部長は、職制上の権限を行使して活発に対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要があるものについては、臨機の措置をとることとする。なお、権限外の事項については、行使後は速やかに所定の手続きをとるものとする。

第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

1. 敷地境界付近の放射線測定設備の設置及び検査等

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第11条第1項に基づく放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）を別図2-10に定めるとおり整備し、次に掲げる検査等を実施する。

- (1) モニタリングポストの検出部、表示及び記録装置その他の主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とする。
- (2) モニタリングポストを設置している地形の変化その他の周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのある状態とならないようにする。
- (3) 毎年1回以上定期的にモニタリングポストの較正を行う。
- (4) モニタリングポストが故障等により監視不能となった場合、速やかに修理するとともに他のモニタリングポストを監視する等の代替手段を講ずる。
- (5) モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、社長より内閣総理大臣、原子力規制委員会、福島県知事、大熊町長及び双葉町長に7日以内に様式4に定める届出書により届け出る。
- (6) モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、原子力災害対策特別措置法第11条第5項の検査を受けるため、(5)の現況届と併せて、次に掲げる事項を記載した様式5に定める申請書を社長より原子力規制委員会に提出する。
 - ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ② 放射線測定設備を設置した原子力事業所の名称及び所在地
 - ③ 検査を受けようとする放射線測定設備の数及びその概要
- (7) モニタリングポストにより測定した放射線量を記録計により記録し、1年間保存する。また、モニタリングポストにより測定した放射線量をインターネット又はその他の手段により公表する。
- (8) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、福島県知事、大熊町長及び双葉町長から、モニタリングポストの状況、もしくはモニタリングポストにより検出された放射線量の数値の記録又は公表に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

2. 原子力防災資機材の整備

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第11条第2項に規定される原子力防災資機材に関して次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 別表2-5-1に定める原子力防災資機材を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、平素から使用可能な状態に整備しておく。
- (2) 原子力防災資機材に不具合が認められた場合、速やかに修理するか、代替品を補充あるいは代替手段により必要数量又は必要な機能を確保する。
- (3) 原子力防災資機材を備え付けたときは、社長より内閣総理大臣、原子力規制委員会、福島県知事、大熊町長及び双葉町長に7日以内に様式6に定める届出書により届け出る。また、毎年9月30日現在における備え付けの現況を翌月7日までに同様式の届出書により届け出る。
- (4) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、福島県知事、大熊町長及び双葉町長から、原子力防災資機材の状況について報告を求められたときはこれを行う。

3. 原子力防災資機材以外の資機材の整備

- (1) 原子力防災管理者及び本社原子力運営管理部防災安全グループマネージャーは、別表2-5-2に定める原子力防災資機材以外の資機材を確保し、定期的に保守点検を行い、平素から使用可能な状態に整備する。
- (2) 原子力防災資機材以外の資機材に不具合が認められた場合、速やかに修理するか、代替品を補充あるいは代替手段により必要数量又は必要な機能を確保する。

4. 遠隔操作が可能な装置等の整備

原子力防災管理者は、別表2-5-3に定める遠隔操作が可能な装置等及び操作要員を確保し、平素から使用可能な状態に整備する。

遠隔操作が可能な装置等の不具合が長期に及ぶ場合は、代替品を補充する等必要な措置を講じる。

第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備

1. オフサイトセンターに備え付ける資料

原子力防災管理者は、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を講ずるに際して必要となる資料として、次に掲げる資料をオフサイトセンターに備え付けるため、資料を作成したとき又は変更したときに、社長より内閣総理大臣に提出する。

- (1) 原子力事業者防災業務計画
- (2) 原子炉設置（変更）許可申請書
- (3) 原子炉施設保安規定（福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画施行に伴い廃止）
- (4) プラント配置図
- (5) 福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画

2. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料

廃炉推進カンパニー運営総括部長は、オフサイトセンターに備え付ける資料と同等の資料を原子力規制庁緊急時対応センターに備え付けるため、原子力規制庁内の指定された場所へ配置する。

3. 発電所及び本社等に備え付ける資料

(1) 発電所

原子力防災管理者は、別表2－6に定める資料を、発電所に備え付ける。また、原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

(2) 本社

原子力防災管理者は、廃炉推進カンパニー運営総括部長に別表2－6に定める資料を送付し、廃炉推進カンパニー運営総括部長は、本社に備え付ける。

(3) 原子力事業所災害対策支援拠点

原子力防災管理者は、原子力事業所災害対策支援拠点が設置される場所において使用する、別表2－6に定める資料を支援拠点及び本社に備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検

1. 緊急時対策所

- (1) 原子力防災管理者は、別図2-11及び別表2-7に示す緊急時対策所を平素から使用可能な状態に整備するとともに、換気浄化設備を定期的に点検する。
- (2) 原子力防災管理者は、緊急時対策所及びSPDSを、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能が維持できる施設及び設備とする。
- (3) 原子力防災管理者は、非常用電源を緊急時対策所及びSPDSに供給できるように整備・点検する。
- (4) 原子力防災管理者は、緊急時対策所に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。

なお、原子力防災管理者は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁、オフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。

- a. 非常用通信機器
- b. TV会議システム
- c. SPDS

2. 原子力事業所災害対策支援拠点

- (1) 社長は、別図2-13及び別表2-7に示す原子力事業所災害対策支援拠点を、あらかじめ選定しておく。
- (2) 社長は、原子力事業所災害対策支援拠点を、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能を維持できる施設とする。
- (3) 本社原子力運営管理部長は、非常用電源を原子力事業所災害対策支援拠点に供給できるように整備・点検する。

3. 本社非常災害対策室

- (1) 社長は、別表2-7に示す本社の非常災害対策室を平素から使用可能な状態に整備する。
- (2) 社長は、本社の非常災害対策室及びSPDSを、地震等の自然災害が発生した場合

においても、その機能を維持できる施設及び設備とする。

(3) 本社総務部長は、非常用電源を本社の非常災害対策室及びSPDSに供給できるように整備・点検する。

(4) 本社原子力運営管理部長は、本社の非常災害対策室に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。

なお、本社原子力運営管理部長は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁、オフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。

a. 非常用通信機器

b. TV会議システム

c. SPDS

4. 退避場所の指定及び避難集合場所

原子力防災管理者は、別図2-12に定める場所が退避場所又は避難集合場所であることを関係者に周知する。また、原子力防災管理者は、これらの場所を指定又は変更したときは、関係者に周知する。

5. 救急医療施設

原子力防災管理者は、別図2-11に示す救急医療施設を平素から使用可能な状態に整備する。

6. 気象観測設備

原子力防災管理者は、別図2-10に示す気象観測設備を平素から使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、気象観測設備に不具合が認められた場合、速やかに修理する。

修理できない場合は代替手段によりデータ採取を行う。

7. S P D S

(1) 発電所

原子力防災管理者は、発電所におけるS P D Sを平素から使用可能な状態であることを確認する。また、原子力防災管理者は、発電所のS P D Sデータ伝送に不具合が認められた場合、速やかに必要な措置を講じる。

(2) 本社

本社原子力運営管理部長は、本社におけるS P D Sを平素から使用可能な状態に整備する。また、本社原子力運営管理部長は、本社のS P D Sに不具合が認められた場合、速やかに修理する。

8. 緊急時サイレン及び所内放送装置

原子力防災管理者は、発電所における緊急時サイレン及び所内放送装置を平素から使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、緊急時サイレン又は所内放送装置に不具合が認められた場合、速やかに修理する。

第6節 防災教育の実施

原子力防災管理者及び本社原子力運営管理部長は、緊急時対策要員及び本社緊急時対策要員に対し、原子力災害に関する知識及び技能を習得させ、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次に掲げる項目について定期的に実施する。

(1) 原子力防災組織及び活動に関する知識

(2) 発電所及び放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識

(3) 放射線防護に関する知識

(4) 放射線及び放射性物質の測定方法並びに機器を含む防災対策上の諸設備に関する知識

(5) シビアアクシデントに関する知識

また、緊急時対策要員を除く発電所員等に対し、原子力災害に関する正しい知識の普及・啓発に努めるものとする。

第7節 訓練の実施

1. 社内における訓練

(1) 原子力防災管理者及び本社原子力運営管理部長は、原子力災害発生時に原子力防災組織があらかじめ定められた機能を有効に発揮できるようにするため、次に掲げる項目について訓練を実施する。なお、訓練は毎年実施するとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ改善を図る。

- a. 防災訓練（緊急時演習）※ b～g の訓練項目を複数組み合わせたもの
- b. 通報訓練
- c. 緊急被ばく医療訓練
- d. モニタリング訓練
- e. 避難誘導訓練
- f. アクシデントマネジメント訓練
- g. 電源機能等喪失時訓練

(2) 原子力防災管理者は、(1)に係る訓練実施計画をとりまとめ、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。

なお、訓練実施計画には、原子力規制委員会に実施結果を報告する訓練を定めておく。

(3) 社長は、(2)で定めた訓練について、その実施結果を様式10に定める報告書により原子力規制委員会に報告するとともに、その要旨を公表する。

(4) 原子力防災管理者は、(2)で定めた訓練について、その実施結果を福島県、大熊町、双葉町及び関係周辺市町村に情報提供を行う。

2. 国又は地方公共団体が主催する訓練

発電所及び本社の緊急時対策要員は、国又は地方公共団体が主催する原子力防災訓練における訓練計画の策定に参画し、訓練内容に応じて原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置の実施を模擬して訓練に積極的に参加する。なお、訓練参加後には評価を行い、必要に応じ改善を図る。

第8節 関係機関との連携

原子力防災管理者又は社長は、原子力災害発生時に、円滑に緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を進めるために、平素から次に掲げる機関と相互に連携を図るものとする。

1. 国との連携

- (1) 国の機関（原子力規制委員会及びその他関係省庁）と平素から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。
- (2) 内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原子力災害対策特別措置法第31条に基づく業務の報告を求められた場合、その業務について報告を行う。
- (3) 内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原子力災害対策特別措置法第32条第1項に基づく発電所の立ち入り検査を求められた場合、その立ち入り検査について対応を行う。
- (4) 原子力防災専門官からこの計画の修正又は原子力防災組織の設置、防災訓練（緊急時演習）に係る計画書及び実施要領その他原子力災害予防対策に関する指導及び助言があった場合、速やかにその対応を行う。

また、原子力防災管理者は、原子力防災専門官と協調し、防災情報の収集及び提供等相互連携を図る。

2. 地方公共団体との連携

- (1) 地方公共団体（福島県、大熊町、双葉町及び関係周辺市町村）と平素から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。
- (2) 地域防災会議等が開催される場合、必要に応じこれに参加し密接な連携を保つ。
- (3) 福島県知事、大熊町長及び双葉町長から原子力災害対策特別措置法第31条に基づく業務の報告を求められた場合、その業務についての報告を行う。
- (4) 福島県知事、大熊町長及び双葉町長から原子力災害対策特別措置法第32条第1項に基づく発電所の立ち入り検査を求められた場合、その立ち入り検査についての対応を行う。

3. 地元防災関係機関等との連携

地元防災関係機関等（双葉地方広域市町村圏組合消防本部，富岡消防署，浪江消防署，双葉警察署，福島海上保安部及びその他関係機関）と平素から協調し，防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。

第9節 発電所周辺及び一般の方々を対象とした広報活動

原子力防災管理者及び本社広報部長（緊急時態勢発令中は，発電所対策本部長及び本社対策本部広報班長）は，発電所周辺及び一般の方々を対象に国，地方公共団体と協調して次に掲げる事項について広報・情報公開を行い，理解促進に努めるものとする。

1. 放射性物質及び放射線の特性
2. 原子力災害とその特殊性
3. 発電所の現況及び復旧対策の実施状況
4. 発電所における防災対策の内容

第3章 警戒事象発生時における対応

第1節 通報及び連絡

1. 通報の実施

- (1) 原子力防災管理者は、発電所における別表2-1の事象の発生について連絡を受け、自ら発見したとき又は国が警戒事態を判断した場合に、様式7-1に定められた通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、福島県知事、大熊町長及び双葉町長その他の別図2-3に定められた通報先にファクシミリ装置を用いて準備が整い次第、直ちに一斉に送信する。さらに、内閣総理大臣、原子力規制委員会、福島県知事、大熊町長及び双葉町長に対してはその着信を確認する。これ以外の通報先については追って電話等にてファクシミリを送信した旨を連絡する。

送信した通報様式については記録として保存する。

- (2) 原子力防災管理者は、発電所内の事象発生における警戒事象発生の通報を行った場合、その旨を報道機関へ発表する。

2. 原子力警戒態勢発令時の対応

- (1) 原子力防災管理者は、前項の通報を行った場合、原子力警戒態勢を発令する。
- (2) 原子力防災管理者は、原子力警戒態勢を発令した場合、直ちに本社原子力運営管理部長に連絡する。
- (3) 本社原子力運営管理部長は、原子力防災管理者からの発電所における原子力警戒態勢の発令の連絡を受けた場合、直ちに社長に連絡するとともに、本社総務部長に本社対策要員の非常召集を指示する。
- (4) 社長は、本社原子力運営管理部長から発電所原子力警戒時態勢の発令の連絡を受けたときは、本社に原子力警戒態勢を発令する。
- (5) 原子力防災管理者及び社長は、発電所及び本社に警戒本部を設置し、それぞれの警戒本部長となり活動を開始する。
- (6) 発電所警戒本部長及び本社警戒本部総務班長は、発電所要員及び本社の要員を非常召集する。

- (7) 発電所警戒本部長及び本社警戒本部長は、原子力警戒態勢を発令した場合、緊急時対策所、本社非常災害対策室においてテレビ会議システムを起動し、総理大臣官邸、原子力規制庁を接続する。

3. 情報の収集と提供

- (1) 発電所警戒本部の各班長は、事象の把握を行うため、速やかに次に掲げる事項を調査し、被害状況等を迅速かつ的確に収集し、各統括及び担当に報告する。各統括及び担当は情報の取り纏めを行うとともに発電所警戒本部長に報告する。

- ① 事象の発生時刻及び場所
- ② 事象の原因、状況及びトラブルの拡大防止措置
- ③ 被ばく及び障害等人身災害にかかわる状況
- ④ 発電所敷地周辺における放射線並びに放射能の測定結果
- ⑤ 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況
- ⑥ 気象状況
- ⑦ 収束の見通し
- ⑧ その他必要と認める事項

- (2) 発電所警戒本部情報班長は、上記の情報を定期的に収集し、その内容を様式7-1に記載し、発電所警戒本部通報班長は、それを別図2-3に定める連絡箇所にファクシミリにて送信する。

送信した通報様式については記録として保存する。

4. 社外関係機関との連絡方法

原子力防災管理者（発電所警戒本部が設置されている場合は発電所警戒本部長）は、社外関係機関に連絡を行う場合、別図2-3の連絡経路により行う。

第2節 応急措置の実施

発電所警戒本部長は、この計画第4章第2節「応急措置の実施」に示す各措置を、原子力警戒態勢が解除されるまでの間、必要に応じ実施する。

第4章 緊急事態応急対策等の実施

第1節 通報及び連絡

1. 通報の実施

- (1) 原子力防災管理者は、発電所における別表2-2の事象の発生について連絡を受け、又は自ら発見したときは、様式7-2に定められた通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、福島県知事、大熊町長、双葉町長その他の別図2-4に定められた通報先にファクシミリ装置を用いて、直ちに一斉に送信する。別表2-2に定める事象を経ずに別表2-3に定める事象が発生した場合も同様に送信する。さらに、内閣総理大臣、原子力規制委員会、福島県知事、大熊町長及び双葉町長に対してはその着信を確認する。これ以外の通報先については追って電話等にてファクシミリを送信した旨を連絡する。

なお、原子力防災管理者は、発電所外（発電所が輸送物の安全について責任を有する事業所外運搬（使用済燃料、輸入新燃料等）に限る。）における別表2-2又は別表2-3に定める事象の発生について連絡を受け、又は自ら発見したときは、様式7-3に定められた通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長その他の別図2-4に定められた通報先にファクシミリ装置を用いて、直ちに一斉に送信する。さらに、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に対してはその着信を確認する。これ以外の通報先については追って電話等にてファクシミリを送信した旨を連絡する。

送信した通報用紙については、記録として保存する。

- (2) 原子力防災管理者は、発電所内の事象発生における原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行った場合、その旨を内閣総理大臣、原子力規制委員会、福島県知事、大熊町長及び双葉町長と連絡を取りつつ、報道機関へ発表する。

なお、原子力防災管理者は、事業所外運搬に係る事象発生における原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行った場合、その旨を内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び

市町村長と連絡を取りつつ、報道機関へ発表する。

2. 緊急時態勢発令時の対応

- (1) 原子力防災管理者は、前項の通報を行った場合、この計画第2章第1節1.「態勢の区分」に基づき、緊急時態勢を発令する。
- (2) 原子力防災管理者は、緊急時態勢を発令した場合、直ちに本社原子力運営管理部長に報告する。また、発電所内の事象発生の場合、本社原子力運営管理部長は、SPDSのデータが国に伝送されていることを確認する。なお、伝送されていない場合は、必要な項目について代替手段によりデータを送付する。
- (3) 本社原子力運営管理部長は、原子力防災管理者からの発電所における緊急時態勢の発令の報告を受けた場合、直ちに社長に報告するとともに、本社総務部長に本社緊急時対策要員の非常召集を指示する。
- (4) 社長は、本社原子力運営管理部長から発電所緊急時態勢の発令の報告を受けたときは、本社に緊急時態勢を発令する。
- (5) 原子力防災管理者及び社長は、発電所及び本社に対策本部を設置し、それぞれの対策本部長となり原子力災害対策活動を開始する。
- (6) 発電所対策本部長及び本社対策本部総務班長は、緊急時対策要員及び本社の緊急時対策要員を非常召集する。
- (7) 発電所対策本部長及び本社対策本部長は、緊急時態勢を発令した場合、緊急時対策所、本社非常災害対策室においてテレビ会議システムを起動し、総理大臣官邸、原子力規制庁、オフサイトセンターを接続する。

3. 情報の収集と提供

- (1) 発電所対策本部の各班長は、事故状況の把握を行うため、速やかに次に掲げる事項を調査し、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集し、各統括及び担当に報告する。各統括及び担当は情報の取り纏めを行うとともに発電所対策本部長に報告する。
 - ① 事故の発生時刻及び場所
 - ② 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置
 - ③ 被ばく及び障害等人身災害にかかわる状況

- ④ 発電所敷地周辺における放射線並びに放射能の測定結果
- ⑤ 放出放射性物質の量，種類，放出場所及び放出状況の推移等の状況
- ⑥ 気象状況
- ⑦ 収束の見通し
- ⑧ その他必要と認める事項

(2) 発電所対策本部情報班長は，上記の情報を定期的に収集し，その内容を様式 8－1 又は様式 8－2 に記載し，発電所対策本部通報班長は，それを別図 2－5 に定める連絡箇所にファクシミリにて送信する。

送信した通報用紙については，記録として保存する。

4. 社外関係機関との連絡方法

原子力防災管理者（発電所対策本部が設置されている場合は発電所対策本部長）は，社外関係機関に連絡を行う場合，別図 2－4 及び別図 2－5 の連絡経路により行う。

5. 通話制限

発電所対策本部総務班長及び本社対策本部総務班長は，緊急事態応急対策実施時の保安通信を確保するため，必要と認めたときは，通話制限その他必要な措置を講じるものとする。

第 2 節 応急措置の実施

1. 避難誘導及び警備

発電所対策本部長は，発電所内の事象発生における緊急時態勢を発令した場合，次に掲げる措置を講じる。

(1) 退避場所等の指定

発電所敷地内の入構者に対する退避場所等の必要な事項を指定する。

(2) 退避の周知

発電所敷地内の入構者を所内放送及びページング等により指定する退避場所への移動及びその際の防護措置を周知させる。

(3) 発電所敷地外への避難

発電所敷地内の入構者を発電所敷地外へ避難させる必要がある場合、所内放送及びページング等により発電所敷地外への避難及びその際の防護措置を周知し、負傷者及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者（以下「負傷者等」という。）の有無を把握し、発電所敷地外へ避難させる。なお、この際に発電所対策本部通報班長は、その旨を直ちに福島県知事、大熊町長、双葉町長、原子力防災専門官及び各関係機関に連絡する。

(4) 発電所への入域制限等

発電所敷地内への入域を制限するとともに、原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止させる。

(5) 警戒中の警察機関との連携強化

警戒中の警察機関と連携し、必要な措置を講じるなどして応急措置中の発電所の警備を徹底する。

2. 放射能影響範囲の推定及び防護措置

発電所対策本部保安班長は、発電所敷地内及び発電所周辺の放射線並びに放射能の測定を行い、放射性物質が発電所敷地外に放出された場合、放射線監視データ、気象観測データ及び緊急時環境モニタリングデータ等から放射能影響範囲を推定する。

また、発電所対策本部保安班長は必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、防護マスクの着用及び線量計の携帯等の防護措置を定め指示するものとする。

なお、発電所対策本部医療班長は、原災法第10条第1項の規定に基づく緊急事態が発令された場合、発電所対策本部保安班長及び法定産業医（もしくは本社総括産業医）の意見を得ながら、別表3-1により、原子力災害対策活動等に従事する者に対する安定ヨウ素剤服用の要否判断を行い、必要な場合には配布・服用を指示する。

発電所対策本部医療班長は、安定ヨウ素剤の配布・服用を指示した場合には、速やかに発電所対策本部長にこれを報告する。

3. 医療活動

発電所対策本部医療班長は、負傷者等が発生した場合、第1発見者等の関係者と協力

して次に掲げる措置を講じる。

また、発電所対策本部長は、緊急時対策要員に対し、心身の健康管理に係わる適切な措置を講じる。

(1) 救助活動

負傷者等を放射線による影響の少ない場所に速やかに救出する。

(2) 応急処置

負傷者等を別図 2-11 に定める発電所内の救急医療施設（自然災害等の発生により救急医療施設が使用できない場合は免震重要棟医務室）に搬送し、応急処置並びに汚染検査、除染及び汚染拡大防止措置を講じた後、初期被ばく医療機関等へ搬送する。ただし、個別の具体的な線量評価、臨床所見及び検査結果等により、専門的な医療が必要であると判断した場合は、二次被ばく医療機関又は三次被ばく医療機関に搬送する。

(3) 福島県への連絡等

負傷者等を初期被ばく医療機関等に搬送する場合には、福島県に状況を連絡する。

また、二次被ばく医療機関又は三次被ばく医療機関に搬送する場合には、福島県に事前に事故及び被ばくの状況とその症状等について連絡し、受け入れる医療機関等について指示を受ける。

(4) 二次災害防止に関する措置

救急・救助隊員及び医療関係者の被ばく防止のため、事故の概要及び負傷者等の放射性物質による汚染の状況等の情報について救出・移送及び治療の依頼を行う時並びに依頼後の情報について順次、消防機関及び医療機関等に連絡する。また、救急・救助隊員到着時に必要な情報を伝達する。

(5) 医療機関等への搬送に関する措置

負傷者等を医療機関等へ搬送する際に、放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者を随行させるとともに、医療機関等へ到着時に必要な情報を伝達する。

また、負傷者等の搬送を行った救急車や処置を行った医療機関等の処置室等の汚染検査に協力し、その結果を福島県に報告する。

(6) 緊急時対策要員の健康管理等

発電所対策本部長は、緊急時対策要員の疲弊を防止し、原子力災害対策活動を円滑に行うため、できる限り早期に、活動期間及び交替時期を明確にする。

また、発電所対策本部医療班長は、緊急時対策要員への健康診断及び健康相談による健康不安に対する対策等を適切に実施する。

4. 消火活動

第1発見者等は、速やかに火災の発生状況を把握し、消防機関に通報する。

発電所対策本部復旧班長は、火災が発生した場合、第1発見者等の関係者と協力して次に掲げる措置を講じる。

(1) 初期消火

速やかに火災の状況を把握し、安全を確保しつつ、初期消火を行う。

(2) 二次災害防止に関する措置

消防隊員の被ばく防止のため、事故の概要及び放射性物質の漏えいの有無等の情報について消火の依頼を行う時並びに依頼後の情報について順次、消防機関に連絡する。

(3) 消火活動

消防隊員到着後、消防隊員の安全確保及び消火活動方法の決定に必要な情報を提供し、消防機関と協力して迅速に消火活動を行う。

5. 汚染拡大の防止

発電所対策本部保安班長は、不必要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立入りを禁止する区域を設置し、標識等により明示するとともに、必要に応じ所内放送等により発電所構内にいる者に周知する。また、発電所対策本部保安班長は、放射性物質による予期しない汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

6. 線量評価

発電所対策本部保安班長は、避難者及び原子力災害対策活動に従事している者の線量評価を行うとともに、放射性物質による汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

なお、本社対策本部保安班長は、原子力災害対策活動に従事している者の被ばく線量

が、線量限度を超える又は超えるおそれがある場合には、各関係機関に線量限度の取り扱いを確認する。

また、本社対策本部保安班長は、放射線量が上昇し避難者及び原子力災害対策活動に従事している者の汚染検査においてスクリーニングレベルが確認できない又はできなくなるおそれがある場合には、各関係機関にスクリーニングレベルの取り扱いを確認する。

7. 広報活動

- (1) 本社対策本部広報班長は、プレス発表を実施するため本社に事業者プレスセンターを開設する。また、本社対策本部広報班長及び発電所対策本部広報班長は、発電所の事業者プレスセンターとして、社内関係部署の協力を受けてプレス発表が実施可能な施設にプレスセンターを開設する。
- (2) オフサイトセンターの運営が開始された場合、プレス発表は原則としてオフサイトセンターのプレスルームで行う。
- (3) 発電所対策本部広報班長及び本社対策本部広報班長は、プラントの状況、応急措置の概要等の公表する内容を取りまとめ、別図3-1に示す伝達経路に基づき関係箇所に連絡する。

8. 応急復旧

- (1) 施設及び設備の整備並びに点検

発電所対策本部運転班長は、免震重要棟集中監視室又は中央制御室の計器等による監視及び可能な範囲における巡視点検の実施により、発電所設備の状況及び機器の動作状況等を把握する。

- (2) 応急の復旧対策

発電所対策本部長は、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため、応急復旧計画を策定し、発電所対策本部復旧班長は、応急復旧計画に基づき復旧対策を実施する。

9. 原子力災害の発生又は防止を図るための措置

発電所対策本部の関係する各班長は、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡

大に関する推定を行い、原子力災害の発生防止又は事故原因の除去及び拡大の防止を図るため次に掲げる事項について措置を検討し、実施するものとする。

- (1) 発電所対策本部運転班長及び技術班長は、主要運転データにより原子炉系の状態を把握し、燃料破損あるいはその可能性の有無を評価する。
- (2) 発電所対策本部技術班長は、1～4号機については発生事象に対する原子炉压力容器内、原子炉格納容器内、使用済燃料貯蔵設備内の燃料等を冷却する設備及び未臨界の状態に保つための設備等、5、6号機については工学的安全施設等の健全性並びに運転可能な状態の継続性を把握し、事故の拡大の可能性を予測するとともに、放射能が外部へ放出される可能性を評価する。
- (3) 発電所対策本部技術班長は、可能な限り燃料破損の程度を定量的に推定し、外部へ放出される放射能の予測を行う。
- (4) 発電所対策本部運転班長は、事故の拡大のおそれがある場合、事故拡大防止に関する運転上の措置を検討し、措置を講ずる。
- (5) 発電所対策本部保安班長は、環境への放射性物質の放出状況及び気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。
- (6) 発電所対策本部長は、原子炉等規制法第64条第3項の規定に基づく原子力規制庁からの危険時の措置の命令があった場合は、その指示に従う。

10. 資機材の調達及び輸送

発電所対策本部資材班長は、原子力防災資機材及びその他原子力災害対策活動に必要な資機材を調達するとともに、資機材の輸送を行う。資機材の輸送は、陸路等により状況に応じた最適なルートにて行う。また、発電所対策本部資材班長は、発電所において十分に調達できない場合、本社対策本部資材班長に必要とする資機材の調達及び輸送を要請する。

11. 事業所外運搬に係る事象発生における措置

発電所対策本部長及び本社対策本部長は、事業所外運搬に係る事象発生の場合、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者等とともに、携行した防災資機材等を用いて次に掲げる措置を実施する。また、最寄りの消防機関、警察機関及び海上保安部署の協力を得て、事象の状況を踏まえ必要な措置を実施し、原子力災害の発

生の防止を図る。

- (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (2) 消火、延焼防止の措置
- (3) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- (4) 立入制限区域の設定
- (5) 核燃料物質等の安全な場所への移動
- (6) モニタリングの実施
- (7) 核燃料物質等による汚染及び漏えいの拡大の防止及び汚染の除去
- (8) 遮へい対策の実施
- (9) その他放射線障害の防止のために必要な措置

1 2. 応急措置の実施報告

発電所対策本部情報班長は、本節の各項に掲げる発電所における応急措置を実施した場合、様式 8－1 に定める報告様式にその概要を記入し、発電所対策本部通報班長は、それを別図 2－5 に定める連絡経路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、福島県知事、大熊町長、双葉町長、原子力防災専門官及び各関係機関に報告する。

なお、発電所対策本部情報班長は、事業所外運搬に係る事象発生における応急措置を実施した場合、様式 8－2 に定める報告様式にその概要を記入し、発電所対策本部通報班長は、それを別図 2－5 に定める連絡経路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長並びに原子力防災専門官及び各関係機関に報告する。

送信した通報用紙については、記録として保存する。

ただし、福島第一原子力発電所は、平成 23 年 3 月 11 日以降、緊急時態勢にて継続して応急措置を実施していることから、別表 2－1 又は別表 2－2 の事象が新たに発生したときの通報（第 1 報目）は、それぞれ、この計画第 3 章第 1 節第 1 項「通報の実施」又は計画第 4 章第 1 節第 1 項「通報の実施」に示す対応を行う。

1 3. 原子力防災要員等の派遣等

- (1) 本社対策本部長及び発電所対策本部長は、原子力防災専門官その他の国の関係機関

から、オフサイトセンターの運営の準備に入る体制を取る旨の連絡を受けた場合、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに福島県知事、大熊町長、双葉町長その他の執行機関の実施する次に掲げる緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表３－２に定める原子力防災要員等の派遣，原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

a. オフサイトセンターにおける業務に関する事項

- ①オフサイトセンターの設営準備助勢
- ②発電所とオフサイトセンターの情報交換
- ③報道機関への情報提供
- ④緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整
- ⑤原子力災害合同対策協議会（原子力災害合同対策協議会が開催されるまでは「現地事故対策連絡会議」に読み替える。以下同じ。）への参加 等

b. 環境放射線モニタリング，汚染検査及び汚染除去に関する事項

- ①環境放射線モニタリング
- ②身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- ③住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- ④放射性物質による汚染が確認されたものの除染

派遣された原子力防災要員等は，原子力災害合同対策協議会の指示に基づき，必要な業務を行う。

（２）原子力事業所災害対策支援拠点への派遣

本社対策本部長は，発電所における原子力事業所災害対策の実施を支援するために原子力事業所災害対策支援拠点の設置が必要と判断した場合，あらかじめ選定した原子力事業所災害対策支援拠点への緊急時対策要員の派遣その他必要な措置を講じる。

なお，現在，Ｊヴィレッジ及びその周辺施設を原子力事業所災害対策支援拠点として定め，活動を実施している。

a. 原子力事業所災害対策支援拠点における業務に関する事項

- ①身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- ②車両及び重機等の放射性物質による汚染の測定
- ③放射性物質による汚染が確認されたものの除染

④資機材等の保管，輸送管理

(3) 他の原子力事業者の協力の要請

発電所対策本部長は，他の原子力事業所に応援を必要とするときは，本社対策本部長に要請する。必要と認められるときは，本社対策本部長は，当社の他原子力発電所に応援を指示し，それでもなお不足する場合，他の原子力事業者に協力を要請する。

第3節 緊急事態応急対策

1. 第2次緊急時態勢の発令

- (1) 発電所対策本部長は，別表2－3に定められた事象に至った場合，発電所対策本部通報班長を経由して，様式9－1又は様式9－2に所定の事項を記入して，直ちに別図2－5に定められた箇所に報告する。

送信した通報用紙については，記録として保存する。

- (2) 発電所対策本部長は，この報告を行ったとき，あるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発令したときは，第2次緊急時態勢を発令する。
- (3) 発電所対策本部長は，別図2－7及び別図2－5に定める連絡経路に基づき，本社対策本部長その他必要な箇所に第2次緊急時態勢を発令した旨を報告する。
- (4) 本社対策本部長は，発電所対策本部長より第2次緊急時態勢発令の報告を受けた場合，本社における第2次緊急時態勢を発令する。

2. 原子力災害合同対策協議会等との連絡報告

- (1) 発電所対策本部長は，オフサイトセンターの運営が開始された場合，オフサイトセンターに派遣されている原子力防災要員等と連絡を密に取る。原子力災害合同対策協議会において共有された情報については，発電所災害対策本部及び本社災害対策本部，原子力事業所災害対策支援拠点にて情報共有を図る。発電所対策本部長は，原子力災害合同対策協議会から発電所に対して要請された事項に対応するとともに，原子力災害合同対策協議会に対して必要な意見を進言するものとする。
- (2) 発電所対策本部長は，内閣総理大臣，原子力規制委員会，福島県知事，大熊町長，双葉町長から，原子力緊急事態の状況及び緊急事態応急対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

なお、発電所対策本部長は、事業所外運搬に係る事象発生の場合、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長から、原子力緊急事態の状況及び緊急事態応急対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

3. 応急措置の継続実施

発電所対策本部長は、この計画第4章第2節「応急措置の実施」に示す各措置を、緊急時態勢が解除されるまでの間、継続して実施する。

ただし、福島第一原子力発電所は、平成23年3月11日以降、緊急時態勢にて継続して応急措置を実施していることから、別表2-1又は別表2-2の事象が新たに発生したときの通報（第1報目）は、それぞれ、この計画第3章第1節第1項「通報の実施」又は計画第4章第1節第1項「通報の実施」に示す対応を行う。

また、別表2-3の事象が新たに発生したときの報告（第1報目）は、この計画第4章第3節第1項「第2次緊急時体勢の発令」の（1）に示す対応を行う。

4. 事業所外運搬事故における対策

発電所対策本部長及び本社対策本部長は、運搬を委託された者と協力し、発災現場に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講じる。

第5章 原子力災害事後対策

発電所対策本部長（発電所対策本部が廃止されているときは、「原子力防災管理者」に読み替える。以下、この章において同じ。）は、原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を実施する。

第1節 発電所の対策

1. 復旧対策

発電所対策本部長は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次に掲げる事項について復旧計画を策定して内閣総理大臣、原子力規制委員会、福島県知事、大熊町長、双葉町長に提出し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

- （1）原子炉施設の損傷状況及び汚染状況の把握
- （2）原子炉施設の除染の実施
- （3）原子炉施設損傷部の修理及び改造の実施
- （4）放射性物質の追加放出の防止等

発電所対策本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、福島県知事、大熊町長、双葉町長から、原子力災害事後対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

なお、発電所対策本部長は、事業所外運搬に係る事象発生の場合、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次に掲げる事項について復旧計画を策定して内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に提出し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

- （1）事象発生輸送物の損傷状況及び汚染状況の把握
- （2）事象発生輸送物の除染の実施
- （3）事象発生輸送物損傷部の修理及び改造の実施
- （4）放射性物質の追加放出の防止等

発電所対策本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長から、原子力災害事後対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

2. 被災者の相談窓口の設置

発電所対策本部長及び本社対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等のため、国、県、自治体と連携し、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。

3. 緊急時対策要員の健康管理等

発電所対策本部医療班長は、第4章第2節3.「医療活動」に示す健康診断及び健康相談について、継続して実施する。

4. 緊急時態勢の解除

発電所対策本部長及び本社対策本部長は、緊急時態勢を解除した場合、その旨を別図2-5に定める連絡経路により報告する。

5. 原因究明と再発防止対策の実施

発電所対策本部長は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。

第2節 原子力防災要員等の派遣等

1. 本社対策本部長及び発電所対策本部長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに福島県知事、大熊町長、双葉町長、関係周辺市町村長その他の執行機関の実施する次に掲げる原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表4-1に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

(1) オフサイトセンターにおける業務に関する事項

a. 発電所とオフサイトセンターとの情報交換

b. 報道機関への情報提供

(2) 環境放射線モニタリング，汚染検査及び汚染除去に関する事項

a. 環境放射線モニタリング

b. 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定

c. 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定

d. 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

派遣された原子力防災要員等は，オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会（原子力災害合同対策協議会が解散している場合は派遣先）の指示に基づき，必要な業務を行う。

2. 発電所対策本部長は，他の原子力事業所に応援を必要とするときは，本社対策本部長に要請する。必要と認められるときは，本社対策本部長は，当社の他原子力発電所に応援を指示し，それでもなお不足する場合，他の原子力事業者に協力を要請する。

第6章 その他

第1節 他の原子力事業者への協力

他の原子力事業者の原子力事業所で原子力災害が発生した場合、又は他の原子力事業者が責任を有する事業所外運搬の輸送中に原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は、本社原子力運営管理部長からの要請に応じ、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次に掲げる環境放射線モニタリング、周辺区域の汚染検査及び汚染除去に関する事項について別表5－1に定める原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な協力を行う。

- (1) 環境放射線モニタリング
- (2) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- (3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- (4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

また、社長は、国内の原子力事業所及び事業所外運搬において原子力災害が発生した場合に、原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう、協力活動の方法等についてあらかじめ他の原子力事業者と調整しておくものとする。

福島第一原子力発電所
原子力事業者防災業務計画別冊

平成27年8月

東京電力株式会社

図 表 集

Ⅱ 図表集

- 別図 2-1 発電所原子力警戒組織及び原子力防災組織の業務分掌
- 別図 2-2 本社原子力警戒組織及び原子力防災組織の業務分掌
- 別図 2-3 原子力災害対策指針に基づく警戒事象発生時の通報経路
- 別図 2-4 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報経路
- 別図 2-5 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の通報後の連絡経路
- 別図 2-6 原子力警戒態勢発令後の社内の伝達経路
- 別図 2-7 緊急時態勢発令後の社内の伝達経路
- 別図 2-8 発電所における原子力警戒態勢発令及び緊急時態勢発令と緊急時対策要員の非常召集連絡経路
- 別図 2-9 本社における原子力警戒態勢発令及び緊急時態勢発令と緊急時対策要員の非常召集連絡経路
- 別図 2-10 発電所敷地周辺の放射線測定設備等
- 別図 2-11 発電所敷地内の緊急時対策所及び救急医療施設
- 別図 2-12 発電所敷地内の退避場所及び避難集合場所
- 別図 2-13 原子力事業所及び原子力事業所災害対策支援拠点の位置
- 別図 3-1 公表内容の伝達経路

- 別表 2-1 原子力災害対策指針に基づく警戒事態を判断する基準
- 別表 2-2 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準
- 別表 2-3 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準
- 別表 2-4 原子力防災要員の職務と配置
- 別表 2-5-1 原子力防災資機材
- 別表 2-5-2 原子力防災資機材以外の資機材
- 別表 2-5-3 遠隔操作が可能な装置等
- 別表 2-6 原子力災害対策活動で使用する資料
- 別表 2-7 原子力災害対策活動で使用する施設
- 別表 2-8 SPDS データ伝送項目
- 別表 3-1 原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤服用基準
- 別表 3-2 緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣, 原子力防災資機材等の貸与
- 別表 4-1 原子力災害事後対策における原子力防災要員等の派遣, 原子力防災資機材等の貸与
- 別表 5-1 他の原子力事業者で発生した原子力災害への原子力防災要員の派遣, 原子力防災資機材の貸与

別図 2－1 発電所原子力警戒組織及び原子力防災組織の業務分掌

本部（統括管理） 本部長： 原子力防災管理者 （発電所長）	対外対応統括	広報班 原子力防災要員：6名	1. マスコミ対応
		通報班 原子力防災要員：6名	1. 社外関係機関への通報・連絡
		立地班	1. 立地地域対応
	安全監督担当	警備誘導班 原子力防災要員：4名	1. 作業者の安全確保
			2. 所内の警備 3. 物的防護施設の運用
	現場対策統括	復旧班 原子力防災要員：18名	1. 応急復旧計画の立案と措置 2. 事故復旧計画の立案 3. 消火活動 4. 電源機能喪失時の措置
		運転班 原子力防災要員：12名	1. 事故状況の把握 2. 事故拡大防止に必要な運転上の措置 3. 発電所施設の保安維持
		保安班 原子力防災要員：20名	1. 発電所内外の放射線・放射能の状況把握 2. 被ばく管理・汚染管理 3. 放射能影響範囲の推定
	計画・情報統括	情報班 原子力防災要員：8名	1. 本社対策本部との情報の受理・伝達 2. 各班情報の収集
		技術班 原子力防災要員：6名	1. 事故状況の把握評価 2. 事故影響範囲の推定 3. 事故拡大防止対策の検討
	総務統括	総務班	1. 所内への周知 2. 対策本部の設置・運営 3. 要員の呼集及び輸送 4. 支援に係わる社内外との連絡・調整 5. 他の班に属さない事項
		厚生班 原子力防災要員：2名	1. 食糧・被服の調達 2. 宿泊関係の手配
		医療班 原子力防災要員：5名	1. 医療活動
		資材班 原子力防災要員：6名	1. 資材の調達及び輸送 2. 機動力の調達

※組織にはICS（インシデントコマンドシステム）を取り入れており

- 1, 各階層における監督人員は3～7名以内
- 2, 指示・報告は自分の指揮命令系統のみ
- 3, 他命令系統からの指示は受け付けない
- 4, 組織は必要に応じ活動単位毎に拡大・縮小を行える

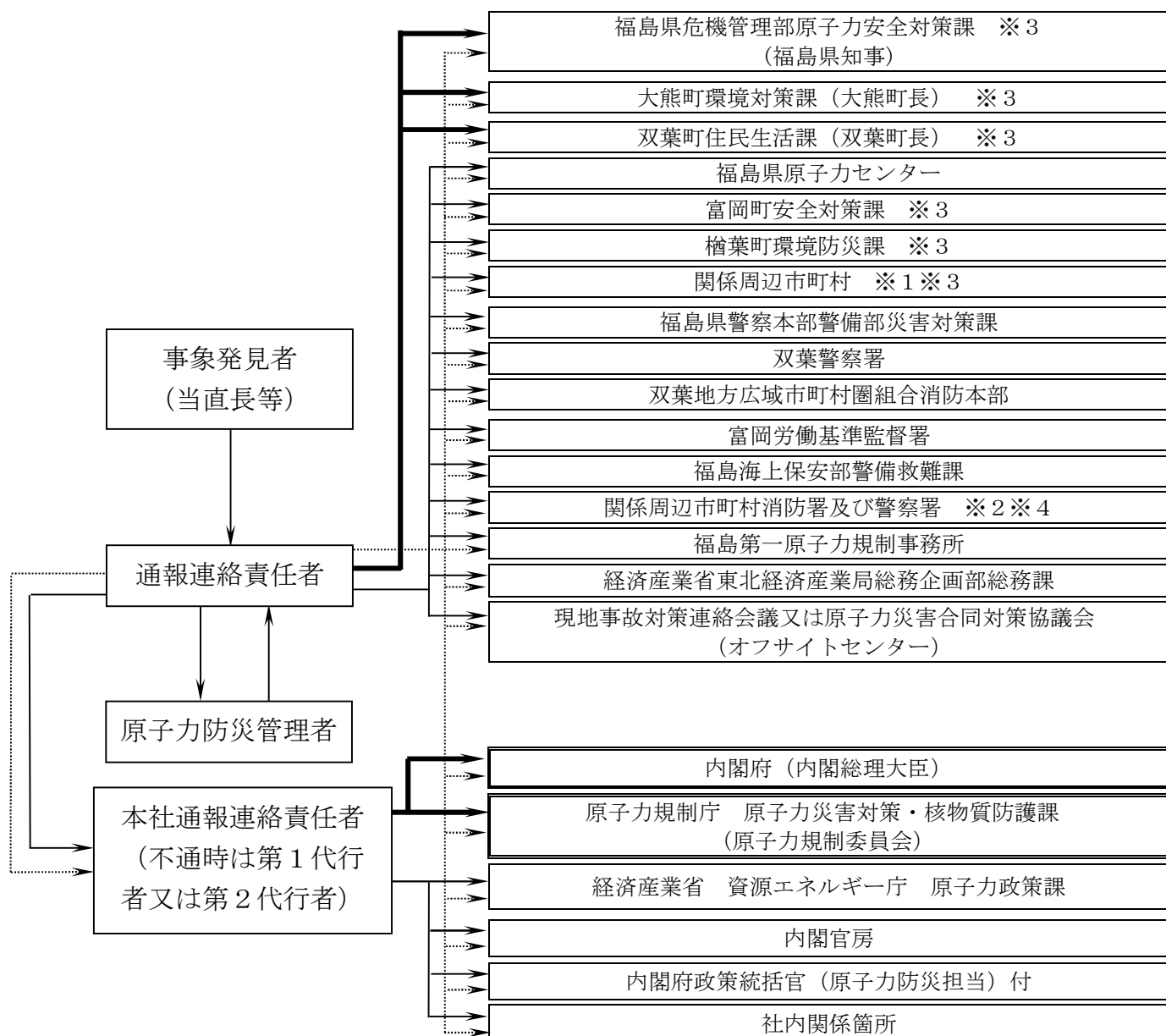
別図 2－2 本社原子力警戒組織及び原子力防災組織の業務分掌

本部（統括管理） 本部長：社長	対外対応統括	官庁連絡班 要員：30名程度	1. 原子力規制庁等の関係官庁への通報連絡 2. 官庁への情報提供と質問対応
		広報班 要員：85名程度	1. 広報活動における全店統一方針と戦略の策定 2. プレス対応（プレス文、Q A作成含む）
		立地班 要員：15名程度	1. 発電所の立地地域対応の支援 2. 自治体・O F C への情報提供 3. 自治体・O F C からの要望対応
	計画・情報統括	保安班 要員：40名程度	1. 放射性物質の放出量評価 2. 周辺環境への影響の予測・評価 3. 放射線管理用資機材の配備 4. 発電所関係者の線量管理等の支援
		計画班 要員：30名程度	1. 事故状況の把握・進展評価 2. 環境への影響評価 3. 発電所の復旧計画の策定支援
		情報班 要員：40名程度	1. 事故状況，対応状況の把握 2. 本社対策本部内での情報共有・一元管理
	復旧統括	要員：130名程度	1. 発電所の復旧方法の検討・立案，発電所への助言
	総務統括	通信班 要員：10名程度	1. 社内外関係箇所との通信手段の維持・確保
		総務班 要員：10名程度	1. 本社防災要員の非常召集 2. 発電所復旧要員の職場環境の整備等 3. 人員輸送手段の確保
		厚生班 要員：20名程度	1. 本部における食料・被服の調達及び宿泊関係の手配 2. 発電所復旧要員の食料・被服の調達支援，宿泊の手配支援 3. 現地医療体制整備支援
		資材班 要員：30名程度	1. 発電所の復旧活動に必要な資機材の調達，適切な箇所への搬送
	支援統括	後方支援拠点班 要員：40名程度	1. 原子力事業所災害対策支援拠点の立ち上げ・運営 2. 同拠点における社外関係機関（自衛隊，消防，警察等）との情報連絡
		支援受入調整班 要員：10名程度	1. 官庁（自衛隊，消防，警察等）への支援要請，調整の窓口
		電力支援受入班 要員：5名程度	1. 事業者間協力協定に基づく他原子力事業者からの支援受入調整 2. 原子力緊急事態支援組織からの支援受入調整

※組織には I C S（インシデントコマンドシステム）を取り入れており

- 1, 各階層における監督人員は3～7名以内
- 2, 指示・報告は自分の指揮命令系統のみ
- 3, 他命令系統からの指示は受け付けない
- 4, 組織は必要に応じ活動単位毎に拡大・縮小を行える

別図 2－3 原子力災害対策指針に基づく警戒事象発生時の通報経路



☐ : 原子力災害対策指針に基づく警戒事態発令時の通報先

→ : 電話によるファクシミリ着信の確認

.....→ : ファクシミリによる送信

→ : 電話等による連絡

※1 : 浪江町, 広野町, いわき市, 田村市, 南相馬市, 川俣町, 川内村, 葛尾村, 飯館村

※2 : いわき中央警察署, いわき南警察署, いわき東警察署, いわき市消防本部

南相馬警察署, 相馬地方広域消防本部, 田村警察署, 郡山地方広域消防組合消防本部

福島警察署, 伊達地方消防組合消防本部

田村消防署, 相馬消防署, 南相馬消防署, 平消防署, 小名浜消防署, 勿来消防署

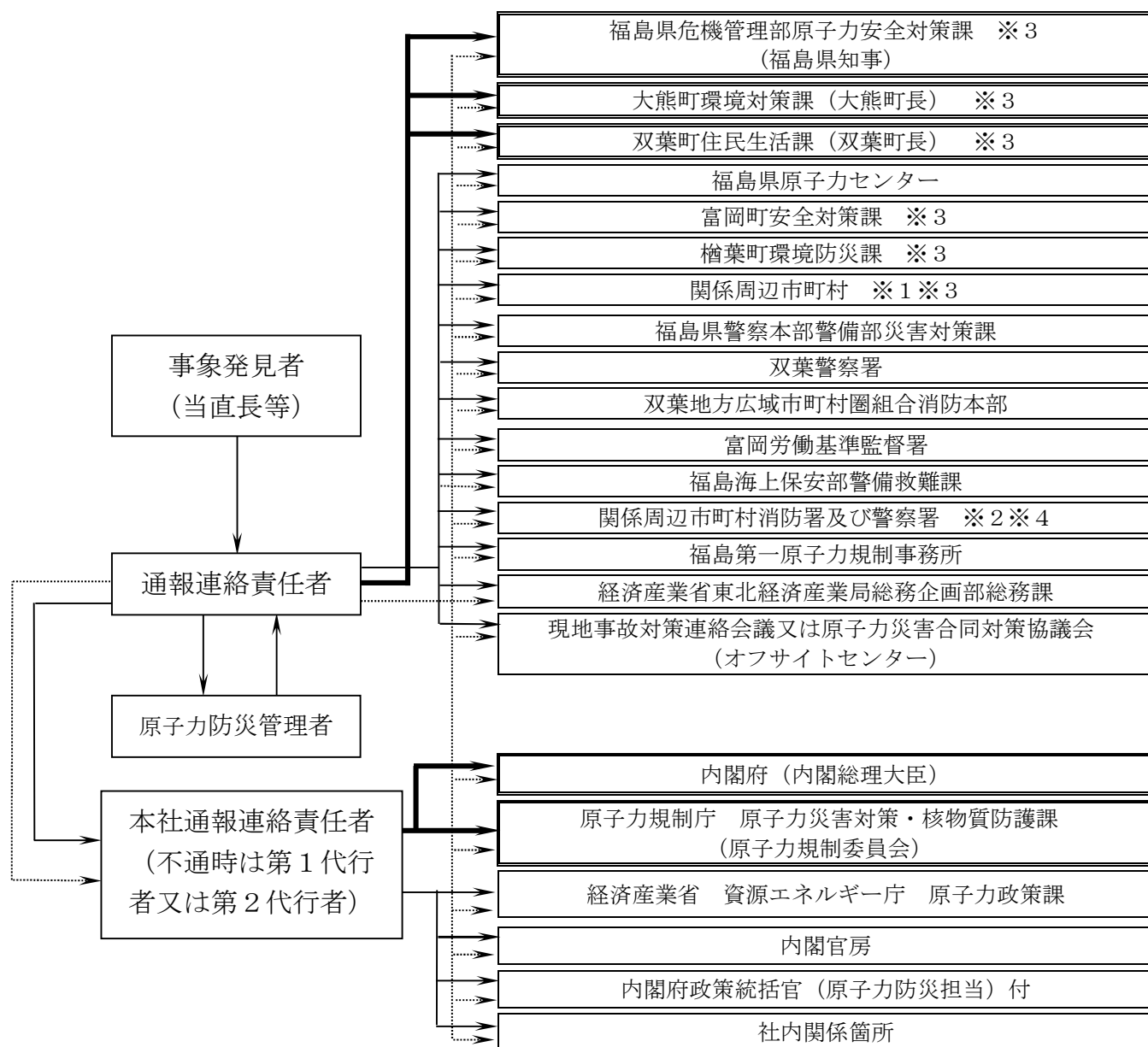
常磐消防署, 内郷消防署

※3 : ファクシミリ, 電話等による通信手段が遮断された場合は, 衛星携帯電話を所持した者を派遣

※4 : メールによる連絡 (メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡)

別図 2-4 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報経路 (1 / 2)

(1) 発電所内での事象発生時の通報経路



□□□□：原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先

→ : 電話によるファクシミリ着信の確認

.....➤ : ファクシミリによる送信

→ : 電話等による連絡

※1：浪江町，広野町，いわき市，田村市，南相馬市，川俣町，川内村，葛尾村，飯舘村

※2：いわき中央警察署，いわき南警察署，いわき東警察署，いわき市消防本部

南相馬警察署、相馬地方広域消防本部、田村警察署、郡山地方広域消防組合消防本部

福島警察署，伊達地方消防組合消防本部

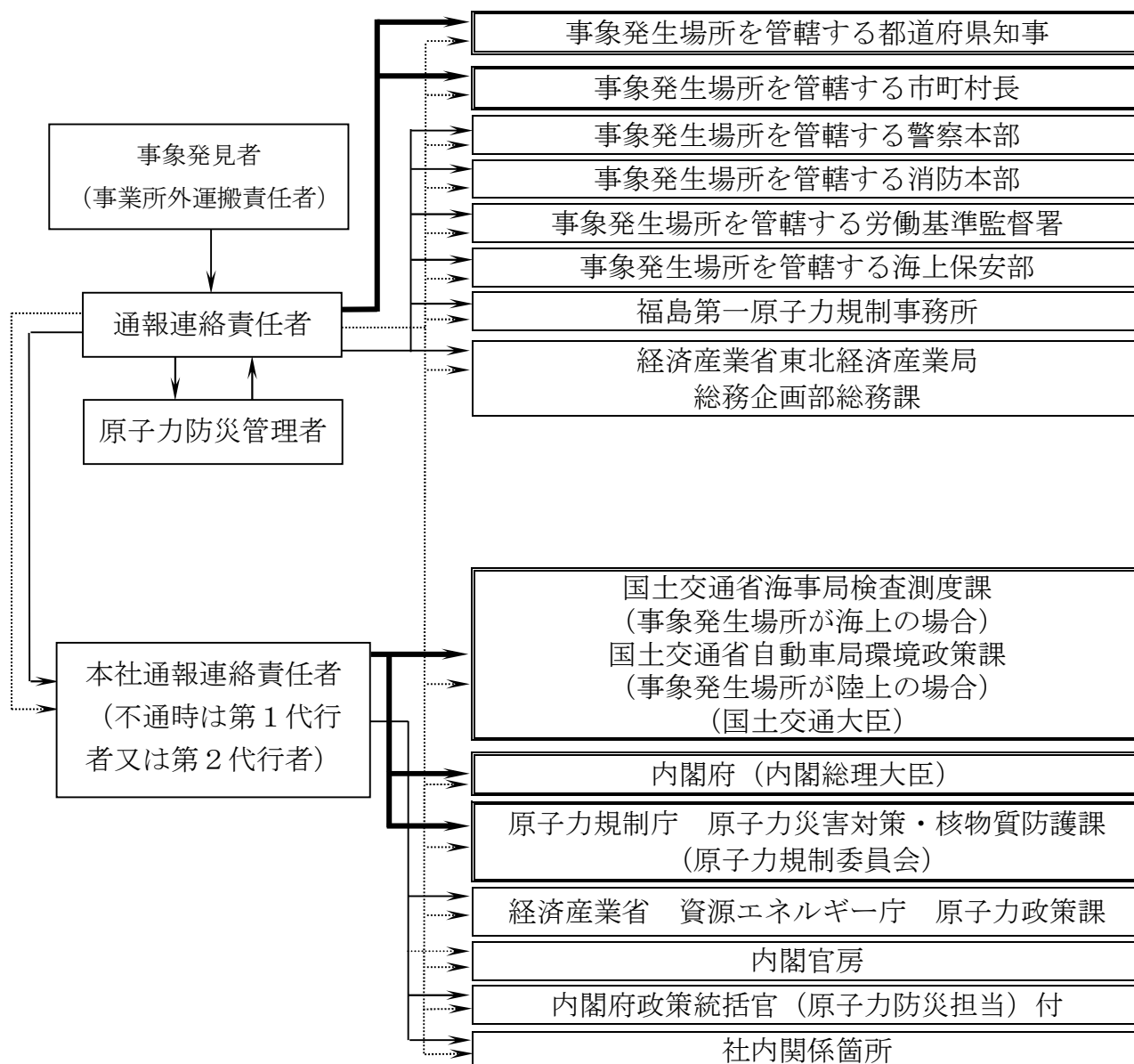
田村消防署, 相馬消防署, 南相馬消防署, 平消防署, 小名浜消防署, 勿来消防署

常磐消防署, 内郷消防署

※3：ファクシミリ、電話等による通信手段が遮断された場合は、衛星携帯電話を所持した者を派遣

※４：メールによる連絡（メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡）

別図 2-4 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報経路 (2/2)
(2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路



 : 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報先

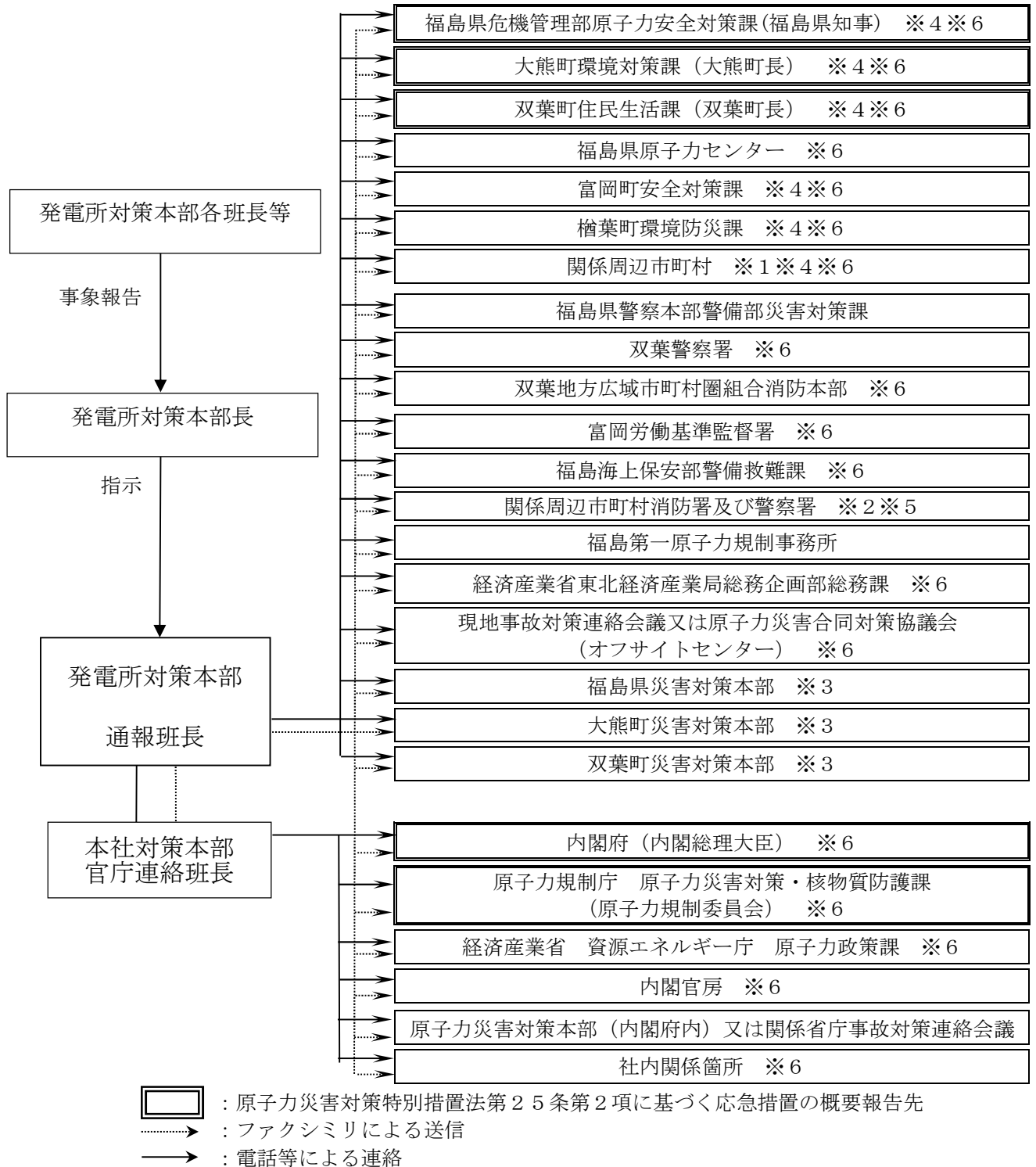
→ : 電話によるファクシミリ着信の確認

.....→ : ファクシミリによる送信

→ : 電話等による連絡

別図 2－5 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の通報後の連絡経路（1／2）

（1）発電所内での事象発生時の連絡経路



※1：浪江町，広野町，いわき市，田村市，南相馬市，川俣町，川内村，葛尾村，飯館村

※2：いわき中央警察署，いわき南警察署，いわき東警察署，いわき市消防本部，南相馬警察署，相馬地方広域消防本部，田村警察署，郡山地方広域消防組合消防本部，福島警察署，伊達地方消防組合消防本部，田村消防署，相馬消防署，南相馬消防署，平消防署，小名浜消防署，勿来消防署，常磐消防署，内郷消防署

※3：災害対策本部等が設置されている場合に限る。

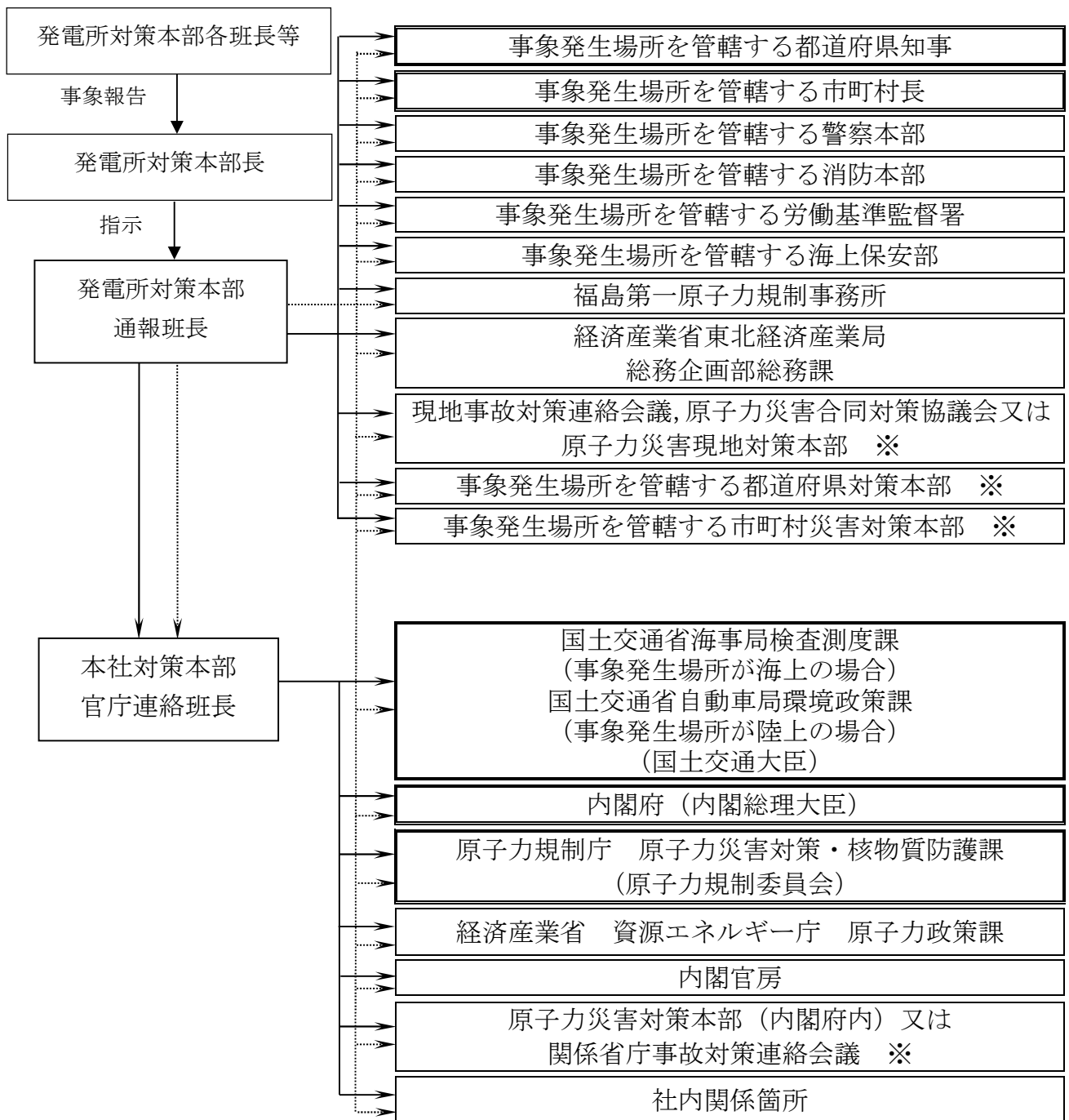
※4：ファクシミリ，電話等による通信手段が遮断された場合は，衛星携帯電話を所持した者を派遣

※5：メールによる連絡（メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡）

※6：平成 23 年 3 月 11 日発生事象に対する応急措置の実施報告先

別図 2 - 5 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の通報後の連絡経路 (2 / 2)

(2) 事業所外運搬での事象発生時の連絡経路



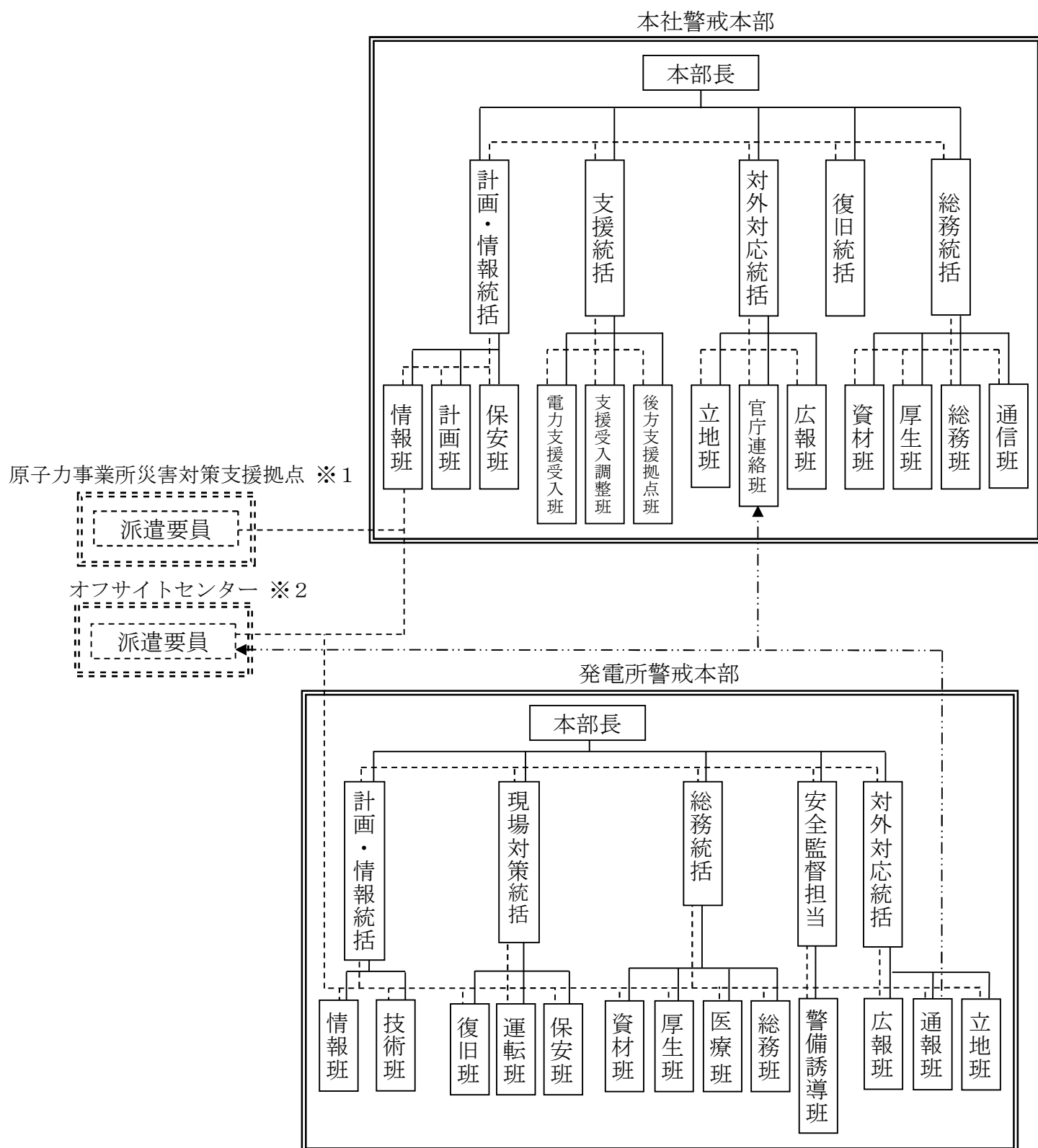
 : 原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項に基づく応急措置の概要報告先

.....→ : ファクシミリによる送信

——→ : 電話等による連絡

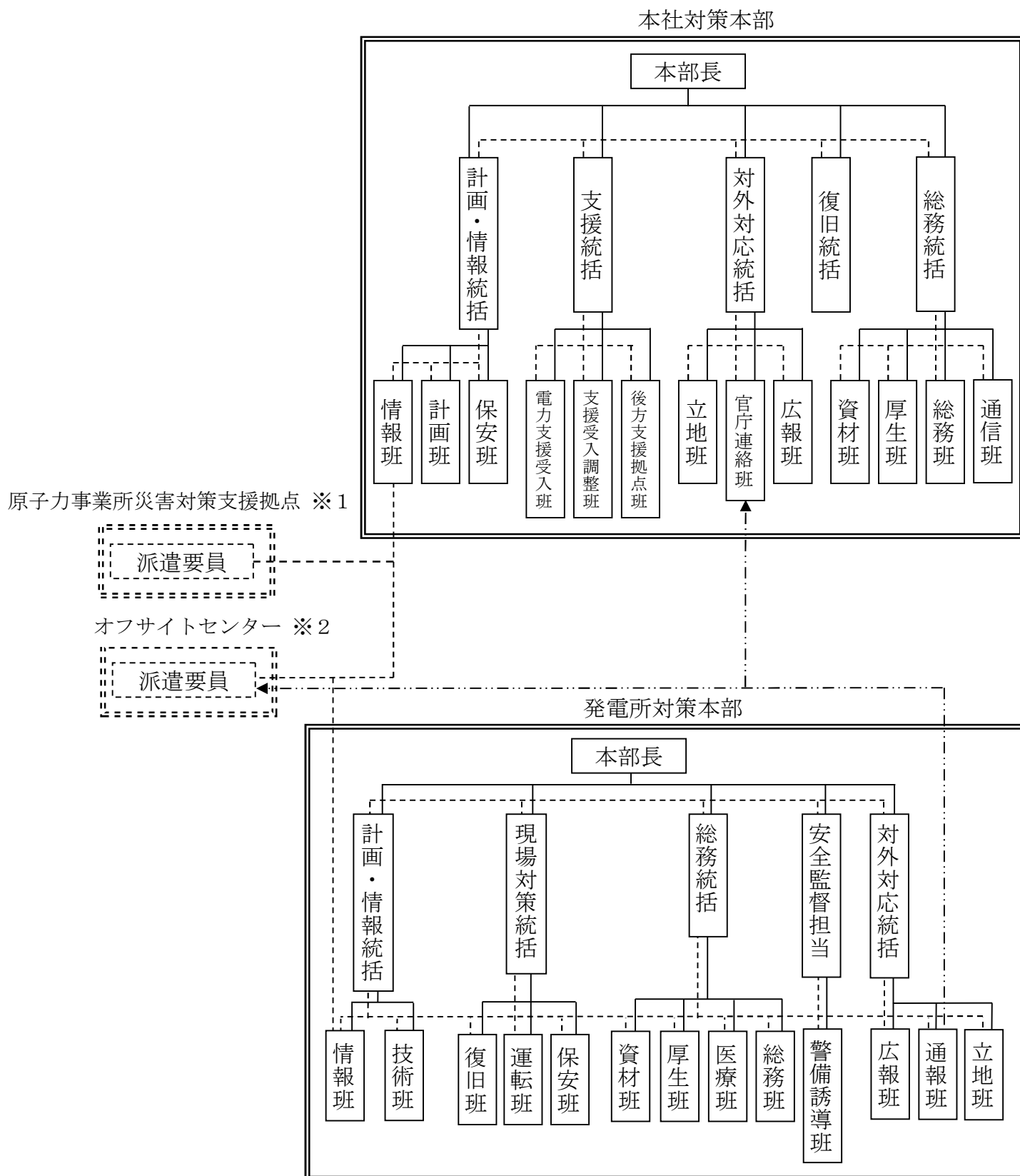
※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。

別図 2－6 原子力警戒態勢発令後の社内の伝達経路



- ※1 原子力事業所災害対策支援拠点が設置された場合に限る。
- ※2 派遣要請があった場合に限る。

別図 2－7 緊急時態勢発令後の社内の伝達経路（第1次緊急時態勢発令時）（1／2）



—— 社内の情報連絡・指示

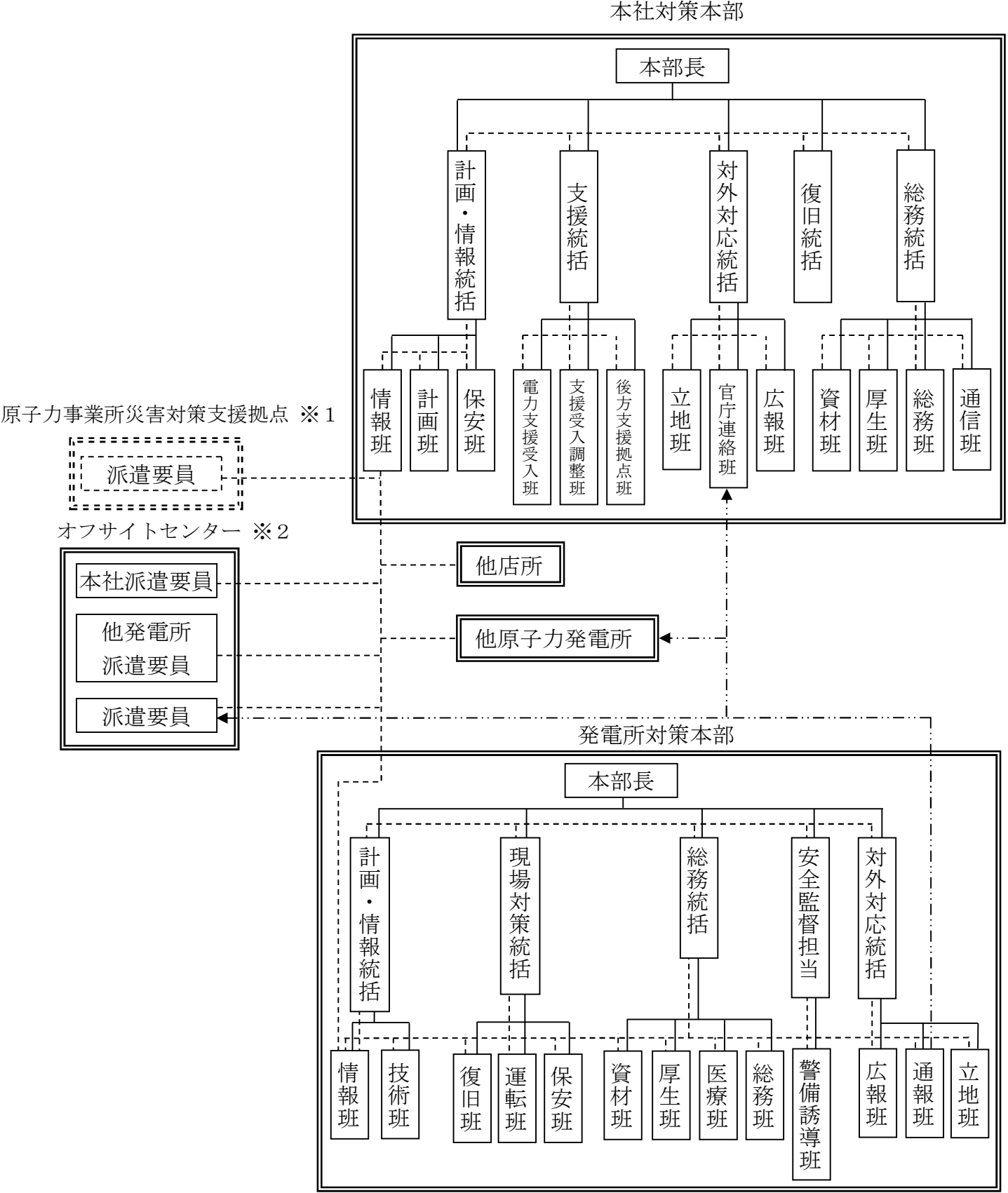
----- 情報連絡経路

- - - - -▶ ファクシミリによる通報と報告

※1 原子力事業所災害対策拠点が設置されている場合に限る。

※2 事業所外運搬に係る事象発生の場合、「事象発生場所」に読み替える。

別図 2－7 緊急時態勢発令後の社内の伝達経路（第 2 次緊急時態勢発令時）（2／2）



—— 社内の情報連絡・指示

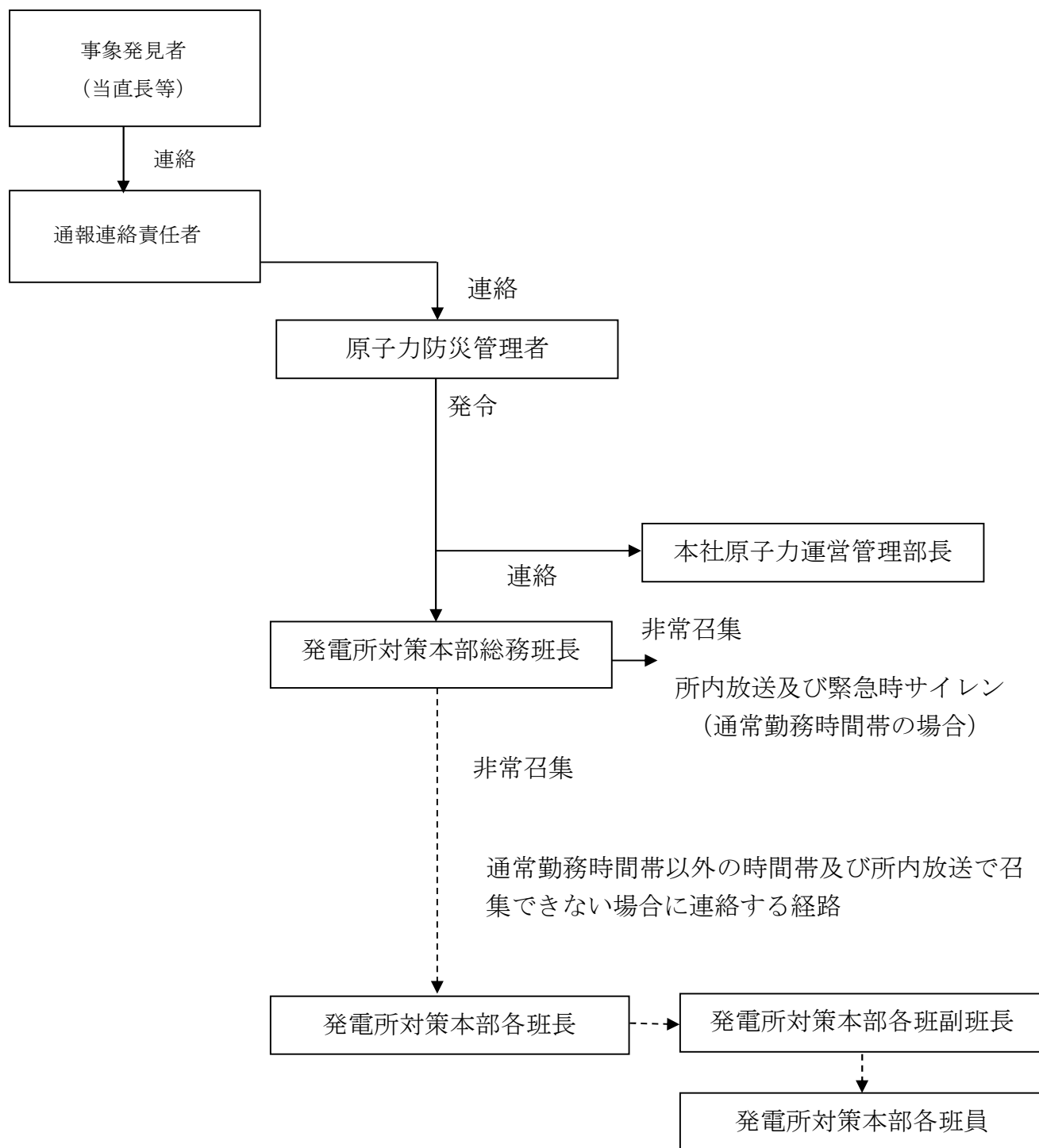
----- 情報連絡経路

-----▶ ファクシミリによる通報と報告

※1 原子力事業所災害対策拠点が設置されている場合に限る。

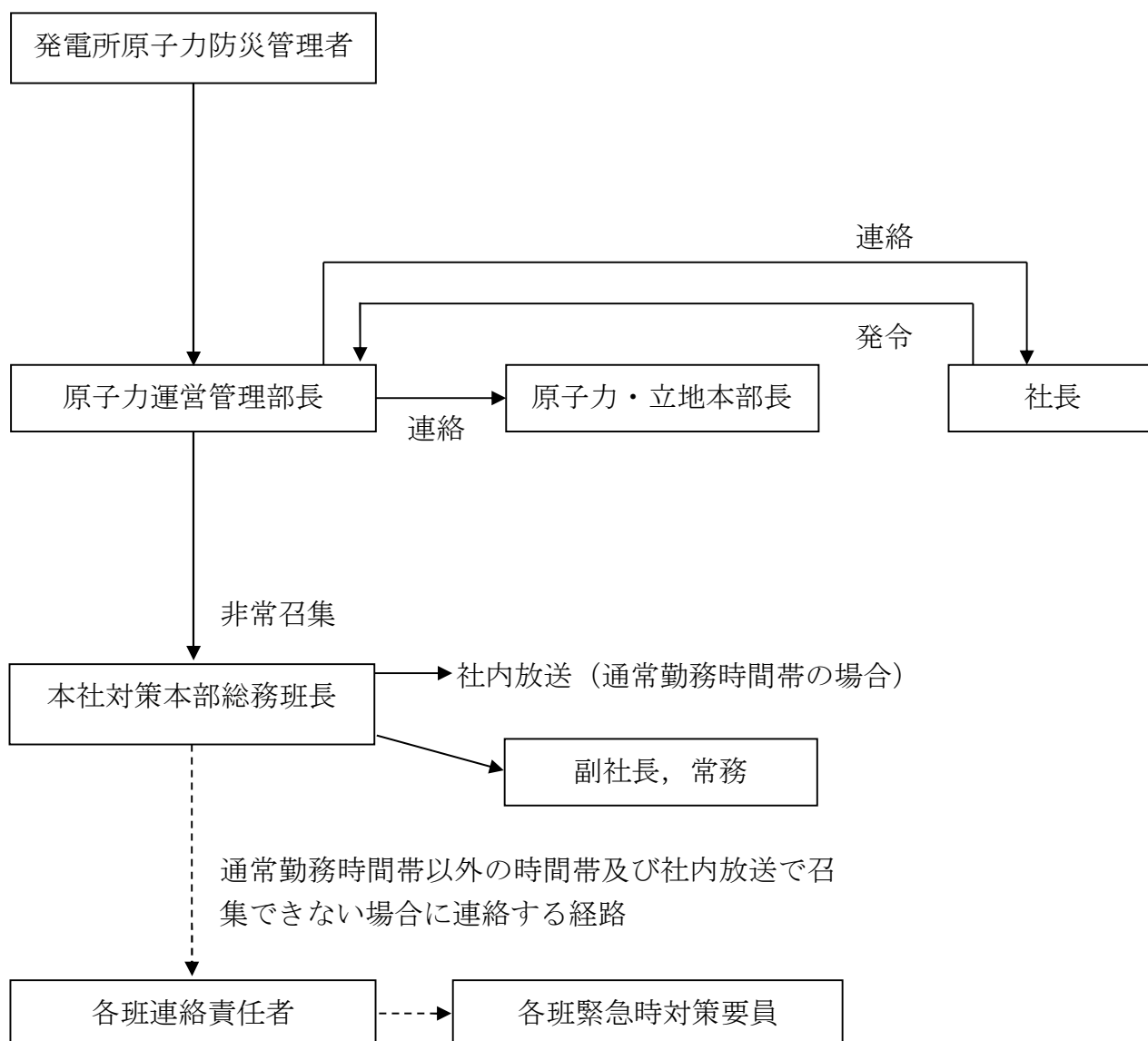
※2 事業所外運搬に係る事象発生の場合、「事象発生場所」に読み替える。

別図 2－8 発電所における原子力警戒態勢発令及び緊急時態勢発令と
緊急時対策要員の非常召集連絡経路



※ 原子力警戒事態発令の場合の場合、「発電所対策本部」は「発電所警戒本部」に読み替える。

別図 2－9 本社における原子力警戒態勢発令及び緊急時態勢発令と
緊急時対策要員の非常召集連絡経路



※ 原子力警戒事態発令の場合，「本社対策本部」は「本社警戒本部」に読み替える。

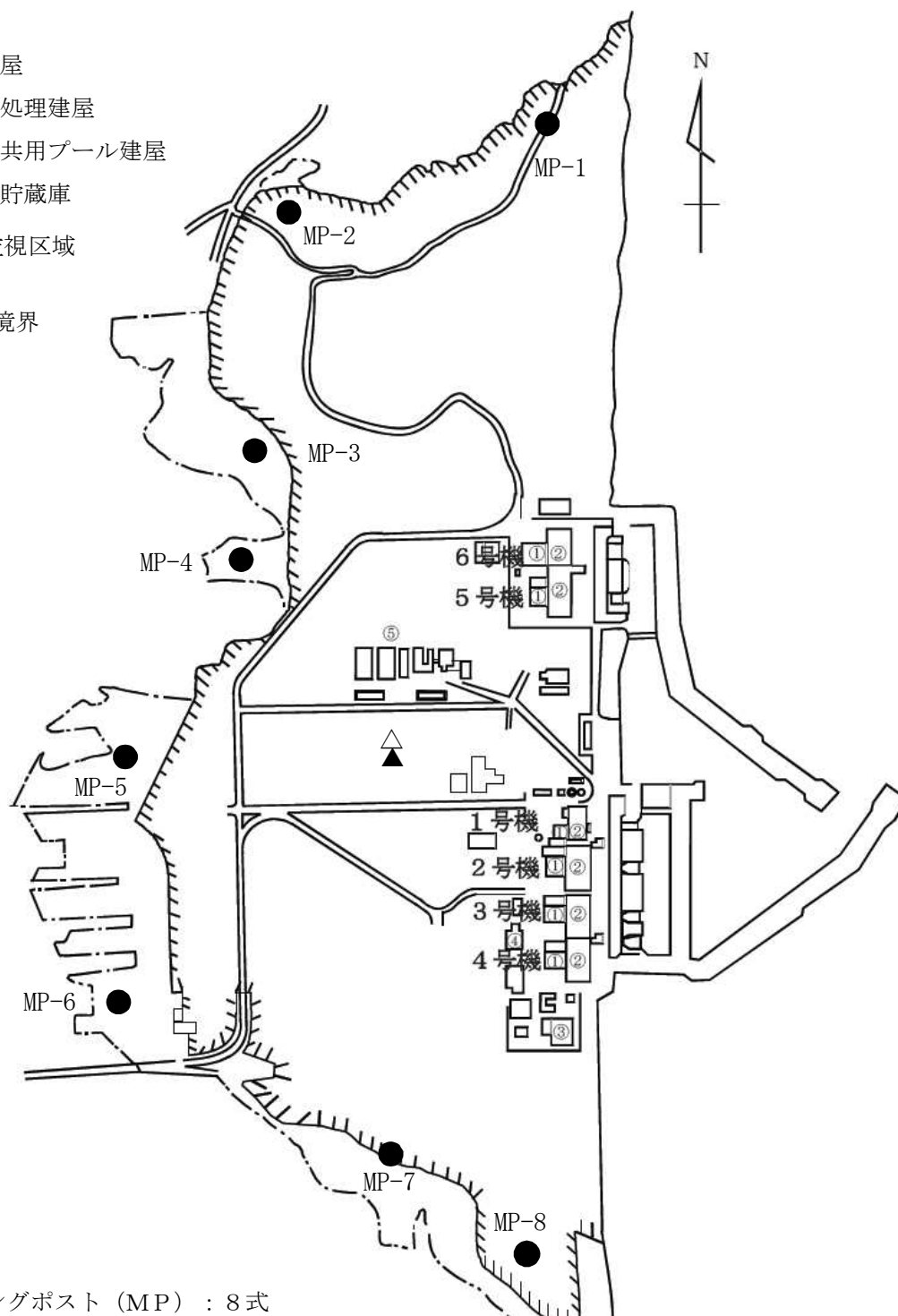
別図 2 - 1 0 発電所敷地周辺の放射線測定設備等

凡例

- ① 原子炉建屋
- ② タービン建屋
- ③ 廃棄物集中処理建屋
- ④ 使用済燃料共用プール建屋
- ⑤ 固体廃棄物貯蔵庫

//// 周辺監視区域

- - - - 敷地境界



● : モニタリングポスト (MP) : 8 式

検出器種類	計測範囲	点検内容	点検頻度
N a I シンチレーション検出器	1 0 ~ 1 0 ⁴ nGy/h	点検校正	1 回 / 年
電離箱	1 0 ~ 1 0 ⁸ nGy/h	点検校正	1 回 / 年

▲ : 気象観測装置 (風向・風速) : 1 式

種類	測定高さ	点検内容	点検頻度
ドップラーソーダ	地上高約 1 0 m 及び約 9 5 m	点検・調整	1 回 / 年

△ : 気象観測装置 (風向・風速) : 1 式

種類	測定高さ	点検内容	点検頻度
超音波式風向風速計	地上高約 1 0 m	点検・調整	1 回 / 年

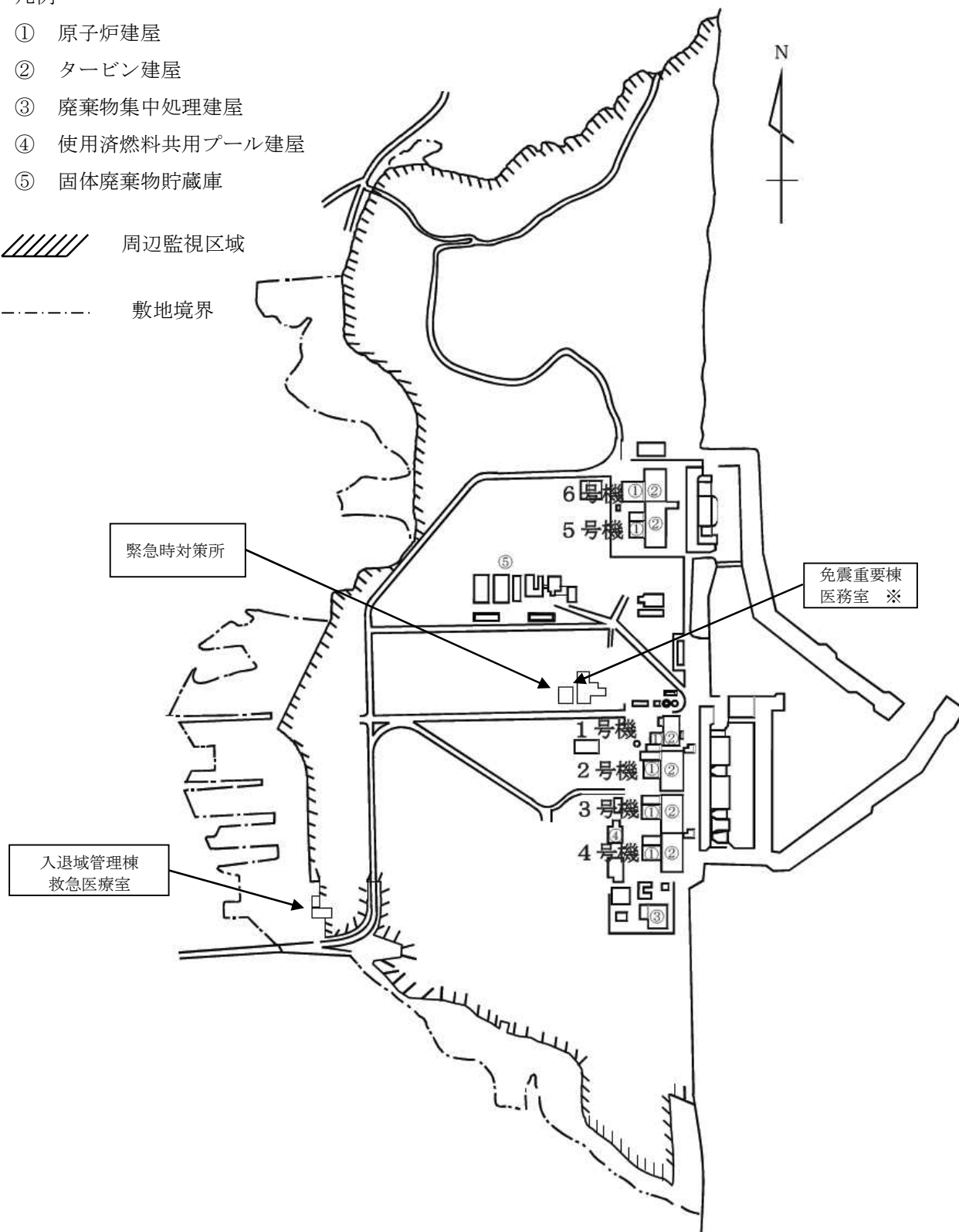
別図 2 - 1 1 発電所敷地内の緊急時対策所及び救急医療施設

凡例

- ① 原子炉建屋
- ② タービン建屋
- ③ 廃棄物集中処理建屋
- ④ 使用済燃料共用プール建屋
- ⑤ 固体廃棄物貯蔵庫

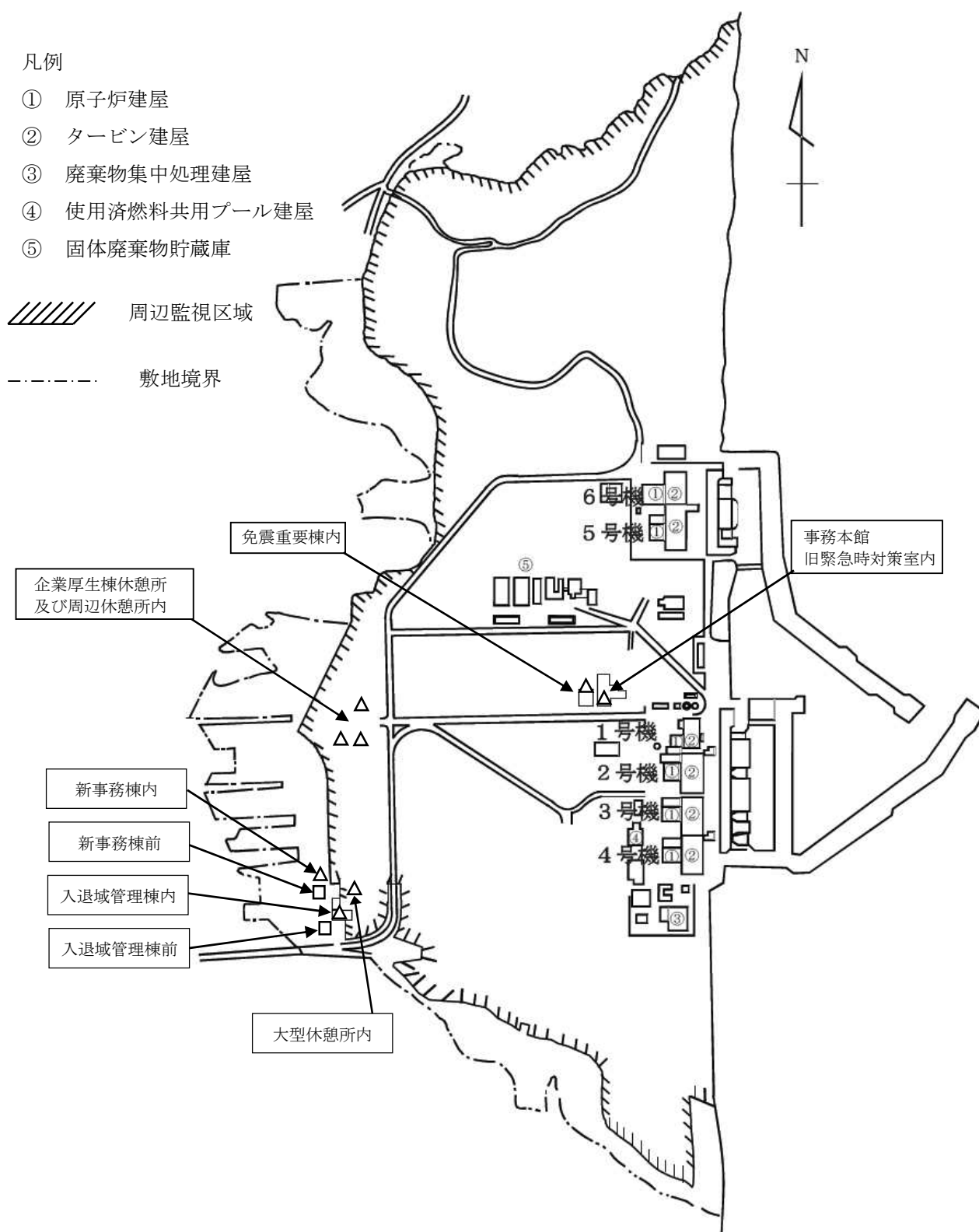
//// 周辺監視区域

----- 敷地境界



※ 自然災害等の発生により救急医療施設が使用できない場合に使用

別図 2 - 1 2 発電所敷地内の退避場所及び避難集合場所

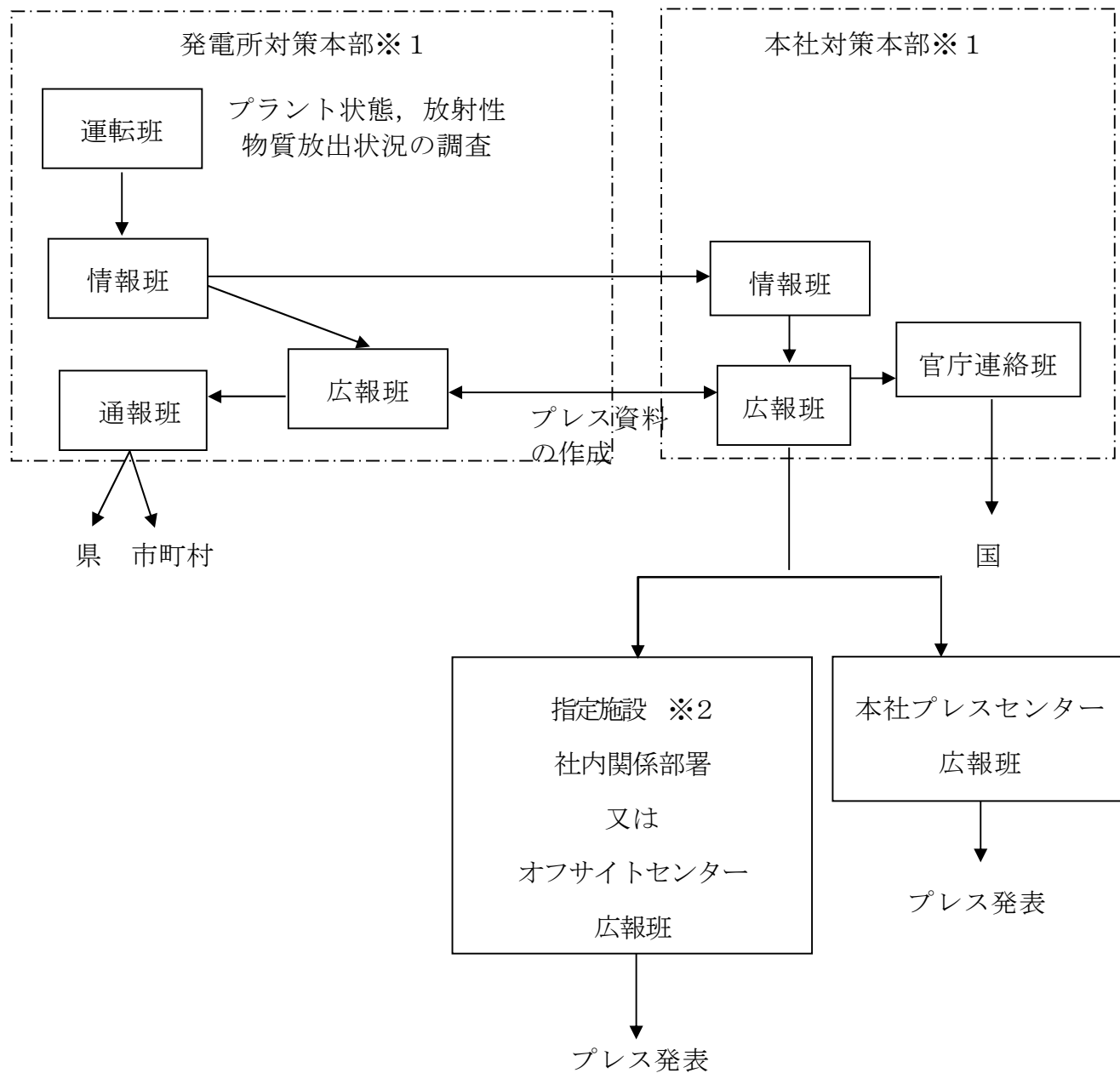


別図 2－1 3 原子力事業所及び原子力事業所災害対策支援拠点の位置



この背景地図等データは、国土地理院の電子国土 Web システムから配信されたものである。

別図 3－1 公表内容の伝達経路



※1 原子力警戒事態発令の場合，「発電所対策本部」は「発電所警戒本部」に，「本社対策本部」は「本社警戒本部」に読み替える。

※2 プレス発表実施箇所は関係者へ周知する。

別表 2－1 原子力災害対策指針に基づく警戒事態を判断する基準（1／7）

対象号機は略称内に（）で示す。

EAL 番号	AL11	BWR
EAL 略称	原子炉停止機能の異常のおそれ（5，6号機対象）	
EAL	原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。	
事業者解釈	(1)「原子炉の運転中」とは原子炉の状態のうち、「運転」、「起動」をいう。 (2)「原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され」とは、試験、保守作業等意図的な場合を除き、片系のみで原子炉自動スクラム警報が発信した場合をいう。 (3)「一定時間」とは、1時間をいう。 (4)「発信された原因を特定できない」とは原子炉がスクラムすべき状況になっているかどうか確定できない状況をいう。 (5)以下の場合には警戒事態の対象外とする。 ・一定時間内に手動スクラムを実施又はLCO逸脱を宣言し原子炉停止操作を開始した場合	
規制庁解説	当該状態においては、原子炉停止信号をリセットする場合があります、追加で一部の原子炉停止信号が発信されたとしても、原子炉停止に至らない可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。 一定時間については、各原子力事業者がそれぞれの原子炉施設の特性に応じて設定するものである。	

EAL 番号	AL21	BWR
EAL 略称	原子炉冷却材の漏えい（5，6号機対象）	
EAL	原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。	
事業者解釈	(1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が高温停止、起動及び運転である場合をいう。 (2)「保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材漏えいが起こること」とは、「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画 Ⅲ 特定原子力施設の保安」の（原子炉格納容器内の原子炉冷却材漏えい率）の運転上の制限を超える漏えい率が確認され、「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画 Ⅲ 特定原子力施設の保安」で定める完了時間内に「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画 Ⅲ 特定原子力施設の保安」で定める措置を完了できない場合をいう。	
規制庁解説	非常用炉心冷却装置の作動を必要とするものではないが、原子炉冷却材の漏えいという事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。保安規定で定める措置の完了時間内に保安規定で定められた措置を完了できない場合を対象とする。	

EAL 番号	AL22	BWR
EAL 略称	原子炉給水機能の喪失（5，6号機対象）	
EAL	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。	
事業者解釈	(1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が高温停止、起動及び運転である場合をいう。 (2)「全ての給水機能」は、常用の給水機能が対象であり、原子炉隔離時冷却系の起動は含まない。 (3)「給水機能の喪失」とは、常用の給水系が使用できない場合をいう。	
規制庁解説	注水が適切に行われれば原子炉は冷却されるが、全ての給水機能喪失という事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。 給水機能に原子炉隔離時冷却系は含まない。	

別表 2－1 原子力災害対策指針に基づく警戒事態を判断する基準（2／7）

EAL 番号	AL23	BWR
EAL 略称	原子炉除熱機能の一部喪失（5，6 号機対象）	
EAL	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。	
事業者解釈	(1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が高温停止、起動及び運転である場合をいう。 (2)「主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失」とは、以下の何れかの状態をいう。 ①復水器内圧力が 77.6kPaabs（582mmHgabs）まで悪化 ②すべての主蒸気ラインが使用不能 (3)「残留熱を除去する場合の一部の機能喪失」とは、利用できる残留熱除去系が何れか 1 系統のみになる場合をいう。	
規制庁解説	上記の状態が続き、残りの残留熱除去機能が失われた場合、原子炉格納容器の過圧又は炉心損傷に至る可能性があることから警戒事態の判断基準とする。 残留熱を除去する機能の一部が喪失するとは、残留熱除去系の系統のうち使用可能な系統が残り 1 系統になることをいう。	

EAL 番号	AL26	BWR
EAL 略称	全交流電源喪失のおそれ（旧基準炉）（5，6 号機対象）	
EAL	全ての非常用交流母線からの電気の供給が 1 系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が 1 つの電源のみとなり、その状態が 15 分以上継続すること、又は外部電源喪失が 3 時間以上継続すること。	
事業者解釈	(1)新規基準を適用していない原子炉施設の、すべての原子炉の状態において適用する。 (2)「全ての非常用交流母線からの電気の供給が 1 系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が 1 つの電源のみ」とは、福島第一原子力発電所 5・6 号機においては、使用可能な非常用交流母線が 1 系統となった場合において、当該母線への供給電源が外部電源、非常用のディーゼル発電機、恒設電源設備等のどれか 1 つになった場合をいう。 (3)「外部電源」とは、電力系統及び主発電機（当該原子炉の主発電機を除く）からの電力を非常用交流高圧母線へ供給する設備をいう。	
規制庁解説	非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態になることから、警戒事態の判断基準とする。又、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失につながる可能性があることから、これについても警戒事態の判断基準とする。	

EAL 番号	AL29	BWR
EAL 略称	停止中の原子炉冷却機能の一部喪失（5，6 号機対象）	
EAL	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。	
事業者解釈	(1)「原子炉の停止中」とは、原子炉の状態のうち、「冷温停止」又は「燃料交換」における照射済燃料集合体が原子炉容器内にある場合をいう。 (2)「水位低設定値」とは、L－2（ABWR は L－1.5）の水位相当をいう。	
規制庁解説	原子炉停止中に原子炉水位が低下した場合には通常直ちに原子炉への注水操作が実施され水位の回復が図られるが、当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下するような場合には原子炉への注水機能に何らかの異常があると考えられ、早期に関係者の体制を構築する必要があることから、警戒事態の判断基準とする。	

EAL 番号	AL30	BWR
EAL 略称	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ（5，6 号機対象）	
EAL	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	
事業者解釈	(1)「水位が一定の水位まで低下すること」とは、使用済燃料貯蔵槽の水位がオーバーフロー付近であることを満足できず、かつ、「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画 Ⅲ 特定原子力施設の保安」で定められた措置を完了できない場合をいう。	
規制庁解説	通常直ちに貯蔵槽への注水操作が実施され水位の回復が図られるが、その原因によっては水位の回復が困難な場合もあることから、警戒事態の判断基準とする。	

別表 2－1 原子力災害対策指針に基づく警戒事態を判断する基準（3／7）

EAL 番号	AL31	BWR
EAL 略称	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失（1～4 号機対象）	
EAL	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。	
事業者解釈	(1)「水位を維持できないこと」とは、漏えい又は蒸発などにより使用済燃料貯蔵槽の水位がオーバーフロー水位付近であることを満足できず、補給設備による貯蔵槽への水補給を行っても水位低下傾向が止まらない状態をいう。 (2)「一定時間以上測定できないこと」とは、水位を維持できていないことが疑われる状況（漏えい等を確認）において、何れの手段によっても一定時間以上当該貯蔵槽の液面の位置が確認できない状態をいう。なお、一定時間とは 24 時間を目安とする。 (3)使用済燃料共用プールは本基準を適用する。 (4)本基準は使用済燃料集合体及使用済燃料貯蔵槽内に存在しない場合には適用されない。	
規制庁解説	通常直ちに貯蔵槽への注水操作が実施され水位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の水位が低下し、その水位を維持できない場合には貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があり、これが継続していると考えられることから、警戒事態の判断基準とする。また、このような状態が疑われる状況において、当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できない状況にあることは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が継続していると考えられることから併せて該当する事象とする。 なお、一定時間とは、測定できない状況を解消するために準備している措置を実施するまでに必要な時間とする。	

EAL 番号	AL42	BWR
EAL 略称	単一障壁の喪失又は喪失可能性（5，6 号機対象）	
EAL	燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。	
事業者解釈	(1)原子炉の状態が、高温停止、起動及び運転中において適用する。 (2)3つの障壁のうち、燃料被覆管障壁又は原子炉冷却系障壁のいずれかの喪失もしくはそのおそれがある場合をいう。 各障壁の喪失又は喪失のおそれについては、別表 2－1 別紙で判断する。	
規制庁解説	以下の 4 つのケースが考えられる。 1)燃料被覆管障壁の喪失するおそれ 2)原子炉冷却系障壁の喪失するおそれ 3)燃料被覆管障壁の喪失 4)原子炉冷却系障壁の喪失 なお、本規定については、原子力事業者が”NEI 99-01Methodology for Development ofEmergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画等に詳細を定めるものとする。	

EAL 番号	AL51	BWR
EAL 略称	原子炉制御室他の機能喪失のおそれ（5，6 号機対象）	
EAL	原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	
事業者解釈	(1)すべての原子炉の状態において適用する。 (2)「原子炉制御室その他の箇所」とは、中央制御室及び中央制御室外操作盤の設置場所をいう。 (3)「運転や制御に影響を及ぼす」とは、放射線レベルや室温の上昇等により、運転員が中央制御室の操作盤及び中央制御室外操作盤での操作が容易にできなくなる状況をいう。	
規制庁解説	原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。	

別表 2－1 原子力災害対策指針に基づく警戒事態を判断する基準（4／7）

EAL 番号	AL52	BWR
EAL 略称	所内外通信連絡機能の一部喪失（5，6 号機対象）	
EAL	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	
事業者解釈	(1)すべての原子炉の状態において適用する。 (2)「原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失する」とは，原子炉施設に何らかの異常が発生し，①原子力事業所内の通信機能，②原子力事業所内から所外への通信機能の何れかが，どれか1つの手段のみとなる場合をいう。 (3)「どれか1つの手段のみとなる場合」とは，設備的に異なる電力保安回線，公衆回線，衛星回線等のうち，使用可能な通信手段が1種類のみになる場合を言う。	
規制庁解説	原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。一部の機能が喪失することにより，直ちに通信が不可能となるわけではないが，全ての機能が喪失する以前に関係者への連絡を行うことが必要であることから，警戒事態の判断基準とする。	

EAL 番号	AL53	BWR
EAL 略称	重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ（5，6 号機対象）	
EAL	重要区域において，火災又は溢水が発生し，安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。	
事業者解釈	(1)すべての原子炉の状態において適用する。 (2)「安全上重要な構築物，系統又は機器」とは，別表 2－1（別紙）に定め，「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画 III 特定原子力施設の保安」の機能要求があるものをいう。 (3)「安全機器等の機能に支障が生じるおそれがある」とは，火災又は溢水により，安全上重要な構築物，系統又は機器の機能に支障が生じ，同一の機能を有する系統のうち使用できる系統が1系統のみとなるおそれがあることをいう。 (4)「火災」とは，発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む）が発火することをいう。 (5)「溢水」とは，発電所内に施設される機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で，系統外に放出された流体をいう（滞留水，流水，蒸気を含む）。	
規制庁解説	原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。 なお，重要区域及び安全機器等の範囲については，原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令（平成 24 年文部科学省・経済産業省令第 4 号）第 2 条第 2 項第 8 号に基づき，原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし，その範囲の妥当性については，原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後，確認することとする。	

EAL 番号	－	BWR
EAL 略称	地震	
EAL	当該原子炉施設等立地道府県において，震度 6 弱以上の地震が発生すること。	
事業者解釈	－	
規制庁解説	原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要か否か判断する。	

EAL 番号	－	BWR
EAL 略称	津波	
EAL	当該原子炉施設等立地道府県において，大津波警報が発令された場合。	
事業者解釈	－	
規制庁解説	原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要か否か判断する。	

別表 2－1 原子力災害対策指針に基づく警戒事態を判断する基準（5／7）

別紙 （防災業務計画等命令第 2 条第 2 項第 8 号関係）

（1）安全上重要な構築物，系統又は機器等の一覧及びこれら機器等の位置と重要区域

1．福島第一 5 号機

要求される機能	安全機器等	機器	重要区域
高圧の非常用炉心冷却	RCIC	ポンプ	[R/B B1F]RCIC ポンプ室
	HPCI		[R/B B1F]HPCI ポンプ室
残留熱除去	RHR (A)	ポンプ 熱交換器	[R/B B1F]RHR ポンプ (A) 室 [R/B 1F]RHR 熱交換器 (A) 室
	RHR (B)		[R/B B1F]RHR ポンプ (B) 室 [R/B 1F]RHR 熱交換器 (B) 室
低圧の非常用炉心冷却	RHR (A)	ポンプ	[R/B B1F]RHR ポンプ (A) 室
	RHR (B)		[R/B B1F]RHR ポンプ (B) 室
	CS (A)		[R/B B1F]CS ポンプ (A) 室
	CS (B)		[R/B B1F]CS ポンプ (B) 室
原子炉停止	HCU	ユニット	[R/B 1F]HCU (A)，(B) エリア
	CRD (A)，(B)	ポンプ	[R/B MB1F]CRD ポンプ室
直流電源（充電器）	125V 充電器盤 (A)，125V 充電器盤 (B)，125V 予備充電器盤	盤	[C/B MB1F]電気品室
直流電源（バッテリー）	直流 125V 系蓄電池 (A)	バッテリー	[C/B MB1F]125V バッテリー (A) 室
	直流 125V 系蓄電池 (B)		[C/B MB1F]125V バッテリー (B) 室
交流電源（非常用母線）	M/C 5C，5D P/C 5C，5D	盤	[T/B B1F]スイッチギア室
交流電源（D/G）	D/G (A)	発電機	[T/B B1F]D/G (A) 室
	D/G (B)		[T/B B1F]D/G (B) 室
中央制御室		盤	[S/B 2F]中央制御室
燃料プール水補給	FPC (A)，(B)	ポンプ	[R/B 3F]FPC ポンプ室
	RHR (A)		[R/B B1F]RHR ポンプ (A) 室
	RHR (B)		[R/B B1F]RHR ポンプ (B) 室
	MUW (DTr) (A)，(B)		[T/B B1F]MUW ポンプエリア
	MUW (CTr) (A)，(B)		

別表 2－1 原子力災害対策指針に基づく警戒事態を判断する基準（6／7）

別紙 （防災業務計画等命令第 2 条第 2 項第 8 号関係）

（1）安全上重要な構築物，系統又は機器等の一覧及びこれら機器等の位置と重要区域

2．福島第一 6 号機

要求される機能	安全機器等	機器	重要区域
高圧の非常用炉心冷却	RCIC	ポンプ	[R/B B2F]RCIC ポンプ室
	HPCS		[R/B B2F]HPCS ポンプ室
残留熱除去	RHR (A)	ポンプ 熱交換器	[R/B B2F]RHR ポンプ (A) 室 [R/B 1F]RHR 熱交換器 (A) 室
	RHR (B)		[R/B B2F]RHR ポンプ (B) 室 [R/B 1F]RHR 熱交換器 (B) 室
低圧の非常用炉心冷却	RHR (A)	ポンプ	[R/B B2F]RHR ポンプ (A) 室
	RHR (B)		[R/B B2F]RHR ポンプ (B) 室
	LPCS		[R/B B2F]LPCS ポンプ室
原子炉停止	HCU	ユニット	[R/B 3F]HCU (A), (B) エリア
	CRD (A), (B)	ポンプ	[R/B B1F]CRD ポンプ室
直流電源（充電器）	125V 充電器盤 (A), 125V 充電器盤 (B), 125V 予備充電器盤	盤	[C/B MB1F]電気品室
	HPCS 125V 充電器盤, HPCS 125V 予備充電基盤		[C/S 1F]電器品室
直流電源（バッテリー）	直流 125V 系蓄電池 (A)	バッテリー	[C/B MB1F]125V バッテリー (A) 室
	直流 125V 系蓄電池 (B)		[C/B MB1F]125V バッテリー (B) 室
	HPCS 直流 125V 系蓄電池		[C/S 1F]HPCS 125V バッテリー室
交流電源（非常用母線）	M/C 6C, 6D P/C 6C, 6D	盤	[C/S B1F]非常用スイッチギア室
	HPCS M/C		[C/S 1F]電気品室
交流電源（D/G）	D/G (A)	発電機	[C/S B1F]D/G (A) 室
	D/G (B)		[DG/B 1F]D/G (B) 室
	HPCS D/G		[C/S B1F]HPCS D/G 室
中央制御室		盤	[S/B 2F]中央制御室
燃料プール水補給	FPC (A), (B)	ポンプ	[R/B 4F]FPC ポンプ室
	RHR (A)		[R/B B2F]RHR ポンプ (A) 室
	RHR (B)		[R/B B2F]RHR ポンプ (B) 室
	MUW (DTr) (A), (B)		[T/B B1F]MUW ポンプエリア
	MUW (CTr) (A), (B)		

別表 2-1 原子力災害対策指針に基づく警戒事態を判断する基準（7／7）

別紙-2 3つの障壁喪失または喪失の可能性判断マトリクス（基準値は代表BWR 5プラントの例）

（警戒事態事象（AL42），第10条事象（SE42），第15条事象（GE42））

障壁喪失の可能性を示す

障壁喪失を示す

プラントパラメータ		燃料被覆管障壁	原子炉冷却系障壁	格納容器障壁
一次系	原子炉水位	有効燃料長上端未満	有効燃料長上端未満	－
		水位不明	水位不明	－
		L-0 未満	－	－
	原子炉圧力	－	－	減圧禁止領域（S/P 水温との関係） （具体的な判断基準は運転操作手順書による。）
	その他	－	非常用原子炉減圧操作の実施	－
PCV	格納容器圧力	－	13.7kPa[g]以上 （D/W 圧力高設定点）	0.427MPa[g]以上 （最高使用圧力）
	格納容器温度	－	－	171℃（最高使用温度）以上
	サプレッションプール水温	－	－	減圧禁止領域（RPV 圧力との関係） （具体的な判断基準は運転操作手順書による。）
	格納容器放射線モニタ	燃料被覆管損傷と判断する基準値を超えた場合。 （具体的な判断基準は運転操作手順書による。）	指示値の有意な上昇	－
	格納容器雰囲気（ガス）モニタ	－	－	燃焼が発生するガス濃度以上 （水素 4%, 酸素 5%以上）
	その他	－	－	非常用格納容器ベントの実施
		－	－	隔離失敗により環境に繋がる経路の形成
建屋	建屋雰囲気モニタ	－	基準温度（系統隔離温度）以上で隔離失敗または 隔離後基準温度以上 （具体的温度はプラント毎に異なる。）	基準温度（系統隔離温度）以上で隔離失敗または 隔離後基準温度以上 （具体的温度はプラント毎に異なる。）

別表 2 - 2 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準（1 / 11）

対象号機は略称内に（）で示す。

EAL 番号	SE01	BWR
EAL 略称	敷地境界付近の放射線量の上昇	
EAL	(1)放射線測定設備について、単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た数値が$5\mu\text{Sv/h}$以上の放射線量を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。 (a)排気筒及び指定エリアモニタに示す測定設備により検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合 (b)当該数値が落雷の時に検出された場合 (c)検出された放射線量から最近三か月間に検出された放射線量の平均値を減じて得た数値が$5\mu\text{Sv/h}$を下回っている場合 (2)放射線測定設備のすべてについて$5\mu\text{Sv/h}$を下回っている場合において、当該放射線測定設備の数値が$1\mu\text{Sv/h}$以上であるときは、当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、$5\mu\text{Sv/h}$以上のものとなっているとき。ただし、次に該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。 (a)検出された放射線量から最近三か月間に検出された放射線量の平均値を減じて得た数値が$5\mu\text{Sv/h}$を下回っている場合	
事業者解釈	・ ここでいう「放射線測定設備」とは、原子力事業者防災業務計画別図により配置された放射線測定設備をいう。 ・ (1)項の「単位時間（2分以内に限る。）」を放射線測定設備のデジタル値で確認する場合は、そのデジタル値の間隔（2分以内）を指定できるものとする。 ・ (1)(a)項の「検出された数値に異常が認められない」とは、放射線測定設備において、検出された放射線量から最近三か月間に検出された放射線量の平均値を減じて得た数値が$5\mu\text{Sv/h}$以上の放射線量を検出したときに速やかに原子力防災資機材の排気筒モニタ及び指定エリアモニタの警報が動作していないか、又は指示値が有意に変化していないことを確認した場合とする。 ・ (1)(a)項の「原子力規制委員会へ報告した場合」とは、これらモニタ等に異常がないことを確認した場合において、以下の事項について、原子力規制委員会へ電話で連絡した場合をいう。 a. プラントがSE、GEの状態ではないこと。 b. 通報事象等規則第3条の2により、報告するものであること。 c. 放射線測定設備の指示上昇の原因はプラント由来のものではないこと d. 特定事象の通報は実施しないこと。 ・ (2)項の$1\mu\text{Sv/h}$以上である場合において、原子力防災資機材の排気筒モニタ及び指定エリアモニタの警報が動作していないか、又は指示値が有意に変化していないことを確認した場合も検出されなかったものとみなす。 ・ 「最近三か月に検出された放射線量の平均値」は晴天・雨天を問わず至近三か月間の平均値を算出して設定する。	
規制庁解説	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設に係る放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とする。	

別表 2 - 2 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (2 / 11)

EAL 番号	SE02				BWR				
EAL 略称	通常放出経路での気体放射性物質の放出								
EAL	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が 5 μSv/h に相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。（10 分間以上継続）								
事業者解釈	「排気筒その他これらに類する場所」とは、原子力防災資機材の排気筒モニタリング設備及びその他の固定式測定設備の設置してある場所とする。 - この計測器での放射性物質の検出は、通報事象等規則第 5 条による。 「10 分間以上検出」について、デジタル値で確認する場合においては、10 分間以上そのデジタル値が連続した場合とすることができる。 - 放射能水準が 5 μSv/h に相当する以上の気体放射性物質が検出されたこととは、排気筒モニタが以下の規準を超えた場合による。								
		1, 2MS	3, 4MS	5, 6MS	2TS	3TS	4TS	集中 RW	共用 P
	排気筒 モニタ 基準 (cps)	1, 160	1, 060	380	1, 060	840	1, 410	1, 300	380
	この EAL を検出した場合は、GE02 と放射線量の基準が同一であるため、SE02 及び GE02 を検出したとして、GE02 の書式により通報を行う。								
規制庁解説	－								

EAL 番号	SE03	BWR
EAL 略称	通常放出経路での液体放射性物質の放出	
EAL	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5 \mu\text{Sv/h}$ に相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。(10 分間以上継続)	
事業者解釈	「排水口その他これらに類する場所」とは、原子力防災資機材の固定式測定設備を設置している場所とする。 - この計測器での検出は、通報事象等規則第 5 条による。 「10 分間以上検出」について、デジタル値で確認する場合においては、10 分間以上そのデジタル値が連続した場合とすることができる。 - 放射能水準が $5 \mu\text{Sv/h}$ に相当する以上の液体放射性物質が検出されたこととは、放水口モニタが以下の規準に達したものとする。 1 号機～6 号機 17, 000 cps - この EAL を検出した場合は、GE03 と放射線量の基準が同一であるため、SE03 及び GE03 を検出したとして、GE03 の書式により通報を行う。	
規制庁解説	—	

EAL 番号	SE04	BWR
EAL 略称	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	
EAL	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、 $50 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量の水準が 10 分間以上継続して検出されたこと、又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。	
事業者解釈	- 事業所内での放射性物質の輸送の場合において、輸送容器外で放射線量を検出した場合にも適用する。 「$50 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量の水準が 10 分間以上検出されたこと」とは、原子力防災資機材のガンマ線測定用サーベイメータで検出された数値が、水準として $50 \mu\text{Sv/h}$ 以上となって、その状態が 10 分間以上継続した場合をいう。	
規制庁解説	—	

別表 2 - 2 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (3 / 11)

EAL 番号	SE05	BWR
EAL 略称	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	
EAL	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が $5\mu\text{Sv/h}$ に相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと、又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 (a) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に 50 を乗じて得た値 (b) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 (c) 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに 50 を乗じて得た値	
事業者解釈	・ 事業所内での放射性物質の輸送の場合において、輸送容器外で放射性物質を検出した場合にも適用する。 ・ 「放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと」とは、原子力事業者防災業務計画別表の「可搬式ダスト測定関連機器（サンプラ、測定器）及び可搬式放射性ヨウ素測定関連機器（サンプラ、測定器）」により、(a)～(c)の濃度以上の放射性物質が検出された場合をいう。 詳細は別紙に示す。	
規制庁解説	—	

EAL 番号	SE06	BWR
EAL 略称	施設内(原子炉外)臨界事故の恐れ	
EAL	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質等の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。	
事業者解釈	・ 原子炉外臨界について、原災法はプラント事象で区分されるが、臨界状態は放射線量の測定によって検出される可能性があるため、蓋然性を含め放射線・放射能放出の EAL 区分とする。	
規制庁解説	—	

EAL 番号	SE21	BWR
EAL 略称	原子炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置作動 (5, 6 号機対象)	
EAL	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。	
事業者解釈	(1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が高温停止、起動及び運転である場合をいう。 (2)「非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えい」とは、原子炉冷却材の漏えいと判断した場合若しくは現場で漏えいを発見した場合において、原子炉水位の低下等により、非常用炉心冷却系が作動した状態をいう。	
規制庁解説	上記の場合にも非常用炉心冷却装置が作動して原子炉は冷却されるが、原子炉冷却材漏えいに伴う原子炉冷却能力の低下に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。	

別表 2－2 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準（4／11）

EAL 番号	SE22	BWR
EAL 略称	原子炉注水機能喪失の恐れ（5，6 号機対象）	
EAL	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。）による注水ができないこと。	
事業者解釈	(1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が高温停止、起動及び運転である場合をいう。 (2)「当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合」とは、常用の給水系が使用できない場合をいう。	
規制庁解説	上記の場合にも蒸気逃がし弁等により原子炉を減圧して非常用低圧注水系（低圧炉心スプレイ系又は低圧注水系）によって原子炉は冷却されるが、全ての給水機能喪失及び非常用炉心冷却装置の一部及び原子炉隔離時冷却系の不作動という事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 原子炉への全ての給水機能が喪失とは、常用の給復水系が使用できない場合をいい、非常用の炉心冷却装置（原子炉へ高圧で注水する系に限る。）とは、非常用高圧注水系（高圧炉心注水系、高圧炉心スプレイ系又は高圧注水系）及び原子炉隔離時冷却系をいう。	

EAL 番号	SE23	BWR
EAL 略称	残留熱除去機能の喪失（5，6 号機対象）	
EAL	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること。	
事業者解釈	(1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が高温停止、起動及び運転である場合をいう。 (2)「主復水器による熱を除去する機能が喪失」とは、以下の何れかの状態をいう。 ①復水器内圧力が 77.6kPaabs（582mmHgabs）まで悪化 ②すべての主蒸気ラインが使用不能 (3)「残留熱を除去する機能の喪失」とは、残留熱除去系の以下のモードが全て使用不能になる場合を言う。 ①停止時冷却モード ②サブプレッションプール冷却モード ③格納容器スプレイ冷却モード	
規制庁解説	上記の状態が長期に亘った場合、原子炉格納容器の過圧又は炉心損傷に至る可能性があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。 主復水器による原子炉から熱を除去する機能が喪失とは、真空度の一定以上の低下或いは同一ラインの主蒸気隔離弁 2 基を「開」にすることが不能等をいう。 当該原子炉から残留熱を除去する機能の喪失とは、残留熱除去系の停止時冷却モード等除熱するための全てのモードが使用不能になることをいう。	

EAL 番号	SE26	BWR
EAL 略称	全交流電源の 5 分以上喪失（旧基準炉）（5，6 号機対象）	
EAL	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 5 分以上継続すること。	
事業者解釈	(1)新規基準を適用していない原子炉施設の、すべての原子炉の状態において適用する。 (2)「全ての交流母線からの電気の供給が停止」とは、外部電源及び非常用のディーゼル発電機等からの受電に失敗し、全ての所内高圧系の母線が使用不能になることをいう。	
規制庁解説	上記の場合、原子炉隔離時冷却系などの交流電源を必要としない設備によって原子炉は冷却されるが、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 全ての常用及び非常用の交流母線からの電気の供給が停止とは、外部電源が喪失し、かつ、全ての非常用ディーゼル発電機（常設代替電源設備を含む。）からの受電に失敗することをいう。 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 5 号）において求められる常設の非常用発電機が 30 分以内に接続され、交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。	

別表 2－2 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準（5／11）

EAL 番号	SE27	BWR
EAL 略称	直流電源の部分喪失（5，6 号機対象）	
EAL	非常用直流母線が一となった場合において，当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 5 分以上継続すること。	
事業者解釈	(1)すべての原子炉の状態において適用する。 (2)「非常用直流母線」とは，125V DC 母線 A 及び B をいう。 (3)「非常用直流母線が一となった場合において，当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態」とは，例えば 125V DC 母線 A が使用不能となった場合に，125V DC 母線 B に電気を供給する電源が，蓄電池 B，充電器 B，予備充電器のうちの 1 つだけになった場合をいう。	
規制庁解説	使用可能な非常用直流母線が残り 1 系統及び直流電源が残り 1 つとなった場合，非常用直流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態になることから，施設敷地緊急事態の判断基準とする。	

EAL 番号	SE29	BWR
EAL 略称	停止中の原子炉冷却機能の喪失（5，6 号機対象）	
EAL	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下すること。	
事業者解釈	(1)「原子炉の停止中」とは，原子炉の状態のうち，「冷温停止」又は「燃料交換」における照射済燃料集合体が原子炉容器内にある場合をいう。 (2)「非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位」とは，L－1 の水位相当をいう。	
規制庁解説	原子炉停止中に原子炉水位が低下した場合には通常直ちに原子炉への注水操作が実施され水位の回復が図られるが，当該原子炉容器内の水位が異常低設定値（低圧注水系の作動する水位）まで低下するような場合には原子炉への注水機能に何らかの異常があると考えられることから，施設敷地緊急事態の判断基準とする。	

EAL 番号	SE30	BWR
EAL 略称	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失（5，6 号機対象）	
EAL	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において，当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	
事業者解釈	(1)「水位を維持できていない」とは，漏えい又は蒸発などにより使用済燃料貯蔵槽の水位低下が「水位低警報」水位を超えて更に継続し，恒設設備による貯蔵槽への水補給を行っても水位低下傾向が止まらない状態をいう。 (2)「水位を測定できない」とは，直接的又は間接的な手段によって液面の位置が確認できない場合をいう。	
規制庁解説	通常直ちに貯蔵槽への注水操作が実施され水位の回復が図られるが，当該貯蔵槽の水位が低下し，その水位を維持できない場合には貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから，施設敷地緊急事態の判断基準とする。また，このような状態が疑われる状況において，当該貯蔵槽の水位を測定できない状況にあることは，上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて該当する事象とする。	

別表 2－2 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準（6／11）

EAL 番号	SE31	BWR
EAL 略称	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出のおそれ（1～4 号機対象）	
EAL	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2 メートルの水位まで低下すること。	
事業者解釈	(1)「照射済燃料集合体の頂部から上方 2 メートルの水位まで低下すること」とは、何れかの手段により「照射済燃料集合体の頂部より上方 2 メートルの水位まで低下」を確認した場合をいう。 (2)使用済燃料共用プールは本基準を適用する。 (3)本基準は使用済燃料集合体及使用済燃料貯蔵槽内に存在しない場合には適用されない。	
規制庁解説	上記の場合、直ちに燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位が低下し続け遮蔽能力の低下が起これ、現場へのアクセスが困難になるおそれがあるという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。	

EAL 番号	SE41	BWR
EAL 略称	格納容器健全性喪失のおそれ（5，6 号機対象）	
EAL	原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間に亘って通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。	
事業者解釈	(1)原子炉の状態が、高温停止、起動及び運転中において適用する。 (2)「原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間に亘って通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること」とは、LOCA が発生し、格納容器内圧力が D.W 圧力高設定点（13.7kPa）以上又は原子炉の停止が必要となる格納容器内温度（D.W 温度 90℃（BWR-5），103℃（ABWR））に達する状態をいう。 (3)格納容器冷却機能などの常用の設備の故障によって圧力又は温度の上昇傾向が一定時間に亘って継続した場合は施設敷地緊急事態に該当しない。	
規制庁解説	上記の様な状態が一定時間継続する場合は、その事態の重要性に鑑み施設敷地緊急事態の判断基準とする。 格納容器冷却機能などの常用の設備の故障によって圧力又は温度の上昇傾向が一定時間に亘って継続した場合は施設敷地緊急事態に該当しない。	

EAL 番号	SE42	BWR
EAL 略称	2 つの障壁の喪失又は喪失可能性（5，6 号機対象）	
EAL	燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。	
事業者解釈	(1)原子炉の状態が、高温停止、起動及び運転中において適用する。 (2)3 つの障壁のうち、いずれか 2 つの障壁の喪失若しくはそのおそれがある場合をいう。 各障壁の喪失又は喪失のおそれについては、別表 2－1 別紙で判断する。	
規制庁解説	以下の 4 つのケースが考えられる。 1)燃料被覆管障壁が喪失 + 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 2)燃料被覆管障壁が喪失するおそれ + 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 3)燃料被覆管障壁が喪失するおそれ + 格納容器障壁が喪失 4)原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ + 格納容器障壁が喪失 なお、本規定については、原子力事業者が”NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画等に詳細を定めるものとする。	

別表 2－2 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準（7／11）

EAL 番号	SE43	BWR
EAL 略称	原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用（5，6 号機対象）	
EAL	炉心の損傷が発生していない場合において，炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	
事業者解釈	(1) 原子炉の状態が，高温停止，起動及び運転中において適用する。 (2) 「炉心の損傷が発生していない場合」とは，格納容器放射線モニタが基準値以下にある場合をいう。 (3) 格納容器放射線モニタの基準値は，被覆管損傷 0.1%（追加放出相当）とする	
規制庁解説	原子炉格納容器の圧力を降下させることにより，炉心損傷を防止することに成功することが想定されるが，原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用するという状況の重大性に鑑み施設敷地緊急事態の判断基準とする。	

EAL 番号	SE51	BWR
EAL 略称	原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失（5，6 号機対象）	
EAL	原子炉制御室の環境が悪化し，原子炉の制御に支障が生じること，又は原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において，原子炉制御室に設置する原子炉及びその附属施設の状態を表示する装置もしくは原子炉及びその附属施設（以下「原子炉施設」という。）の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	
事業者解釈	(1) すべての原子炉の状態において適用する。 (2) 「原子炉制御室の環境が悪化」とは，放射線レベルや室温の上昇等により，防護具又は局所排気装置等を用いなければ，運転員が操作盤で操作できない状態をいう。 (3) 「原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合」とは，原子炉出力に影響のある過渡事象が進行中である場合若しくは使用済燃料貯蔵槽の水位低下が確認された場合とする。 (4) 「原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失する」とは，系統分離している安全設備のうち 1 区分の安全設備の運転・監視が可能であれば原子炉の制御は可能であることから，制御盤の表示灯，警報，指示計，記録計が消失するなどにより運転・監視の可能な安全設備が 1 系統のみとなった状態をいう。（ただし，BWR 5 においては HPCS 系の区分を除く）	
規制庁解説	火災等により原子炉制御室の環境が悪化することによって，原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから施設敷地緊急事態の判断基準とする。	

EAL 番号	SE52	BWR
EAL 略称	所内外通信連絡機能のすべての喪失（5，6 号機対象）	
EAL	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	
事業者解釈	(1) すべての原子炉の状態において適用する。 (2) 「原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失する」とは，原子炉施設に何らかの異常が発生し①原子力事業所内の通信手段，②原子力事業所内から所外への通信手段の何れかが，全て使用不能になる場合をいう。 (3) 「全て使用不能になる場合」とは，設備的に異なる電力保安回線，公衆回線，衛星回線等の全ての通信手段が使用できない場合を言う。	
規制庁解説	原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられ，その異常な状態が把握できないことから，原子炉施設の安全な状態が確保されていない状況が想定されることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお，事業所内通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合が考えられるが，外部との通信設備が全て機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合，車等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる。	

別表 2－2 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準（8／11）

EAL 番号	SE53	BWR
EAL 略称	火災・溢水による安全機能の一部喪失（5，6 号機対象）	
EAL	火災又は溢水が発生し，安全機器等の機能の一部が喪失すること。	
事業者解釈	(1)すべての原子炉の状態において適用する。 (2)「安全機器等」とは，別表 2－1（別紙）に定め，「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画 Ⅲ 特定原子力施設の保安」の機能要求があるものをいう。 (3)「安全機器等の機能の一部が喪失すること」とは，火災又は溢水により，安全上重要な構築物，系統又は機器の機能に支障が生じ，同一の機能を有する全ての系統が使用できなくなることをいう。	
規制庁解説	上記の場合，原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。 安全機器等の範囲については，原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令（平成 24 年文部科学省・経済産業省令第 4 号）第 2 条第 2 項に基づき，原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし，その範囲の妥当性については，原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後，確認することとする。	

EAL 番号	SE55	BWR
EAL 略称	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象の発生	
EAL	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され，又は放出されるおそれがあり，原子力事業所周辺において，緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	
事業者解釈	(1)「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは，破壊妨害行為等，プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 (2)「原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され，又は放出されるおそれがあり，原子力事業所周辺において，緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは，原子力施設に影響を及ぼすおそれにより放射線又は放射性物質が放出されうる状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。	
規制庁解説	放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの，原子力事業所外へ放出され，又は放出されるおそれがあり，原子炉施設周辺において，緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。	

EAL 番号	XSE※61	
EAL 略称	事業所外運搬での放射線量の上昇	
EAL	事業所外運搬に使用する容器から 1m 離れた場所において，100 μSv/h 以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。 主務省令で定めるところとは「通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第 2 条第 1 項」令第 4 条第 4 項第 4 号の規定による放射線量の検出は，火災，爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。	
事業者解釈	—	
規制庁解説	—	

EAL 番号	XSE※62	
EAL 略称	事業所外運搬での放射性物質の漏えい	
EAL	事業所外運搬の場合にあって，火災，爆発その他これらに類する事象の発生の際に，当該事象に起因して，当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。	
事業者解釈	事業所外運搬からは L 型輸送物あるいは I P－1 型輸送物を除く。	
規制庁解説	—	

※ X S E；事業所外運搬時における施設敷地緊急事態判断する EAL。

別表 2－2 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準（9／11）

添付 原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令第 5 条第 1 項の規定に基づく水準

（1／2）

場 合	基 準	検 出
一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1 種類の放射性物質である場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度を排気筒その他これらに類する場所における 1 秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	イの値を 10 分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた水中濃度限度に 50 を乗じて得た値	ハの値を 10 分間以上継続して検出すること。
二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2 種類以上の放射性物質がある場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号イの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度	イの値を 10 分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の放射能のそれぞれその放射性物質の放射能についての前号ロの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の放射能の値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号ハの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度	ハの値を 10 分間以上継続して検出すること。

別表 2－2 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準（10／11）
 添付 原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令第 5 条第 1 項の規定に基づく水準
 （2／2）

場 合	基 準	検 出
三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）を排気筒その他これらに類する場所における 1 秒間当たりの放出風量で除して得た値のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じた値	イの値を 10 分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、水中濃度限度（当該水中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに 50 を乗じて得た値	ハの値を 10 分間以上継続して検出すること。

空气中濃度限度：実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 90 条第 4 号の原子力規制委員会が定める濃度限度に係るもの（略）をいう。

水中濃度限度：実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 90 条第 7 号の原子力規制委員会が定める濃度限度に係るもの（略）をいう

別表 2-2 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (11/11)

別表（原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令第5条関係）

(1) 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質に関する係数

単位 $[\text{m}^3/\text{s}]$ [illegible]

(注) 高さは、吹き上げ高さや建屋、地形の影響等を考慮した見かけの放出源高さを用いることができる。

別表 2－3 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準（1／8）
対象号機は略称内に（ ）で示す。

EAL 番号	GE01	BWR
EAL 略称	敷地境界付近の放射線量の上昇	
EAL	(1)放射線測定設備について、単位時間（2 分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し 1 時間あたりの数値に換算して得た数値が $5\mu\text{Sv/h}$ 以上（これらの放射線量が 2 地点以上において検出された場合又は 10 分間以上継続して検出された場合に限る。）の放射線量を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。 (a)排気筒及び指定エリアモニタに示す測定設備により検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合 (b)当該数値が落雷の時に検出された場合 (c)検出された放射線量から最近三か月間に検出された放射線量の平均値を減じて得た数値が $5\mu\text{Sv/h}$ を下回っている場合 (2)放射線測定設備のすべてについて $5\mu\text{Sv/h}$ を下回っている場合において、当該放射線測定設備の数値が $1\mu\text{Sv/h}$ 以上であるときは、当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、$5\mu\text{Sv/h}$ 以上のものとなっているとき。ただし、次に該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。 (a)検出された放射線量から最近三か月間に検出された放射線量の平均値を減じて得た数値が $5\mu\text{Sv/h}$ を下回っている場合	
事業者解釈	- ここでいう「放射線測定設備」とは、原子力事業者防災業務計画別図により配置された放射線測定設備をいう。 (1)項の「単位時間（2 分以内に限る。）」を放射線測定設備のデジタル値で確認する場合は、そのデジタル値の間隔（2 分以内）を指定できるものとする。 (1)(a)項の「検出された数値に異常が認められない」とは、放射線測定設備において、検出された放射線量から最近三か月間に検出された放射線量の平均値を減じて得た数値が $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を検出したときに速やかに原子力防災資機材の排気筒モニタ及び指定エリアモニタの警報が動作していないか、又は指示値が有意に変化していないことを確認した場合とする。 (1)(a)項の「原子力規制委員会へ報告した場合」とは、これらモニタ等に異常がないことを確認した場合において、以下の事項について、原子力規制委員会へ電話で連絡した場合をいう。 a. プラントが SE、GE の状態ではないこと。 b. 通報事象等規則第 3 条の 2 により、報告するものであること。 c. 放射線測定設備の指示上昇の原因はプラント由来のものではないこと d. 特定事象の通報は実施しないこと。 (2)項の $1\mu\text{Sv/h}$ 以上である場合において、原子力防災資機材の排気筒モニタ及び指定エリアモニタの警報が動作していないか、又は指示値が有意に変化していないことを確認した場合も検出されなかったものとみなす。 「最近三か月に検出された放射線量の平均値」は晴天・雨天を問わず至近三か月間の平均値を算出して設定する。	
規制庁解説	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設に係る放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3 ヶ月平均）＋毎時 5 マイクロシーベルト』とする。	

別表 2－3 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準（2／8）

EAL 番号	GE02	BWR
EAL 略称	通常放出経路での気体放射性物質の放出	
EAL	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5 \mu\text{Sv/h}$ に相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。（10 分間以上継続）	
事業者解釈	この EAL を検出した場合は、SE02 と放射線量の基準が同一であるため、SE02 及び GE02 を検出したとして、GE02 の書式により通報を行う。	
規制庁解説	－	

EAL 番号	GE03	BWR
EAL 略称	通常放出経路での液体放射性物質の放出	
EAL	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5 \mu\text{Sv/h}$ に相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。（10 分間以上継続）	
事業者解釈	この EAL を検出した場合は、SE03 と放射線量の基準が同一であるため、SE03 及び GE03 を検出したとして、GE03 の書式により通報を行う。	
規制庁解説	－	

EAL 番号	GE04	BWR
EAL 略称	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	
EAL	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量の水準として 5mSv/h が検出されたこと、又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。	
事業者解釈	「放射線量の水準として 5mSv/h が検出されたこと」とは、原子力防災資機材のガンマ線測定用サーベイメータで検出された数値が、水準として 5mSv/h 以上となっている場合とする。	
規制庁解説	－	

EAL 番号	GE05	BWR
EAL 略称	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	
EAL	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が 1 時間当たり $500 \mu\text{Sv/h}$ に相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 (a) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に 5,000 を乗じて得た値 (b) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 (c) 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空気中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに 5,000 を乗じて得た値	
事業者解釈	「放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと」とは、原子力防災資機材の可搬式ダスト測定関連機器（サンブラ、測定器）又は可搬式放射性ヨウ素測定関連機器（サンブラ、測定器）により、(a)～(c)の濃度以上の放射性物質が検出された場合をいう。	
規制庁解説	－	

別表 2－3 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準（3／8）

EAL 番号	GE06	BWR
EAL 略称	施設内（原子炉外）での臨界事故	
EAL	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態にあること。	
事業者解釈	原子炉外臨界について、原災法はプラント事象で区分されるが、臨界状態は放射線量の測定によって検出される可能性があるため、蓋然性を含め放射線・放射能放出の EAL 区分とする。	
規制庁解説	－	

EAL 番号	GE11	BWR
EAL 略称	原子炉停止機能の異常（5，6 号機対象）	
EAL	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。	
事業者解釈	(1)「制御棒の挿入」とは、手動スクラムボタンによるスクラム、原子炉モードスイッチによるスクラム、手動代替制御棒挿入ボタンによるスクラム（設備があるプラントのみ）、シングルロッドスクラム、通常駆動による制御棒挿入（未挿入制御棒が数本であり、速やかに原子炉を停止可能な場合に限る。）をいう。 (2)「原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと」とは、原子炉の状態のうち、「運転」、「起動」において全制御棒の挿入に成功したのか確認できず中性子束が定格出力の 0.1%未満であることが確認できない状態をいう。	
規制庁解説	上記の場合、原子炉の冷却はなされているものの、原子炉の非常停止失敗という事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。 原子炉の非常停止が必要な場合とは、原子炉で異常な過渡変化等が発生し、原子炉施設のパラメータが原子炉トリップ設定値に達した場合をいう。 原子炉を停止することができないこと又は停止が確認できないこととは、自動トリップ、手動トリップその他の方法による制御棒の挿入操作によっても制御棒が挿入されず、原子炉内の中性子束が一定値以下にならないこと又はその状態が確認できないことをいう。	

EAL 番号	GE21	BWR
EAL 略称	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能（5，6 号機対象）	
EAL	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。	
事業者解釈	(1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が高温停止、起動及び運転である場合をいう。 (2)「全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと」とは、以下に示す非常用の炉心冷却装置（原子炉隔離時冷却系含む）のポンプが起動しないこと、又は、注入弁が「開」しないこと等により、非常用の炉心冷却装置（原子炉隔離時冷却系含む）による原子炉への注水がなされていることを確認できない状態をいう。 ①高圧炉心スプレイ系、②高圧炉心注水系、③低圧炉心スプレイ系、④炉心スプレイ系、⑤低圧注水系、⑥原子炉隔離時冷却系 [ABWR ①高圧炉心注水系、②低圧注水系、③原子炉隔離時冷却系]	
規制庁解説	当該原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されないことにより、炉心の損傷に発展する可能性が高くなることから、全面緊急事態の判断基準とする。 「非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。」とは、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系のポンプが起動しない、或いは注入弁が開とならないこと等の状態である。 又、1 系統以上の非常用炉心冷却装置或いは原子炉隔離時冷却系により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。	

別表 2－3 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準（4／8）

EAL 番号	GE22	BWR																		
EAL 略称	原子炉注水機能の喪失（5，6 号機対象）																			
EAL	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において，全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。																			
事業者解釈	(1)「原子炉の運転中」とは，原子炉の状態が高温停止，起動及び運転である場合をいう。 (2)「当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合とは，常用の給水系が使用できない場合をいう。																			
規制庁解説	原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されないことにより，炉心の損傷に発展する可能性が高いことから，全面緊急事態を判断する事象とする。 また，1 系統以上の非常用の炉心冷却装置により原子炉への注水がなされる場合には，炉心の冷却が可能であることから，全面緊急事態には該当しないこととなる。 （注）高圧注水系及び低圧注水系は，施設のタイプにより以下のように分類される。 <table border="0"> <tr> <td>A BWR</td><td>BWR－5</td><td>BWR－2～4</td></tr> <tr> <td>高圧炉心注水系</td><td>高圧炉心スプレイ系</td><td>高圧注水系</td></tr> <tr> <td></td><td>低圧炉心スプレイ系</td><td></td></tr> <tr> <td>低圧注水系</td><td>低圧注水系</td><td>低圧注水系</td></tr> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系</td><td>原子炉隔離時冷却系</td><td>原子炉隔離時冷却系</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>炉心スプレイ系</td></tr> </table>		A BWR	BWR－5	BWR－2～4	高圧炉心注水系	高圧炉心スプレイ系	高圧注水系		低圧炉心スプレイ系		低圧注水系	低圧注水系	低圧注水系	原子炉隔離時冷却系	原子炉隔離時冷却系	原子炉隔離時冷却系			炉心スプレイ系
A BWR	BWR－5	BWR－2～4																		
高圧炉心注水系	高圧炉心スプレイ系	高圧注水系																		
	低圧炉心スプレイ系																			
低圧注水系	低圧注水系	低圧注水系																		
原子炉隔離時冷却系	原子炉隔離時冷却系	原子炉隔離時冷却系																		
		炉心スプレイ系																		

EAL 番号	GE23	BWR
EAL 略称	残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失（5，6 号機対象）	
EAL	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において，当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに，原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。	
事業者解釈	(1)「原子炉の運転中」とは，原子炉の状態が高温停止，起動及び運転である場合をいう。 (2)「主復水器による熱を除去する機能が喪失」とは，以下の何れかの状態をいう。 ①復水器内圧力が復水器内圧力が 77.6kPaabs（582mmHgabs）まで悪化 ②すべての主蒸気ラインが使用不能 (3)「残留熱を除去する機能の喪失」とは，残留熱除去系の以下のモードが全て使用不能になる場合を言う。 ①停止時冷却モード，②サプレッションプール冷却モード，③格納容器スプレイ冷却モード (4)「原子炉格納容器内の圧力抑制機能が喪失」とは，次の何れかの状態をいう。 ①サプレッションプール水平均温度が 100℃以上となった場合， ②原子炉格納容器内の圧力が設計上の最高使用圧力に達した場合	
規制庁解説	圧力上昇が継続した場合には放射性物質の閉じ込め機能が低下する可能性があるため，原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失した状態（サプレッションプール水の平均温度が 100℃以上となる状態が継続する状態等）を，全面緊急事態の判断基準とする。	

別表 2－3 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準（5／8）

EAL 番号	GE26	BWR
EAL 略称	全交流電源の 30 分以上喪失（旧基準炉）（5, 6 号機対象）	
EAL	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 30 分継続すること。	
事業者解釈	(1) 新規制基準を適用していない原子炉施設の、すべての原子炉の状態において適用する。 (2) 「全ての交流母線からの電気の供給が停止」とは、外部電源及び非常用のディーゼル発電機等からの受電に失敗し、全ての所内高圧系の母線が使用不能になることをいう。	
規制庁解説	炉心損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 5 号）において求められる恒設の非常用発電機が 1 時間以内に接続され、交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、全面緊急事態の判断基準とはならない。	

EAL 番号	GE27	BWR
EAL 略称	全直流電源の 5 分以上喪失（5, 6 号機対象）	
EAL	全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 5 分以上継続すること。	
事業者解釈	(1) すべての原子炉の状態において適用する。 (2) 「全ての非常用直流電源からの電気の供給が停止」とは、125V DC 母線 A 及び B（A BWR の場合 125V DC 母線 A, B 及び C）が使用不能となった場合をいう。	
規制庁解説	原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時の非常用炉心冷却装置等の起動ができなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。	

EAL 番号	GE28	BWR
EAL 略称	炉心損傷の検出（5, 6 号機対象）	
EAL	炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。	
事業者解釈	(1) 原子炉の状態が、高温停止、起動及び運転中において適用する。 (2) 「炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量」とは、ドライウェル又はサプレッションチェンバのそれぞれの格納容器雰囲気モニタ系ガンマ線線量計が、原子炉停止後の時間経過に応じて炉心損傷と判断する基準値を超えた場合をいう。	
規制庁解説	原子炉冷却材の漏えいや原子炉への給水喪失による冷却能力の低下等により炉心損傷に至る可能性のある事象については、事前にその兆候を検知し必要な措置をとることとなっているが、不測の事象から炉心損傷に発展した場合に備え、炉心損傷を検知した場合を全面緊急事態に該当する事象とする。 炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量とは、原子炉格納容器雰囲気モニタ系ガンマ線線量率等によって判断することとなる。	

別表 2－3 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準（6／8）

EAL 番号	GE29	BWR
EAL 略称	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失（5，6 号機対象）	
EAL	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下し，当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。	
事業者解釈	(1)「原子炉の停止中」とは，原子炉の状態のうち，「冷温停止」又は「燃料交換」における照射済燃料集合体が原子炉容器内にある場合をいう。 (2)「非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る）が作動する水位」とは，L－1 の水位相当をいう。 (3)「非常用炉心冷却装置が作動しないこと」とは，原子炉の停止中に作動可能な非常用炉心冷却装置について，作動信号が入ったにもかかわらず全ての装置が作動失敗することをいう。	
規制庁解説	原子炉の停止中に原子炉容器内に照射済燃料集合体がある場合において，当該原子炉内の水位が異常低設定値（低圧注水系の作動する水位）まで低下した場合でも，直ちに炉心損傷に至るというものではない。しかし，そのような水位まで水位の低下が継続し続ける状態は，原子炉施設に何らかの異常が発生しており，更に水位が低下し続ける状態になれば，炉心損傷に至る可能性が高くなる。このような事象の重大性に鑑み，全面緊急事態の判断基準とする。	

EAL 番号	GE30	BWR
EAL 略称	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出（5，6 号機対象）	
EAL	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2 メートルの水位まで低下すること，又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において，当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	
事業者解釈	(1)「燃料集合体頂部より上方 2 m の水位に達すること」とは，使用済燃料貯蔵槽の水位計監視カメラ等により「燃料集合体頂部より上方 2 m の水位に達すること」を確認した場合をいう。 (2)「当該水位まで低下しているおそれ」とは，使用済燃料ピット付近の放射線モニタの指示が有意に上昇している場合をいう。 (3)「水位を測定できない」とは，直接的又は間接的な手段によって液面の位置が確認できない場合をいう。	
規制庁解説	上記の場合，直ちに燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが，何らかの異常の発生により，水位が低下し続け遮蔽能力の低下が起こり，現場へのアクセスが困難になるという事象の重大性に鑑み，全面緊急事態の判断基準とする。また，これらの事態が疑われる状況において，当該貯蔵槽の水位を測定できない状態にあることは，上記と同様の状況にあることが否定できないこと及び測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて該当する事象とする。	

EAL 番号	GE31	BWR
EAL 略称	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出（1～4 号機対象）	
EAL	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。	
事業者解釈	(1)「照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること」とは，何れかの手段により「照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下」を確認した場合をいう。 (2)使用済燃料共用プールは本基準を適用する。 (3)本基準は使用済燃料集合体及使用済燃料貯蔵槽内に存在しない場合には適用されない。	
規制庁解説	上記の場合，直ちに燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが，何らかの異常の発生により，水位が低下し続け遮蔽能力の低下が起こり，現場へのアクセスが困難になるという事象の重大性に鑑み，全面緊急事態の判断基準とする。	

別表 2－3 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準（7／8）

EAL 番号	GE41	BWR
EAL 略称	格納容器圧力の異常上昇（5，6 号機対象）	
EAL	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	
事業者解釈	(1) 原子炉の状態が，高温停止，起動及び運転中において適用する。 (2) 「最高使用圧力」とは，310 kPa [g]（BWR-2～4 は，427 kPa[g]）をいう。 (3) 「最高使用温度」とは，D/W 温度 171℃をいう。	
規制庁解説	最高使用圧力又は最高使用温度に達した後，更に圧力上昇又は温度上昇が継続した場合には放射性物質の閉じ込め機能が低下する可能性があるため，全面緊急事態の判断基準とする。	

EAL 番号	GE42	BWR
EAL 略称	2 つの障壁喪失及び 1 つの障壁の喪失又は喪失可能性（5，6 号機対象）	
EAL	燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において，原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。	
事業者解釈	(1) 原子炉の状態が，高温停止，起動及び運転中において適用する。 (2) 3 つの障壁のうち，2 つの障壁が喪失し，3 つ目の障壁の喪失若しくはそのおそれがある場合をいう。 各障壁の喪失又は喪失のおそれについては，別表 2－1 別紙で判断する。	
規制庁解説	以下のケースが考えられる。 燃料被覆管障壁が喪失 ＋ 原子炉冷却系障壁が喪失 ＋ 原子炉格納容器障壁が喪失するおそれ なお，本規定については，原子力事業者が”NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画等に詳細を定めるものとする。	

EAL 番号	GE51	BWR
EAL 略称	原子炉制御室の機能喪失・警報喪失（5，6 号機対象）	
EAL	原子炉制御室が使用できなくなることにより，原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において，原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	
事業者解釈	(1) すべての原子炉の状態において適用する。 (2) 「原子炉制御室が使用できなくなる」とは，放射線レベルや室温の異常な上昇等により中央制御室から退避する場合をいう。 (3) 「原子炉施設に異常が発生した場合」とは，原子炉出力に影響のある過渡事象が進行中である場合もしくは，使用済燃料貯蔵槽の水位低下が確認された場合をいう。 (4) 「原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること」とは，制御盤の表示灯，警報，指示計，記録計が消失する等によりすべての安全設備の運転・監視ができなくなった状態をいう。	
規制庁解説	原子炉の安全な状態を確保できなくなることから，全面緊急事態の判断基準とする。	

別表 2－3 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準（8／8）

EAL 番号	GE55	BWR
EAL 略称	住民の防護措置を開始する必要がある事象発生	
EAL	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	
事業者解釈	(1)「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 (2)「原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、原子力施設への影響により放射線又は放射性物質が放出されうる状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。	
規制庁解説	原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。	

EAL 番号	XGE※61	BWR
EAL 略称	事業所外運搬での放射線量の異常上昇	
EAL	事業所外運搬に使用する容器から 1m 離れた場所において、10 mSv/h 以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。 主務省令で定めるところとは「通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第 2 条第 1 項」令第 4 条第 4 項第 4 号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。	
事業者解釈	—	
規制庁解説	—	

EAL 番号	XGE※62	BWR
EAL 略称	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい	
EAL	事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第 4 条に定められた量の放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。	
事業者解釈	・事業所外運搬からは IP 型輸送物を除く。 ・定められた量の放射性物質が漏えいすることとは A2 値（1m 離れた地点において 30 分間で被ばくする量が 50mSv となるような放射線量）を検出することを言う。	
規制庁解説	—	

※XGE；事業所外運搬時における全面緊急事態判断する EAL。

別表 2 - 4 原子力防災要員の職務と配置

原子力防災要員の職務	配 置	原子力防災組織の班名と人員
(1) 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理及び内閣総理大臣，原子力規制委員会（事業所外の運搬の場合にあつては内閣総理大臣，原子力規制委員会及び国土交通大臣），関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	通報班 4 名 情報班 4 名
(2) 原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換，緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所内	通報班 2 名 情報班 2 名
	オフサイトセンター	情報班 2 名 技術班 2 名 保安班 2 名
(3) 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内	広報班 4 名
	オフサイトセンター	広報班 2 名
(4) 原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内	保安班 4 名 運転班 4 名
	オフサイトセンター	保安班 10 名
(5) 原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	発電所内	技術班 4 名 運転班 4 名
(6) 防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	発電所内	復旧班 18 名 運転班 4 名
(7) 放射性物質による汚染の除去	発電所内	保安班 4 名
	オフサイトセンター	保安班 5 名 ※ 1
(8) 被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	医療班 4 名
	オフサイトセンター	医療班 1 名
(9) 原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	発電所内	資材班 6 名 厚生班 2 名
(10) 原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業者等の避難誘導	発電所内	警備誘導班 4 名

※ 1：（7）のオフサイトセンター人員は（4）のオフサイトセンター人員に含まれる。

別表 2-5-1 原子力防災資機材 (1/2)

分類	法令による名称		具体的名称	数 量	保管場所	点検頻度
放射線障害防護用器具	汚染防護服		C 装備, アノラック	70 組	免震重要棟	1 回/年 員数確認
	呼吸用ボンベ(交換用のものを含む)その他の機器と一体となって使用する防護マスク		セルフエアセット	8 個	免震重要棟	1 回/年
	フィルター付き防護マスク		チャコール付き全面マスク	70 個	免震重要棟	1 回/年
非常用通信機器	通常の業務に使用しない電話回線		緊急時用電話回線	※1 10 回線	免震重要棟	1 回/年
	ファクシミリ装置		一斉ファクシミリ装置	1 台	新事務棟	1 回/年
	特定事象が発生した場合における施設内の連絡を確保するために使用可能な携帯電話その他の使用場所を特定しない通信機器		携帯電話	40 台	特別管理職 以上が携行	1 回/年 通話確認
			所内用 PHS	60 台	発電所員が携行	1 回/年 通話確認
			衛星携帯電話	1 台	免震重要棟	1 回/年 通話確認
計測器等	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器		排気筒モニタ※2	1 台	5, 6 号機共用 EL約14m	定期検査毎
			放水口モニタ※3	1 台	—	—
	ガンマ線測定用可搬式測定器		シンチレーションサーベイメータ	9 台	入退域管理棟	1 回/年
				1 台	放射線測定車	
			電離箱サーベイメータ	36 台	入退域管理棟	1 回/年
	中性子線測定用可搬式測定器		中性子線サーベイメータ	3 台	入退域管理棟	1 回/年
	空間放射線積算線量計	素子	蛍光ガラス線量計素子	100 個	入退域管理棟	1 回/年 員数確認
		リーダー	蛍光ガラス線量計リーダー	1 台	入退域管理棟	1 回/年
	表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器		汚染密度測定用サーベイメータ	17 台	入退域管理棟	1 回/年
			汚染密度測定用(α線)サーベイメータ	3 台	入退域管理棟	1 回/年
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	ダストサンブラ	9 台	入退域管理棟	1 回/年
		測定器	ダスト測定器(放射線測定車に搭載)	1 台	放射線測定車	1 回/年
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	ヨウ素サンブラ	7 台	入退域管理棟	1 回/年
		測定器	ヨウ素測定器(放射線測定車に搭載)	1 台	放射線測定車	1 回/年
	個人用外部被ばく線量測定器		電子式線量計	250 台	免震重要棟 入退域管理棟	1 回/年 員数確認

別表 2 - 5 - 1 原子力防災資機材 (2 / 2)

分類	法令による名称		具体的名称	数 量	保管場所	点検頻度
計測器等	その他	エリアモニタリング設備※4	格納容器雰囲気モニタ	2 台	5 号機 原子炉建屋内	1 回 / 4 4 ヶ月
				2 台	6 号機 原子炉建屋内	1 回 / 4 4 ヶ月
			使用済み燃料共用プール周辺エリアモニタ	2 台	運用補助共用 建屋内	1 回 / 2 年度
			使用済み燃料プール周辺エリアモニタ	2 台	5 号機 原子炉 建屋内	1 回 / 2 7 ヶ月
			原子炉建屋排気プレナム放射線モニタ	2 台	6 号機 原子炉建屋内	1 回 / 2 7 ヶ月
		モニタリングカー	放射線測定車	1 台	発電所構内	道路運送車 両法に基づ く点検頻度
その他資機材	ヨウ化カリウムの製剤		安定ヨウ素剤	30,000錠	免震重要棟	1 回 / 年 員数確認
	担架		担架	1 台	入退域管理棟 救急医療室	1 回 / 年 員数確認
	除染用具		除染キット	1 式	入退域管理棟 救急医療室	1 回 / 年 員数確認
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両		急患移送車	1 台	入退域管理棟 駐車場	道路運送車 両法に基づ く点検頻度
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備		動力消防ポンプ設備（化学消防自動車及び水槽付き消防ポンプ自動車）	1 式	発電所構内	1 回 / 年

※1：大熊町，双葉町，浪江町，富岡町，楡葉町，双葉警察署，双葉地方広域市町村圏組合消防本部，福島海上保安部，福島県原子力センター，消防署（浪江及び富岡）との専用回線（ホットライン）である。緊急時用電話回線が使用できない場合は，電気通信事業者（NTT等）の有線電話・携帯電話・衛星携帯電話等の通信手段により情報連絡を行う。

※2：1～4号機における排気筒モニタについては東北地方太平洋沖地震に伴い設備が損壊した状況にある。代替措置として，モニタリングポスト及び可搬式測定器により，周辺監視区域付近及び施設周辺の放射線量，放射性物質の測定を行う。

※3：放水口モニタについては東北地方太平洋沖地震に伴い設備が損壊した状況にある。代替措置として，海水サンプリングにより放射性物質の測定を行う。

※4：「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画 III 特定原子力施設の保安」で機能が要求される場合に適用する。

別表 2 - 5 - 2 原子力防災資機材以外の資機材

福島第一原子力発電所

分類	名称	数量	保管場所	点検頻度
緊急時対応に必要な主な資機材	電源車（500kVA以上）	4台	発電所構内	1回／月
	ポンプ（消防車両）	6台	発電所構内	1回／月
	コンクリートポンプ車	1台	発電所構内	1回／月
	消防用ホース	1式	発電所構内	1回／年
	瓦礫撤去用重機 （ホイールローダー等）	2台	発電所構内	1回／年
	タンクローリー	2台	構外給油所	1回／年
	燃料（軽油）	約 22キロリットル	構外給油所	－
	燃料（ガソリン）	約 3.8キロリットル	発電所構内 構外給油所	－

J ヴィレッジ

	名称	数量	保管場所	点検頻度
原子力事業所災害対策支援拠点に必要な主な資機材	衛星携帯電話	1台	本社	1回／年
	携帯電話	3台	本社	－
	FAX	1台	J ヴィレッジ	－
	汚染密度測定用サーベイメータ	36台	柏崎刈羽原子力発電所	1回／年
	シンチレーションサーベイメータ	1台	柏崎刈羽原子力発電所	1回／年
	電離箱サーベイメータ	1台	柏崎刈羽原子力発電所	1回／年
	簡易式入退域管理装置	1台	本社	－
	作業者証発行装置	1台	本社	－
	入域許可証発行装置	2台	本社	－
	個人線量計	810台	柏崎刈羽原子力発電所	1回／年
	保護衣類（タイベック）	3400着	柏崎刈羽原子力発電所	－
	保護具類（全面マスク）	700個	柏崎刈羽原子力発電所	－

別表 2－5－3 遠隔操作が可能な装置等

分類	名称	数量	保管場所	点検頻度
遠隔操作 ロボット	偵察，空間線量率測定ロボット	1 台	発電所構内	運用時
	偵察，瓦礫撤去ロボット	1 台	発電所構内	運用時

別表 2 - 6 原子力災害対策活動で使用する資料

資	料	名
1. 発電所周辺地図		
① 発電所周辺地域地図	(1 / 25, 000)	※
② 発電所周辺地域地図	(1 / 50, 000)	※
2. 発電所周辺航空写真パネル		
3. 発電所気象観測データ		
① 統計処理データ		
② 毎時観測データ		
4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ		
① 空間線量モニタリング設備配置図		
② 環境試料サンプリング位置図		
③ 環境モニタリング測定データ		
5. 発電所周辺人口関連データ		
① 方位別人口分布図		
② 集落の人口分布図		
③ 市町村人口表		
6. 主要系統模式図 (各ユニット)		
7. 原子炉設置 (変更) 許可申請書 (各ユニット)		※
8. 系統図及びプラント配置図		
① 系統図		
② プラント配置図		※
9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図 (各ユニット)		
10. プラント主要設備概要 (各ユニット)		
11. 原子炉安全保護系ロジック一覧表 (各ユニット)		
12. 規定類		
① 原子力施設保安規定 (福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画施行に伴い廃止)		
② 原子力事業者防災業務計画		※
③ 福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画		※
13. 事故時操作基準		

□ : 原子力災害対策特別措置法第 12 条第 4 項に基づき、オフサイトセンターに備え付けるために、内閣総理大臣に提出する資料

※ : 原子力事業所災害対策支援拠点で使用する資料

別表 2－7 原子力災害対策活動で使用する施設

1. 緊急時対策所

項 目	仕 様
所在地	福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2 福島第一原子力発電所構内 免震重要棟 2 階
床面積	・面積：約 5 5 0 m ²
地震・津波対策	・免震構造を備えた鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） ・1 階床高さ EL 約 3 4 m
放射線防護対策	・遮へい：コンクリート壁等による遮へい ・空調：HEPA・よう素除去フィルターを備えた空調設備
非常用電源	・ガスタービン発電機：1 式〔定格容量：1, 000kVA〕 ・備蓄燃料：3 日分を備蓄 ・タンクローリー等にて補充
非常用通信機器	・TV 会議システム 1 台 1 回/年 通話確認 ・IP 電話（地上系） 5 台 1 回/年 通話確認 ・電話（衛星系） 2 台 1 回/年 通話確認 ・IP F A X（地上系） 3 台 1 回/年 通話確認 ・IP F A X（衛星系） 1 台 1 回/年 通話確認

2. 原子力事業所災害対策支援拠点

J ヴィレッジ及びその周辺施設※

項 目	仕 様
所在地	福島県双葉郡檜葉町大字山田岡字美シ森 8
発電所からの方位、距離	南 約 2 0 k m 標高約 4 0 m
敷地面積	約 5 2 . 6 万 m ²
非常用電源	ディーゼル発電機 3 0 0 kVA
非常用通信機器	・電話（衛星系，地上系） ・FAX（地上系）
その他	消耗品等（燃料，食料，飲料水等）は原子力事業所災害対策支援拠点に予め配備及び本社等からの輸送により確保するとともに，調達可能な小売店等から調達を行う。

※J ヴィレッジ（センター棟，ホテル棟，サッカー場 1 1 面，スタジアム棟），J ヴィレッジ多目的駐車場，広野サッカー場を借用し，使用している。

以下の施設は現在使用していないが，候補地とする。

- ・檜葉町中高一貫教育施設（JFA アカデミー福島女子寄宿舎，JFA アカデミー福島女子用練習場）

3. 本社非常災害対策室

項 目	仕 様
所在地	東京都千代田区内幸町 1－1－3
建物の仕様	鉄筋コンクリート造（震度 6 強相当の耐震性を有する）
床面積	・面積：約 5 0 0 m ² ・階数：地上 2 階
非常用電源	・非常用ディーゼル発電機 2 台（定格容量：2, 000kVA） 備蓄燃料：3 日分を備蓄
非常用通信機器	・TV 会議システム 1 台 1 回/年 通話確認 ・IP 電話（地上系） 5 台 1 回/年 通話確認 ・電話（衛星系） 2 台 1 回/年 通話確認 ・IP F A X（地上系） 4 台 1 回/年 通話確認 ・IP F A X（衛星系） 1 台 1 回/年 通話確認
その他	食料及び飲料水については 3 日以上を備蓄

別表 2－8 S P D S データ伝送項目

福島第一原子力発電所 5 号機

番	パラメータ	単位
1	主排気筒放射線モニタ高レンジ	mSv/h
2	主排気筒放射線モニタ低レンジA	CPS
3	主排気筒放射線モニタ低レンジB	CPS
4	S G T S 放射線モニタ高レンジA	mSv/h
5	S G T S 放射線モニタ高レンジB	mSv/h
6	S G T S 放射線モニタ低レンジA	CPS
7	S G T S 放射線モニタ低レンジB	CPS
8	風向 1 0 M (角度)	°
9	風向 9 5 M (角度)	°
10	風速 1 0 M	m/s
11	風速 9 5 M	m/s
12	大気安定度	—
13	モニタリングポスト 1 H	nGy/h
14	モニタリングポスト 2 H	nGy/h
15	モニタリングポスト 3 H	nGy/h
16	モニタリングポスト 4 H	nGy/h
17	モニタリングポスト 5 H	nGy/h
18	モニタリングポスト 6 H	nGy/h
19	モニタリングポスト 7 H	nGy/h
20	モニタリングポスト 8 H	nGy/h
21	モニタリングポスト 1 L	nGy/h
22	モニタリングポスト 2 L	nGy/h
23	モニタリングポスト 3 L	nGy/h
24	モニタリングポスト 4 L	nGy/h
25	モニタリングポスト 5 L	nGy/h
26	モニタリングポスト 6 L	nGy/h
27	モニタリングポスト 7 L	nGy/h
28	モニタリングポスト 8 L	nGy/h
29	原子炉圧力 B V 5 号	MP a
30	再循環ポンプ入口温度 A 1	℃
31	再循環ポンプ入口温度 A 2	℃
32	再循環ポンプ入口温度 B 1	℃
33	再循環ポンプ入口温度 B 2	℃
34	H P C I 系統流量	t/h
35	C S 系統 流量 A	t/h
36	C S 系統 流量 B	t/h
37	A D S A 作動	DIGITAL
38	A D S B 作動	DIGITAL
39	H P C I 系 起動	DIGITAL
40	C S 系 A 起動	DIGITAL
41	C S 系 B 起動	DIGITAL
42	R H R 系統流量A	t/h
43	R H R 系統流量B	t/h
44	R H R 系 A 運転	DIGITAL
45	R H R 系 B 運転	DIGITAL

番	パラメータ	単位
46	R H R 系 C 運転	DIGITAL
47	R H R 系 D 運転	DIGITAL
48	原子炉水位 (W) B V 5 号	mm
49	原子炉水位 (F) B V 5 号	mm
50	A P R M 平均値 5 号	%PWR
51	全制御棒全挿入	DIGITAL
52	D/W 圧力 (W/R)	kPaabs
53	S/C 圧力 (W/R)	kPaabs
54	P C I S 隔離信号 内側 トリップ	DIGITAL
55	P C I S 隔離信号 外側 トリップ	DIGITAL
56	主蒸気隔離弁 内側 A 全開	DIGITAL
57	主蒸気隔離弁 内側 B 全開	DIGITAL
58	主蒸気隔離弁 内側 C 全開	DIGITAL
59	主蒸気隔離弁 内側 D 全開	DIGITAL
60	主蒸気隔離弁 外側 A 全開	DIGITAL
61	主蒸気隔離弁 外側 B 全開	DIGITAL
62	主蒸気隔離弁 外側 C 全開	DIGITAL
63	主蒸気隔離弁 外側 D 全開	DIGITAL
64	M S I V 内側 閉	DIGITAL
65	M S I V 外側 閉	DIGITAL
66	6.9KV BUS 5A キロボルト	KV
67	6.9KV BUS 5B キロボルト	KV
68	6.9KV BUS 5C キロボルト	KV
69	6.9KV BUS 5D キロボルト	KV
70	6.9KV BUS 5SA1 電圧 5 入力	KV
71	6.9KV BUS 5SA2 電圧 5 入力	KV
72	6.9KV BUS 5SB1 電圧 5 入力	KV
73	6.9KV BUS 5SB2 電圧 5 入力	KV
74	ディーゼル発電 5A 運転	DIGITAL
75	ディーゼル発電 5B 運転	DIGITAL
76	CAMS 放射線モニタ A (D/W)	Sv/h
77	CAMS 放射線モニタ B (D/W)	Sv/h
78	CAMS 放射線モニタ C (S/C)	Sv/h
79	CAMS 放射線モニタ D (S/C)	Sv/h
80	D/W 温度 (MAX) 5 号	℃
81	S/C 温度 (MAX) 5 号	℃
82	S/C 水位	cm
83	CAMS H2 モニタ D/W	%
84	CAMS H2 モニタ S/C	%
85	CAMS O2 モニタ D/W	%
86	CAMS O2 モニタ S/C	%
87	原子炉給水流量 (TOTAL)	t/h
88	R C I C タービン 起動	DIGITAL
89	R C I C 系統 流量	t/h
90	S/R 弁 開	DIGITAL

番	パラメータ	単位
91	RHR注入弁 A (CCSモード) 開	DIGITAL
92	RHR注入弁 B (CCSモード) 開	DIGITAL
93	RHR注入弁 A (LPCIモード) 開	DIGITAL
94	RHR注入弁 B (LPCIモード) 開	DIGITAL
95	SRNM 対数計数率 CH-A	CPS
96	SRNM 対数計数率 CH-B	CPS
97	SRNM 対数計数率 CH-C	CPS
98	SRNM 対数計数率 CH-D	CPS
99	SRNM 対数計数率 CH-E	CPS
100	SRNM 対数計数率 CH-F	CPS
101	SRNM 対数計数率 CH-G	CPS
102	SRNM 対数計数率 CH-H	CPS
103	SRNM 計数率高高 CH-A	DIGITAL
104	SRNM 計数率高高 CH-B	DIGITAL
105	SRNM 計数率高高 CH-C	DIGITAL
106	SRNM 計数率高高 CH-D	DIGITAL
107	SRNM 計数率高高 CH-E	DIGITAL
108	SRNM 計数率高高 CH-F	DIGITAL
109	SRNM 計数率高高 CH-G	DIGITAL
110	SRNM 計数率高高 CH-H	DIGITAL
111	SGTS A 運転	DIGITAL
112	SGTS B 運転	DIGITAL
113	主蒸気管 放射能高 A	DIGITAL
114	主蒸気管 放射能高 B	DIGITAL
115	主蒸気管 放射能高 C	DIGITAL
116	主蒸気管 放射能高 D	DIGITAL
117	放水口モニタ線量率 5号	CPS

福島第一原子力発電所 6 号機

番	パラメータ	単位
1	主排気筒放射線モニタ高レンジ	MS/H
2	主排気筒放射線モニタ低レンジA	CPS
3	主排気筒放射線モニタ低レンジB	CPS
4	S G T S 放射線モニタ高レンジA	MS/H
5	S G T S 放射線モニタ高レンジB	MS/H
6	S G T S 放射線モニタ低レンジA	CPS
7	S G T S 放射線モニタ低レンジB	CPS
8	風向 1 0 M (1 6 方位)	DEG
9	風向 9 5 M (1 6 方位)	DEG
10	風速 1 0 M	m/s
11	風速 9 5 M	m/s
12	大気安定度 A - F	—
13	モニタリングポスト 1 H	NG/H
14	モニタリングポスト 2 H	NG/H
15	モニタリングポスト 3 H	NG/H
16	モニタリングポスト 4 H	NG/H
17	モニタリングポスト 5 H	NG/H
18	モニタリングポスト 6 H	NG/H
19	モニタリングポスト 7 H	NG/H
20	モニタリングポスト 8 H	NG/H
21	モニタリングポスト 1 L	NG/H
22	モニタリングポスト 2 L	NG/H
23	モニタリングポスト 3 L	NG/H
24	モニタリングポスト 4 L	NG/H
25	モニタリングポスト 5 L	NG/H
26	モニタリングポスト 6 L	NG/H
27	モニタリングポスト 7 L	NG/H
28	モニタリングポスト 8 L	NG/H
29	原子炉圧力	MPA
30	再循環ポンプ入口温度 A (B V)	DEGC
31	再循環ポンプ入口温度 B (B V)	DEGC
32	H P C S 系統流量	L/S
33	L P C S 系統流量	L/S
34	A D S A 作動	DIGITAL
35	A D S B 作動	DIGITAL
36	H P C S ポンプ 遮断器 動作	DIGITAL
37	L P C S ポンプ 遮断器 動作	DIGITAL
38	R H R 系統流量A	L/S
39	R H R 系統流量B	L/S
40	R H R 系統流量C	L/S
41	R H R ポンプ A 遮断器 動作	DIGITAL
42	R H R ポンプ B 遮断器 動作	DIGITAL
43	R H R ポンプ C 遮断器 動作	DIGITAL
44	原子炉水位 (W / R) (B V 値)	mm
45	原子炉水位 (F / R) (B V 値)	mm

番	パラメータ	単位
46	A P R M 平均値	%PWR
47	全制御棒全挿入	DIGITAL
48	ドライウエル圧力 (W/R)	KPAA
49	S/C 圧力 (W/R)	KPAA
50	P C I S 隔離信号 (内側) トリップ	DIGITAL
51	P C I S 隔離信号 (外側) トリップ	DIGITAL
52	主蒸気隔離弁 内側 A 開	DIGITAL
53	主蒸気隔離弁 内側 B 開	DIGITAL
54	主蒸気隔離弁 内側 C 開	DIGITAL
55	主蒸気隔離弁 内側 D 開	DIGITAL
56	主蒸気隔離弁 外側 A 開	DIGITAL
57	主蒸気隔離弁 外側 B 開	DIGITAL
58	主蒸気隔離弁 外側 C 開	DIGITAL
59	主蒸気隔離弁 外側 D 開	DIGITAL
60	M S I V 閉 (内側)	DIGITAL
61	M S I V 閉 (外側)	DIGITAL
62	6.9KV 6A-1 母線電圧	KV
63	6.9KV 6A-2 母線電圧	KV
64	6.9KV 6B-1 母線電圧	KV
65	6.9KV 6B-2 母線電圧	KV
66	6.9KV 5SA1 母線電圧	KV
67	6.9KV 5SA2 母線電圧	KV
68	6.9KV 5SB1 母線電圧	KV
69	6.9KV 5SB2 母線電圧	KV
70	6.9KV 6C 母線電圧	KV
71	6.9KV 6D 母線電圧	KV
72	6.9KV HPCS 母線電圧	KV
73	ディーゼル発電機 6A 運転	DIGITAL
74	ディーゼル発電機 6B 運転	DIGITAL
75	HPCS D/G 遮断器 閉	DIGITAL
76	CAMS 放射線モニタ A (D/W)	S/H
77	CAMS 放射線モニタ B (D/W)	S/H
78	CAMS 放射線モニタ A (S/P)	S/H
79	CAMS 放射線モニタ B (S/P)	S/H
80	D/W 温度 (MAX)	DEGC
81	S/C 水温 (MAX)	DEGC
82	S/P 水位	cm
83	CAMS H ₂ 濃度 A	%
84	CAMS H ₂ 濃度 B	%
85	CAMS A サンプル切替 (D/W)	DIGITAL
86	CAMS B サンプル切替 (D/W)	DIGITAL
87	CAMS O ₂ 濃度 A	%
88	CAMS O ₂ 濃度 B	%
89	原子炉給水流量	t/h
90	R C I C タービン起動	DIGITAL

番	パラメータ	単位
91	R C I C 系統流量	L/S
92	S / R 弁 開	DIGITAL
93	R H R 注入弁 A (C C Sモード) 開	DIGITAL
94	R H R 注入弁 B (C C Sモード) 開	DIGITAL
95	R H R 注入弁 A (L P C Iモード) 開	DIGITAL
96	R H R 注入弁 B (L P C Iモード) 開	DIGITAL
97	R H R 注入弁 C (L P C Iモード) 開	DIGITAL
98	S R N M 対数計数率 C H - A	CPS
99	S R N M 対数計数率 C H - B	CPS
100	S R N M 対数計数率 C H - C	CPS
101	S R N M 対数計数率 C H - D	CPS
102	S R N M 対数計数率 C H - E	CPS
103	S R N M 対数計数率 C H - F	CPS
104	S R N M 対数計数率 C H - G	CPS
105	S R N M 対数計数率 C H - H	CPS
106	S R N M A 計数率高高	DIGITAL
107	S R N M B 計数率高高	DIGITAL
108	S R N M C 計数率高高	DIGITAL
109	S R N M D 計数率高高	DIGITAL
110	S R N M E 計数率高高	DIGITAL
111	S R N M F 計数率高高	DIGITAL
112	S R N M G 計数率高高	DIGITAL
113	S R N M H 計数率高高	DIGITAL
114	S G T S A 運転	DIGITAL
115	S G T S B 運転	DIGITAL
116	主蒸気管 A1 放射能高	DIGITAL
117	主蒸気管 B1 放射能高	DIGITAL
118	主蒸気管 A2 放射能高	DIGITAL
119	主蒸気管 B2 放射能高	DIGITAL
120	放水口モニタ線量率 6号	CPS

別表 3－1 原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤服用基準

項目	内容
安定ヨウ素剤予防服用に関する防護対策指標	性別・年齢に関係なく全ての対象者に対し一律に、放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量で 1 0 0 mSv に相当する予測線量となる場合 ※ ただし、上記の予測線量の評価ができない場合については、以下とする。 「原災法第 1 0 条第 1 項の規定に基づく通報以降、放射性ヨウ素の放出による内部取り込みの可能性が予測される場合」
服用対象者	性別・年齢に関係なく一律に服用の対象とする。ただし、以下の者には安定ヨウ素剤を服用させないこと。（禁忌） ・ヨウ素過敏症の既往歴のある者 また、以下の者には慎重に服用させること。（慎重服用） ・甲状腺機能亢進症 ・甲状腺機能低下症 ・腎機能障害 ・先天性筋強直症 ・高カリウム血症 ・ヨード造影剤過敏症の既往歴のある者 ・低補体血症蕁麻疹様血管炎又はその既往歴のある者 ・ジューリング疱疹状皮膚炎又はその既往歴のある者 ※ヨウ化カリウム丸 50mg「日医工」（2013 年 5 月改訂）より
服用量	医薬品ヨウ化カリウムの丸薬 2 錠（ヨウ素量 7 6 m g，ヨウ化カリウム量 1 0 0 m g）を用いる。 初日の服用は 1 日 2 錠，2 日目以降は 1 日 1 錠。連続服用は 1 4 日までとする。1 4 日経過後もしくは通算服用数 2 0 錠ごとに，副作用の有無を確認するため臨時健診を実施する。3 日以上の間隔が空いた場合には初日 2 錠とし，以降は同様とする。

別表 3-2 緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣，原子力防災資機材等の貸与

	原子力防災組織の人員	原子力防災資機材及び資料等		備 考
オフサイトセンター における業務に関する 事項	本社本部副本部長以上 (合同対策協議会派遣) 1 名 9 名	配管計装線図	1 冊	
		機器配置図	1 冊	
		設備関係資料 (必要な資料のみ)	1 部	
		業務車	1 台	
		広報車 (スピーカ搭載車)	1 台	
環境放射線モニタリ ング等に関する事項	10 名	シンチレーションサーベイメータ	5 台	※1：放射線測定車に搭載
		電離箱サーベイメータ	10 台	
		中性子線サーベイメータ	2 台	
		汚染密度測定用サーベイメータ	5 台	
		汚染密度測定用 (α線) サーベイメータ	1 台	
		蛍光ガラス線量計素子	30 個	
		電子式線量計	50 台	
		ヨウ素測定器	サンブラ 5 台	
			※1 測定器 1 台	
		ダスト測定器	サンブラ 5 台	
			※1 測定器 1 台	
		放射線測定車	1 台	
原子力規制庁緊急時対 応センター (ERC) における業務に関する 事項	5 名程度	モニタリング用車両	1 台	

※緊急事態応急対策の活動状況により要員については派遣先と調整する。

別表 4-1 原子力災害事後対策における原子力防災要員等の派遣，原子力防災資機材等の貸与

	原子力防災組織の人員	原子力防災資機材等		備 考
オフサイトセンターにおける業務に関する事項	本社本部副本部長以上 (合同対策協議会派遣) 1 名			
	9 名			
環境放射線モニタリング等に関する事項	10 名	シンチレーションサーベイメータ	5 台	※1：放射線測定車に搭載
		電離箱サーベイメータ	10 台	
		中性子線サーベイメータ	2 台	
		汚染密度測定用サーベイメータ	5 台	
		汚染密度測定用（α線）サーベイメータ	1 台	
		蛍光ガラス線量計素子	30 個	
		電子式線量計	50 台	
		ヨウ素測定器	サンプラ 5 台	
			※1 測定器 1 台	
		ダスト測定器	サンプラ 5 台	
			※1 測定器 1 台	
		放射線測定車	1 台	
		モニタリング用車両	1 台	
原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）における業務に関する事項	5 名程度			

※原子力災害事後対策の活動状況により要員については派遣先と調整する。

別表5-1 他の原子力事業者で発生した原子力災害への原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与

[illegible]

様式集

Ⅲ 様式集

様式 1	原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書
様式 2	原子力防災要員現況届出書
様式 3	原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書
様式 4	放射線測定設備現況届出書
様式 5	放射線測定設備の性能検査申請書
様式 6	原子力防災資機材現況届出書
様式 7－1	警戒事象発生通報
様式 7－2	特定事象発生通報（原子炉施設）
様式 7－3	特定事象発生通報（事業所外運搬）
様式 8－1	応急措置の概要（原子炉施設）
様式 8－2	応急措置の概要（事業所外運搬）
様式 9－1	応急措置の概要（原子炉施設）第 15 条報告
様式 9－2	応急措置の概要（事業所外運搬）第 15 条報告
様式 10	防災訓練実施結果報告書

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

平成 年 月 日	
内閣総理大臣，原子力規制委員会 殿	
届出者	
住 所	
氏 名	
印	
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	
(担当者 所属 電話)	
別添のとおり，原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので，原子力災害対策特別措置法第 7 条第3項の規定に基づき届け出ます。	
原子力事業所の名称及び場所	東京電力株式会社 福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
当該事業所に係る核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定，許可又は承認の種別とその年月日	原子炉設置許可 昭和 4 1 年 1 2 月 1 日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	平成 年 月 日
協議した都道府県知事及び市町村長	
予定される要旨の公表の方法	

備考 1 この用紙の大きさは，日本工業規格 A 4 とする。

2 協議が調っていない場合には，「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

3 氏名を記載し，押印することに代えて，署名することができる。この場合において，署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災要員現況届出書

平成 年 月 日		
原子力規制委員会，福島県知事，大熊町長，双葉町長 殿		
届出者		
住 所		
氏 名		
印		
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)		
(担当者 所属 電話)		
原子力防災組織の原子力防災要員の現況について，原子力災害対策特別措置 法第 8 条第 4 項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所	東京電力株式会社 福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2	
業 務 の 種 別	防 災 要 員 の 職 制	その他防災要員
情報の整理，関係者との連絡調整		名
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名
広 報		名
放射線量の測定その他の状況の把握		名
原子力災害の発生又は拡大の防止		名
施設設備の整備・点検，応急の復旧		名
放射性物質による汚染の除去		名
医 療 に 関 す る 措 置		名
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名
原子力事業所内の警備等		名

- 備考 1 この用紙の大きさは，日本工業規格 A 4 とする。
- 2 氏名を記載し，押印することに代えて，署名することができる。この
場合において，署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

平成 年 月 日			
原子力規制委員会，福島県知事，大熊町長，双葉町長 殿			
届出者			
住 所			
氏 名			
印			
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)			
(担当者 所属 電話)			
原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので，原子力災害 対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称 及び場所		東京電力株式会社 福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22	
区 分		選 任	解 任
正	氏 名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		
副	氏 名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		

- 備考 1 この用紙の大きさは，日本工業規格A4とする。
- 2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては，必要に応じて欄を追加するものとする。
- 3 氏名を記載し，押印することに代えて，署名することができる。この場合において，署名は必ず本人が自署するものとする。

放射線測定設備現況届出書

平成 年 月 日		
内閣総理大臣，原子力規制委員会，福島県知事，大熊町長，双葉町長 殿		
届出者		
住 所		
氏 名		
印		
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)		
(担当者 所属 電話)		
放射線測定設備の現況について，原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所		東京電力株式会社 福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
原子力事業所内の放射線測定設備	設 置 数	式
	設置場所	
原子力事業所外の放射線測定設備	設 置 者	
	設置場所	
	検出される数値の把握方法	

- 備考 1 用紙の大きさは，日本工業規格 A 4 とする。
- 2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は，通報事象等規則第 8 条第 1 号ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。
- 3 氏名を記載し，押印することに代えて，署名することができる。この場合において，署名は必ず本人が自署するものとする。

放射線測定設備の性能検査申請書

原管発官 第 号
平成 年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所 東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

氏 名 東京電力株式会社

印

原子力災害対策特別措置法第 11 条第 5 項の規定により次のとおり放射線測定設備の性能検査を受けたいので申請します。

原子力事業所の名称及び所在地		福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
原子力事業所内の 放射線測定設備	設 置 数	式
	そ の 概 要	別紙のとおり

原子力防災資機材現況届出書

平成 年 月 日			
内閣総理大臣，原子力規制委員会，福島県知事，大熊町長，双葉町長 殿			
届出者			
住 所			
氏 名			
印			
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)			
(担当者 所属 電話)			
原子力防災資機材の現況について，原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称及び場所	東京電力株式会社 福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2		
放射線障害防護用器具	汚染防護服	組	
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	個	
	フィルター付き防護マスク	個	
非常用通信機器	緊急時電話回線	回線	
	ファクシミリ	台	
	携帯電話等	台	
計測器等	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器	台	
	ガンマ線測定用サーベイメータ	台	
	中性子線線量当量率測定用サーベイメータ	台	
	空間放射線積算線量計	素子	個
		リーダー	台
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	台	
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	台
		測定器	台
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	台
		測定器	台
	個人用外部被ばく線量測定器	台	
	その他	エリアモニタリング設備	台
	モニタリングカー	台	
その他資機材	ヨウ素剤	錠	
	担架	台	
	除染用具	式	
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台	
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	式	

備考 1 用紙の大きさは，日本工業規格 A 4 とする。

2 氏名を記載し，押印することに代えて，署名することができる。この場合において，署名は必ず本人が自署するものとする。

3 「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には，設備の種類を記載すること。

警戒事象発生通報（第 報）

平成 年 月 日

内閣総理大臣，原子力規制委員会，福島県知事，大熊町長，双葉町長 殿

警戒事象通報

通報者名

連絡先

警戒事象の発生について，原子力災害対策指針及び福島第一原子力発電所原子力事業者防災業務計画に定めるところに基づき通報します。

原子力事業所の名称 及び場所		東京電力株式会社 福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2	
警戒事象の発生箇所		福島第一原子力発電所 号機	
警戒事象の発生時刻		平成 年 月 日 時 分 （24時間表示）	
発生した警戒事象の概要	警戒事象の種類	AL11 原子炉停止機能の異常 AL21 冷却材の漏えい AL22 給水機能の喪失 AL23 残留熱除去機能喪失 AL25, AL26 交流電源喪失 AL29 停止中の原子炉異常 AL30 燃料プールに関する異常(5, 6号機) AL31 燃料プールに関する異常(1～4号機) AL42 障壁の喪失 AL51 原子炉制御室等に関する異常 AL52 通信設備異常 AL53 火災又は溢水の発生 立地県で震度 6 弱以上の地震発生 立地県で大津波警報発令 その他（原子力規制委員会又は原子力規制庁が警戒事態を判断した事象）	
	想定される原因	故障，誤操作，漏えい，火災，爆発，地震，調査中，その他（ ）	
	検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状態等	原子炉の運転状態 発生前（運転中，起動操作中，停止操作中，停止中） 発生後（状態継続，停止操作中，全制御棒全挿入） E C C S 系の作動状態 （要求信号／有・無，成功，一部失敗，全台失敗） 排気筒放射線モニタの指示値（排気筒名： ） 変化無し，変化有り（発生前の値 cps→最大値 cps） モニタリングポストの指示値 変化無し，変化有り （発生前の値 nGy/h→最大値 nGy/h, MPNo. ） その他	
その他警戒事象の把握に参考となる情報			

特定事象発生通報（原子炉施設）

		平成 年 月 日	
内閣総理大臣，原子力規制委員会，福島県知事，大熊町長，双葉町長 殿			
第 1 0 条 通 報		通報者名	
		連絡先	
特定事象の発生について，原子力災害対策特別措置法第 1 0 条第 1 項の規定に基づき 通報します。			
原子力事業所の名称及び 場所		東京電力株式会社 福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2	
特 定 事 象 の 発 生 箇 所		福島第一原子力発電所 号機	
特 定 事 象 の 発 生 時 刻		平成 年 月 日 時 分 （2 4 時間表示）	
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	SE01～06 放射線量等の検出 SE41 原子炉格納容器機能の異常 SE21 冷却材漏えい SE42 障壁の喪失 SE22 注水機能喪失 SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置使用 SE23 残留熱除去機能喪失 SE51 原子炉制御室等に関する異常 SE25, SE26 交流電源喪失 SE52 通信設備異常 SE27 直流電源喪失（部分喪失） SE53 火災又は溢水の発生 SE29 停止中原子炉に関する異常 SE55 外的な事象による影響 SE30 燃料プールに関する異常(5, 6 号機) SE31 燃料プールに関する異常(1～4 号機)	
	想定される原因	故障，誤操作，漏えい，火災，爆発，地震，調査中， その他)	
	検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状態等	原子炉の運転状態 発生前（運転中，起動操作中，停止操作中，停止中） 発生後（状態継続，停止操作中，全制御棒全挿入） E C C S 系の作動状態 （要求信号／有・無，成功，一部失敗，全台失敗） 排気筒放射線モニタの指示値（排気筒名： ） 変化無し，変化有り（発生前の値 cps→最大値 cps） モニタリングポストの指示値 変化無し，変化有り （発生前の値 nGy/h→最大値 nGy/h, MPNo. ） その他	
その他特定事象の把握に参考となる情報			

特定事象発生通報（事業所外運搬）

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	
内閣総理大臣，原子力規制委員会，国土交通大臣，都道府県知事，市町村長 殿	
第 10 条 通 報	
通報者名 _____ 連絡先 _____	
特定事象の発生について，原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。	
原子力事業所の名称及び場所	東京電力株式会社 福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所	都道府県 _____ 市町村 _____ （海上の場合：沖合 _____ k m）
特定事象の発生時刻	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ____ 時 ____ 分頃（24 時間表示）
発生した特定事象の概要	特定事象の種類 XSE61 事業所外運搬での放射線量の上昇 XSE62 事業所外運搬での放射性物質の漏えい
	想定される原因 火災，爆発，沈没，衝突，交通事故，調査中， その他（ _____ ）
	検出された放射線量の状況，検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状態等
その他特定事象の把握に参考となる情報	

応急処置の概要（原子炉施設）

内閣総理大臣
原子力規制委員会
福島県知事
大熊町長
双葉町長

殿

第 2 5 条 報 告

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

発信日時	平成 年 月 日 時 分	送信者	
受信日時	平成 年 月 日 時 分	受信者	

1. 事 故 件 名 :

2. 事故発生場所 :

3. 事故発生日時 :

4. 発生事象と対応の概要

5. 緊急時対策本部その他の事項の概要

応急措置の概要 (プラントの状況)

6. プラントの状況

確認時刻 :

事故発生時の状況	発電所状態		原子炉出力	%
	停止時刻	時 分	炉心平均燃焼度	MWD/MTU
現在の状況	原子炉出力	%	1 次系圧力	MPa (gage)
	1 次系 (ホットレグ) 温度	℃	原子炉水位	%
	格納容器圧力	kPa (gage)	格納容器内水素濃度 (ドライ値)	%

7. 放射性物質の放出状況等

確認時刻 :

放出状況 放出状況の評価を開始した時刻 (時刻　：　)	放出開始時刻	日　：　頃				放出停止時刻			
	放出箇所					放出高さ (地上高)		m	
	放出実績評価	評価時点での放出率				評価時刻までの放出量			
	希ガス	Bq/h				Bq			
	ヨウ素	Bq/h				Bq			
	その他 (核種)	Bq/h				Bq			
排気筒モニタ	格納容器 (主排気筒)				cps cpm	補助建屋		cps cpm	
モニタポスト	名称	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8
	nSv/h μ Sv/h								
気象情報	天候					風向			
	風速		m/s			大気安定度			

8. 放射性物質の放出評価

確認時刻 :

放出見通し		希ガス	ヨウ素	合計
	放出評価時刻以降の放出見通し	Bq	Bq	Bq
最大地点の線量の推定		方位	距離	被ばく線量
	外部全身被ばく		km	mSv
	甲状腺被ばく		km	mSv

9. その他

--

応急処置の概要(事業所外運搬)

内閣総理大臣
原子力規制委員会
国土交通大臣
都道府県知事
市町村長

殿

第 2 5 条 報 告

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

発信日時	平成 年 月 日 時 分	送信者	
受信日時	平成 年 月 日 時 分	受信者	

1. 事 故 件 名 :

2. 事故発生場所 :

3. 事故発生日時 :

4. 発生事象と対応の概要

5. 緊急時対策本部その他の事項の概要

応急措置の概要(輸送容器の状況)

6. 輸送容器の状況

確認時刻 :

事故発生時の状況	輸送物		使用容器	型
	出発地/到着予定地	/	輸送手段	
現在の状況	火災の有無		爆発の有無	
	漏えいの有無			
	特記事項			

7. 放射性物質の放出状況等

確認時刻 :

放出状況	放出, 漏えい開始時刻	日 : 頃			放出, 漏えい停止時刻			
	放出, 漏えい箇所							
放射線量	距離・場所							
	nSv/h μSv/h							

8. 放射性物質の放出評価

評価時刻 :

放出見通し	放出評価時刻以降の放出見通し			
最大地点の線量の推定		方位	距離	被ばく線量
	外部全身被ばく		m	mSv

9. その他

--

応急措置の概要(原子炉施設)

内閣総理大臣

原子力規制委員会

福島県知事

大熊町長

双葉町長 殿

第 1 5 条 報 告

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項に基づき、応急措置の概要（同法第 1 5 条第 1 項に係る原子力緊急事態事象の発生）を以下のとおり報告します。

発信日時	平成 年 月 日 時 分	送信者	
受信日時	平成 年 月 日 時 分	受信者	

1. 事 故 件 名 :

2. 事故発生場所 :

3. 事故発生日時 :

4. 報告する内容 :

5. 発生事象と対応の概要

6. 緊急時対策本部その他の事項の概要

応急措置の概要(事業所外運搬)

内閣総理大臣
原子力規制委員会
国土交通大臣
都道府県知事
市町村長

殿

第 1 5 条 報 告

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項に基づき、応急措置の概要（同法第 1 5 条第 1 項に係る原子力緊急事態事象の発生）を以下のとおり報告します。

発信日時	平成 年 月 日 時 分	送信者	
受信日時	平成 年 月 日 時 分	受信者	

1. 事 故 件 名 :

2. 事故発生場所 :

3. 事故発生日時 :

4. 報告する内容 :

5. 発生事象と対応の概要

6. 緊急時対策本部その他の事項の概要

防災訓練実施結果報告書

年 月 日 原子力規制委員会 殿 報告者 住所 _____ 氏名 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話) 防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第 13 条の2第1項の規定に基づき報告します。	
原子力事業所の名称及び場所	
防 災 訓 練 実 施 年 月 日	年 月 日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	
防 災 訓 練 の 項 目	
防 災 訓 練 の 内 容	
防 災 訓 練 の 結 果 の 概 要	
今後の原子力災害対策に向けた改善点	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

【参考】緊急時活動レベル（EAL）一覧表

EAL 区分		警戒事態を判断する基準〔AL〕 (警戒事象)		原子力災害対策特別措置法第 10条に基づく通報基準〔SE〕 (施設敷地緊急事態に該当する事象)		原子力災害対策特別措置法第15条の 原子力緊急事態宣言発令の基準〔GE〕 (全面緊急事態に該当する事象)	
		EALNo.	EAL 略称	EALNo.	EAL 略称	EALNo.	EAL 略称
放射線量・放射性物質放出	01	—	—	SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇
	02	—	—	SE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出
	03	—	—	SE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出
	04	—	—	SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出
	05	—	—	SE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出
	06	—	—	SE06	施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	GE06	施設内(原子炉外)での臨界事故
止める	11	AL11	原子炉停止機能の異常のおそれ	—	—	GE11	原子炉停止機能の異常
冷やす	21	AL21	原子炉冷却材の漏えい	SE21	原子炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置作動	GE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能
	22	AL22	原子炉給水機能の喪失	SE22	原子炉注水機能喪失のおそれ	GE22	原子炉注水機能の喪失
	23	AL23	原子炉除熱機能の一部喪失	SE23	残留熱除去機能の喪失	GE23	残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失
	25	AL25	全交流電源喪失のおそれ	SE25	全交流電源の30分以上喪失	GE25	全交流電源の1時間以上喪失
	26	AL26	全交流電源喪失のおそれ(旧基準炉)	SE26	全交流電源の5分以上喪失(旧基準炉)	GE26	全交流電源の30分以上喪失(旧基準炉)
	27	—	—	SE27	直流電源の部分喪失	GE27	全直流電源の5分以上喪失
	28	—	—	—	—	GE28	炉心損傷の検出
	29	AL29	停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	SE29	停止中の原子炉冷却機能の喪失	GE29	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失
	30	AL30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	SE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	GE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出
	31	AL31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	SE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出のおそれ	GE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出
閉じ込める	41	—	—	SE41	格納容器健全性喪失のおそれ	GE41	格納容器圧力の異常上昇
	42	AL42	単一障壁の喪失又は喪失可能性	SE42	2つの障壁の喪失又は喪失可能性	GE42	2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失可能性
	43	—	—	SE43	原子炉格納容器圧力逃し装置の使用	—	—
その他脅威	51	AL51	原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	SE51	原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失	GE51	原子炉制御室の機能喪失・警報喪失
	52	AL52	所内外通信連絡機能の一部喪失	SE52	所内外通信連絡機能のすべての喪失	—	—
	53	AL53	重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	SE53	火災・溢水による安全機能の一部喪失	—	—
	55	—	—	SE55	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象の発生	GE55	住民の防護措置を開始する必要がある事象発生
所外運搬 (参考)事業	61	—	—	XSE61	事業所外運搬での放射線量の上昇	XGE61	事業所外運搬での放射線量の異常上昇
	62	—	—	XSE62	事業所外運搬での放射性物質の漏えい	XGE62	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい